令和4年度

薬務行政の概要

はじめに

わが国は世界でも最高水準の長寿国となりましたが、一方で、少子化の傾向は続いており、急速な高齢化の進展というこれまで経験したことのない急激な社会変化を迎えています。そうした中で、国民の生活に関する期待も多種多様となり、それは薬事においても例外ではありません。

薬剤師・薬局に関しては、地域住民・患者が地域で安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、令和元年12月に改正された医薬品医療機器等法に基づく地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度等が、昨年8月から施行されました。県では、こうした法改正に適切に対応するとともに、かかりつけ医師や介護事業者等と連携した薬剤師の在宅患者への対応業務の推進等、県民へのかかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着の取組を行ってまいります。

また、他県の医薬品製造業者の GMP 違反による行政処分等により、医薬品の安定供給に不安が生じる状態が続いております。本県としても、県内の医薬品製造業者に対して、法令遵守体制の整備並びに適正な製造管理及び品質管理について引き続き指導を行ってまいります。

薬物乱用については、大麻は「体に害がない」などの誤った情報がインターネット上で拡散されており、県内の令和3年の大麻事犯の検挙者数は過去最高となりました。近年、若者を中心に乱用が広がる傾向にあることから、取締りと啓発の両面から、引き続き乱用防止対策に重点的に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療体制の維持が求められている中で、大型連体や年末年始の調剤体制の整備に御協力いただいた薬局への協力金支給を行いました。新型コロナウイルス感染症への対応は、現在も継続しておりますが、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保や円滑な供給、献血の推進等について、関係機関と連携協力の上、より一層努めてまいります。

今後とも、円滑な薬務行政の推進に向け関係各位の特段の御協力、御支援を 賜りますようお願い申し上げます。

この冊子は、令和4年度の主要事業及び予算の概要と前年度までの各種事業の実績等をとりまとめたものです。関係各位の御参考としていただければ幸いです。

令和4年6月

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長 諸角 浩利

目 次

1	機構及び予算	1
1	機 構 ···································	1
(1	· 治 革 ·································	1
(2		1
(3		
	10,000	1
(4		1
(5		3
(6		4
2	令和4年度 当初予算	6
(1	tions at the	6
(2	4 Metri Mi	7
,	1, 0, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	
(3	to the state of	8
(4	事業の概要	10
${ m I\hspace{1em}I}$	薬事指導	13
1	菜事審議会	13
2	薬剤師の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1		13
(2	薬剤師免許事務処理状況	13
3	薬局及び医薬品等販売業等の状況	14
(1	· 薬局·医薬品等販売業者数 ····································	14
(2	薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数	14
	薬事監視指導	15
,	7. In 1911 19 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	
(1		15
(2		17
	・医薬品等の違反発見状況	18
5	医薬類似品等の監視指導	18
(1	・健康食品等の試買検査等状況	18
(2		19
6	薬事講習会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
_	衆事時自云の所催 登録販売者試験	
7		20
8	医薬品等価格調査	21
(1	医薬品価格調査	21
(2	特定保険医療材料価格調査	21
Ш	医薬品等の安全対策	22
	区来叫守少女主对众	
1	薬事情報の収集・提供	22
(1	・ 楽物情報電話サービス	23
(2	薬事情報センター事業の助成	24
2	薬事知識の普及啓発	24
3	医薬品適正使用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
4	医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度	25
_	○宋中町下川板音板頂間及及0°土物日本表面巡呆寺板音板頂間及 後発医薬品使用促進協議会の開催 ····································	$\frac{25}{25}$
5	仮光医楽 加火	
6	漢方理解促進に関する取組み	25
IV	医薬品等の生産指導	26
1		26
	· 医薬品等製造販売·製造·修理業者数 ····································	26
(1	・ 医薬品製造販売業等許可及び承認状況	26
_	「 区栄叩表坦씨ル未守計リ及い外部外仇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	医薬品等の製造販売・製造状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3	医薬品等国家検定 ····································	28

\mathbf{V}	毒物	物劇物抖	道																				29
1	盖 炒	物劇物営																					29
(1) 幸	物劇物	光光	*シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・ション・ション・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイ	ひ □ 粉																		29
(2	ノサ	物劇物	田太	古安/	ダ 人 6日 エ田	从米	-																
(2					处理	十级		• • • •	•••	• • • •	••••		•••	•••	••••			•••	•••	••••	••••	• • • •	29
2	毎%	物劇物監	悦指																				30
(1) 毒	物劇物	監視	指導:	美 施	状次	<u>'</u>	• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • • •	•••	• • • •			• • •	• • •	• • • •	••••		30
(2	!) 毒	物劇物	講習	会の	開催	•	• • • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • •	• • •	• • • •	••••		31
3	毒物	加劇物取	扱者	試験	• • • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • • •	•••	• • • •			• • •	• • •	• • • •	••••		31
	-14 4.		L. r 1	. 1 444-1																			
VI		为乱用 防	カルス	可東	• • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • •				•••	•••	• • • •			• • •	• • •		••••		32
1	概	况 …	•••••		• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • •	• • •	• • • •	••••		32
2	薬物	加乱用対	策推	進体	制	• • • •	• • • • •	• • • •	• • •	• • • •			• • • •	•••	• • •			• • •	• • •		••••		32
(1) 薬	物乱用	対策	推進化	体制				• • •					• • •				• • •	• • •				32
(2	(文章	物乱用	防止	対策	活動	状況	ŗ																32
(3		物相談					- • • • • •																34
(4		奈川県																					35
(1	7 TT	中•高校	不 你	ナキャップ ファッション ファンファ	シノエム	事份	·只 /	からな	こしょ	ノロ	±911/ :	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\											
	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	中"同仪	生守	レフボ	りる	架彻	ノウレク	ロタコ	Ш.Х %	沙水				• • •									36
(1	ノ子	校薬剤		トつ楽	540万	し用り	力止	俗タ	ピージ				• • • •	•••				• • •	•••		••••		36
(2	() (材	薬取締	貝等	による	2楽年	勿乱力	刊沙	止星	咨 発				•••	•••	• • • •			• • •	• • •		••••		36
4	麻場	と取扱者	等の	状况	• • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • •	• • •	• • • •	••••		37
(1) 麻	薬等取	扱者	数 …		• • • •	• • • • •	• • • •	• • •	• • • •			• • • •	• • •	• • • •			• • •	• • •	• • • •	• • • •		37
(2	() 麻	薬取扱	者(旅	回用者	∱•管	理者	一) 内	訳	• • •	• • • •			• • • •	• • •	• • • •			• • •	• • •		••••		37
(3) 麻	薬取扱	者免	許関	係事	務処	理化	牛数											• • •				37
(4) 麻	薬小売	業者	間譲	渡許	可事	務如	几理	! (牛.)	汝 ·													38
(5	() 省	醒剤研	空者.	指定	笑 関	係事	終	几理	(仕)	∜													38
5	が、現で	医•覚醒剤		り配ね	マス 月出i	レハ チ 首 .	· 4 <i>7</i> 77 ^			ږ <i>.</i> 													39
-,		薬・覚醒	ラグログ		1.10 1.10 1.10 1.10 1.10 1.10 1.10 1.10	子 省 字 t	海中	·γП															39
(1) MM	深·見賢 正大麻	生用して	出版	プログル アンドラング	子天に	旭小 ₹+左	<i>O</i> L						•••									
(2	ノ作	上人杯	•りし	凭∭	理期	JVノ夫	・心	•••	•••	• • • •	••••		• • • •	•••	••••	••••		•••	• • •	••••	••••		40
(3		薬等講	省会	の開作	隹	• • • •	• • • • •	• • • •	•••	• • • •			• • • •	• • •	• • • •			•••	• • •	••••	••••		41
(4) 제	薬事故	状况	· · ·	• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • •	•••	• • • •	••••		• • • •	• • •	• • • •	• • • • •		• • • •	• • •	• • • •	••••		41
(5	() 向	精神薬	事故	状況	•••	• • • •	••••	• • • •	• • •	• • • •	• • • • •		• • • •	•••	• • • •			• • •	• • •	• • • •	••••		41
(6)覚	醒剤(原	(料)	事故》	状況		• • • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • •	• • • •			• • •	• • •	• • • •	••••		41
6	麻薬	逐中毒者	対策																				42
(1) 麻	薬中毒	者診	新届品	出状	況·			• • •					• • •				• • •	• • •				42
(2	() 麻	薬等薬	物相	談員の	の活	動状	況																42
7		食ドラック																					43
•		買検査																					43
		舗の監																					43
(2	ハース	ンターネ	. いより:	テルバ	ル ませき	具 小	\ <u></u>																43
(3)/ ~ \ }d	奈川県	さまま	が開か	心1日≏ 7七 ₁ し	テイ八1 タガ	ひし	± ~	ン Ær	· 本·	 	·本h	tm or	\ + 12	≑ ⁄⊓	⊥ئ⊓ ∠ئات							
(4	: <i>)</i> 个年	宗川県	架彻	监用	刃止	米沙!	」(しき	古。フ	ヘオ	1 = 1	旧处	梁1	⊘J ∪_	ガ日	た ヤ	八兀	•••	•••	•••	••••	••••	• • • •	44
VII	医速	基分業																					45
1	押	2.7 / 																					45
2	左車	返分業の	批准	计学																			45
	<u> </u>	薬局に対	1年/正		ŕ																		
(1	.) .\	衆同にX 小包装B	196)作号	┇ ┸╾╾	7 4103	去	•••	•••	• • • •			•••	•••	• • • •			•••	•••	••••	••••		45
(2	() ()	小包装的	大架 点	立に次	丁りる	アナウ	异 ⋯	• • • •	• • •	• • • •			• • • •	•••				• • •	•••		••••		45
(3	()	地域基幹	半果 /	可の短	虹化表	ム允				• • • •			• • • •	• • •	• • • •			•••	• • •	••••	••••		45
(4	.)	医薬分类	 	王文技	美セン	ノター	-0)!	整備	前	· · · ·	• • • •		• • • •	•••	• • • •			• • •	• • •	• • • •	••••		45
(5		かかりつ																					45
(6) 7	在宅医療	家薬剤	引供給	合体制	削推	進事	業	の実	施			• • • •	•••	• • • •			• • •	• • •	• • • •	••••		45
(7	")	かかりつ	け薬	局の	服薬	指導	[の]	艺実	強化	匕.			• • • •	• • •				• • •	• • •				46
(8)	調剤事情	かけい	分針策	··· ÷																		46
(9)	カンカンりつ	け薬	局の	定着	促准	· · ·																46
	$0)$ $\overline{2}$	医局在学	2 医龙	北公	14兄书	主主	坐																46
	1) 7	生宅医療	加上	ずり	東京は	ニザラ	~																46
	2) 1	工七区店 建康情報	が下	液巴	光光	も重う	~ 坐																46
	△/ 10 9\ ₹	医尿泪剂 薬剤師復	がだけ	米川 地市	/1压년 ┌ 火火 /	ᆂᆍᅔ	11>-																
	3) }	彩刑训修 欠少医点	₹4戦 <i>文</i> ₹/\$#5	、1友事 如1 1//	大夫し	1世/火 11.1/火=	/広が セギ	ガル	・ まい	(11)	11年17	内全	亚)	# 4//	····	<i>址1</i> □	· + · ·	۰۰۰					46
		生宅医療								(地	以以均	医療	汀言	隻稅	合付	唯保	* 全 3	受)	• • •	• • • •	••••		46
		患者のた							1~														46
/ 1	6) ±	也域によ	はナス	准 石川	[• 마片	氷局の	カ 総	出品	出化	147	/ ド三田	本.	給	红耳	4 業								46

3 処方箋枚数等	47	7
(1) 処方箋枚数、調剤金額、処方箋受取率	47	7
(2) 処方箋発行状況	47	7
(3) 健康サポート薬局届出状況	47	7
(4) 年次別保険調剤の処方箋枚数等比較表	48	8
(5) 保険調剤の処方箋枚数等比較表	48	8
(6) 薬局及び保険薬局の地域別店舗数一覧	49	9
Ⅷ 献血事業の推進	50	0
1 概 況	50	0
2 献血の推進	50	0
(1) 献血推進協議会等の開催	50	0
(2) 献血の普及及び広報	50	
3 神奈川県赤十字血液センターの状況	55	
(1) 血液センター・献血ルームの概要	5°	
(2) 血液センター及び事業所の現況	55	
4 融血及が供給状況	54	
4 献血及び供給状況 ····································	54	
(2) 供給	56	
		U
IX 災害時医薬品等の確保対策	F.	_
	58	
	58	
2 災害用血液製剤の確保	58	
3 国有ワクチンの供給		
4 解毒剤の備蓄	58	8
参考資料•統計		_
○神奈川県薬事審議会規則		
○神奈川県薬物乱用対策推進本部規程		
○神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領	64	
○神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領	65	
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱		
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領	67	7
○神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱	69	9
○神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱	··· ··· 70	0
○神奈川県麻薬中毒審査会		2
○薬物クリーンかながわ推進会議規約	···· 73	3
○神奈川県献血推進協議会要綱	······ 78	
○神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱	80	
○仲示川尔俊光区采印区用促进励哦云以直安闸		
○神奈川県薬務関係団体組織図○処方箋発行枚数、受取薬局・分業率の推移	82	
○咫月受兀11仪数、又以采问·刀未平り怔传 ····································	82	
○薬剤師数、薬局·医薬品販売業者数の推移 ····································	83	
○医薬品等製造販売・製造業者数・生産(輸入)金額の推移		
〇年度別献血者数と献血量の推移 ····································		
○令和3年度都道府県別献血状況	86	Ó

本概要において「医薬品医療機器等法」とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を示す。

I 機構及び予算

1 機 構

(1) 沿革

ア 昭和21年11月 衛生部の新設に伴い薬務課(庶務、薬事、資材の3係)発足。

イ 昭和37年10月 麻薬係を新設し、庶務薬事、薬事監視、薬事生産の4係となる。

ウ 昭和40年1月 機構改革により、庶務、薬事、監視、生産、麻薬の5係となる。

エ 昭和43年7月 機構改革により庶務係が廃止され、薬事、監視、生産、麻薬の4係となる。

オ 昭和52年5月 機構改革により係の廃止、新設で薬事、営業、生産の3係と麻薬・監視、

安全・情報の2班となる。

カ 昭和54年6月 機構改革により営業指導、生産指導の2係と薬事・献血、麻薬・監視、

安全・情報の3班となる。

キ 昭和56年6月 機構改革により薬事献血、麻薬・監視、安全・情報、営業・生産の4班となる。

ク 平成 元年 4月 班の再編により管理・献血、監視指導、安全・情報、薬事指導の4班となる。

ケ 平成 9年 4月 班の再編により管理・献血、薬事・安全情報、薬物対策、生産指導の4班となる。

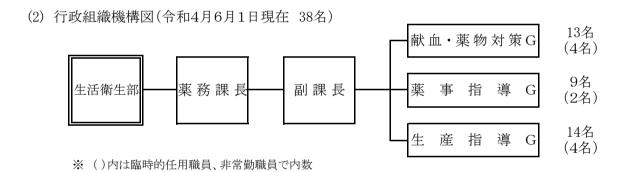
コ 平成17年4月 機構改革により衛生部と福祉部が統合され、保健福祉部薬務課となる。また、

管理・献血班の名称が献血推進班に変更される。

サ 平成22年 4月 機構改革により保健福祉局生活衛生部薬務課となる。また、献血・薬物対策グ

ループ、薬事指導グループ、生産指導グループの3グループ体制となる。

シ 平成30年4月 機構改革により健康医療局生活衛生部薬務課となる。



(3) 職員数

区	分	事務職員	技 術 職 員 (薬 剤 師)	計
人	圓	10名 (うち臨任1名・非常勤5名)	28名 (うち臨任2名・非常勤2名)	38名 (10名)

(4) 事務分掌

(各グループ別分掌事務)

献血・薬物対策グループ (内線4964, 4965, 4972, 4973, 4974)

- 1 人事、服務、研修に関すること
- 2 県議会に関すること
- 3 課の予算編成に関すること
- 4 決算・監査に関すること
- 5 文書の管理に関すること
- 6 各種表彰事務に関すること
- 7 物品調達事務に関すること
- 8 総合計画策定に関すること
- 9 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることを除く)の施行に関すること
- 10 献血思想の普及啓発及び献血の表彰に関すること
- 11 献血推進協議会に関すること
- 12 薬剤師法の施行に関すること
- 13 薬剤師免許申請等の進達に関すること
- 14 大麻取締法、覚醒剤取締法(免許等に係るものを除く)、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び 医薬品医療機器等法(指定薬物関係)の施行に関すること
- 15 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤及びけしの取扱者等の免許、指定、届出に関すること
- 16 麻薬等違反事件の捜査に関すること
- 17 薬物乱用対策推進本部に関すること
- 18 麻薬等監視指導に関すること
- 19 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業に関すること
- 20 危険ドラッグ対策に関すること
- 21 不正大麻・けし撲滅運動に関すること
- 22 麻薬等薬物相談員及び中毒者の観察指導に関すること
- 23 麻薬中毒者の措置入院及び麻薬中毒審査会に関すること
- 24 他グループに属しない事項に関すること

薬事指導グループ (内線4967, 4968, 4969, 4970)

- 1 医薬品医療機器等法(販売業関係)の施行に関すること
- 2 配置販売業の許可、届出、身分証明書の交付及び品目台帳の整備に関すること
- 3 医薬品医療機器等法にかかる行政処分(販売業関係)に関すること
- 4 薬局機能情報報告・公表制度の運用に関すること
- 5 薬事等監視指導(販売業関係)に関すること
- 6 医薬品等の収去・試買(販売業関係)に関すること
- 7 登録販売者試験及び販売従事登録に関すること
- 8 薬事講習会(販売業関係)の開催に関すること
- 9 薬剤師及び薬事監視員の研修に関すること
- 10 医薬分業の推進に関すること
- 11 かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着に関すること
- 12 医薬品等安全対策事業の企画に関すること
- 13 「薬と健康の週間」事業に関すること
- 14 薬物情報の収集、整理及び提供に関すること

- 15 国有ワクチンのあっせんに関すること
- 16 災害時医薬品等の確保対策に関すること
- 17 医薬品及び医療材料の価格調査に関すること
- 18 医薬類似品(いわゆる健康食品)等の試買検査に関すること
- 19 毒物及び劇物取締法の施行(製造業及び輸入業を除く)に関すること
- 20 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業を除く)に関すること
- 21 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業を除く)に関すること
- 22 薬事審議会に関すること
- 23 後発医薬品の安心使用促進に関すること

生産指導グループ (内線4976, 4977, 4978, 4979, 4980)

- 1 医薬品医療機器等法(製造販売・製造業関係)の施行に関すること
- 2 医薬品等の製造販売・製造業の許可・登録及び医療機器修理業の許可に関すること
- 3 医薬品及び医薬部外品の製造販売承認に関すること
- 4 薬事等監視指導(製造販売・製造業関係)に関すること
- 5 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)等の指導に関すること
- 6 医薬品等の収去(製造販売・製造業関係)に関すること
- 7 薬事講習会(製造販売・製造業関係)の開催に関すること
- 8 国家検定等に関すること
- 9 医薬品医療機器等法に係る行政処分(製造販売・製造業関係)に関すること
- 10 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることに限る)の施行に関すること
- 11 毒物及び劇物取締法の施行(製造業・輸入業関係)に関すること
- 12 毒物劇物製造業及び輸入業の登録に関すること
- 13 毒物劇物監視指導(製造業・輸入業関係)に関すること
- 14 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業・輸入業関係)に関すること
- 15 毒物劇物取扱者試験に関すること

(5) 監視員等配置状況

令和4年4月1日現在

								13 (11) 7	P4月1日先往
		1	2	3	4	5	6	7	⑧ 血液法の
区	分	薬事	毒物劇物	覚醒剤	麻 薬	麻薬立入	麻薬中毒	あへん	規定による
		監視員	監視員	監視員	取締員	検査員	患者立会人	監視員	立入検査員
本	技術	28	26	26	6	26	7	7	17
	事務	0	0	0	0	0	0	0	0
庁	小計	28	26	26	6	26	7	7	17
保事	技術	99	85	58		53			
健 務福 所	事務								
祉等	小計	99	85	58		53			
	計	127	111	84	6	79	7	7	17

(根拠法令) ①医薬品医療機器等法第68条

⑤麻薬及び向精神薬取締法第50条の38

- ②毒物及び劇物取締法第18条
- <u>(6)</u>
- 第58条の6

- ③覚醒剤取締法第32条
- ⑦あへん法第44条
- ④麻薬及び向精神薬取締法第54条 ⑧安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第24条

(6)	行政対象	の状況		IB A 31	1		II 14		
光 锤		県市別	NO	県合計		# mz	県 域		
業種		佐 任	1	(注6)		秦野	鎌倉	三崎	小田原
		第 一 種 第二種(体外	2	5 12	0	0	0	0	0
		医 薬 品 <u>診断薬を除く)</u> 製造販売業体外診断用		12	0	0	0	0	0
F=		表 旦 敷 允 未 本 가 む 剛 市 医 薬 品	3	13	0	0	0	0	0
医薬		薬局	4	239	8	6	6	4	9
品		体外診断薬 を除く(注1)	5	89	4	2	0	0	8
医	製	と 菜 前 体外診断薬	6	26	1	1	1	0	0
療	造 販	来 に 限 る 薬 局	7	239	8	6	6	4	9
機器	売	医薬部外品製造販売業	8	55	4	1	1	0	0
等	製	医薬部外品製造業	9	136	6	8	1	0	10
の	造	化 粧 品 製 造 販 売 業化 粧 品 製 造 業	10 11	145 237	6	5 12	8	0	2 13
品質	業	医	12	31	0	1	0	0	0
`		製 告 販 売 業 男 一 性	13	64	1	0	0	0	3
有効		(五) 第 三 種 医療機器製造業	14 15	45 241	3 6	6	0	0	6
性		医療機器修理業	16	279	5	6	1	1	4
及 び		再生医療等製品製造販売業再生医療等製品製造業(注2)	17	1	0	0	0	0	0
安		中生医療等製品製造業(注2) 小 計	18 19	1,861	0 56	0 54	0 28	9	0 64
全	듄	薬 局	20	4,093	161	112	134	21	121
性の	薬薬	店 舗 販 売 業 卸 売 販 売 業	21	1,547	58	50	41	7	60
確	品	卸 売 販 売 業 薬 種 商 販 売 業	22 23	562 1	21	9	3	0	23
保等	局 売	特 例 販 売 業	24	0	0	0	0	0	0
に	業	配置 販売業	25	175	- 040	171	170	-	- 004
関す	医療機器	小 計 高度管理医療機器等	26 27	6,378 4,536	240 164	171 120	178 122	30 17	204 123
9 る	版 売 業	管 理 医療機器	28	22,457	757	505	578	70	623
法	医療機器貸 孝業	高度管理医療機器等	29	1,627	61	34	33	2	51
律	再生医	管理医療機器	30	1,910 57	147 2	38	63	8	152 3
	認定	地域連携薬局	32	201	7	3	9	1	6
	薬 局	専門医療機関連携薬局	33	9	0	1	0	0	0
	丰 Ѩ	計 劇物製造業	34	39,036	1,434	927	1,012	137	1,226
毒物	毒物		35 36	175 111	19 7	12	2	0	10
及	毒物」	剔物 一般 販売業	37	2,234	113	55	46	8	96
CV.		物農業用品目販売業	38	185	20	14	3	12	21
劇物	毒物劇特定	物 特 定 品 目 販 売 業 毒 物 研 究 者	49	54 74	6	0 5	1 2	1 0	3
取	毒物。	り物業務上取扱者	41	147	7	1	2	0	1
締法	特定	毒物使用者	42	9	0	1	0	0	2
	麻薬	計 卸 売 業 者	43	2,989 28	176 0	89	58 0	21	136 4
麻薬	麻薬	小 売 業 者	45	3,348	128	84	119	19	92
及	特定麻		46	154	10	4	2	1	7
び 向	麻薬麻	施 用 者 ※ 管 理 者 ※	47	17,312 1,059	450 33	925 31	694 49	58 7	365 37
精	麻薬	診療施設*	49	3,299	119	92	160	20	102
神	麻薬	研究者※	50	130	15	7	8	0	5
薬取	麻薬向精	研 究 施 設 * 神 薬 卸 売 業 者	51 52	75 7	9	6	6	0	3
締	向 精 神		53	131	6	4	5	0	3
法	.v. =0=	計	54	25,543	771	1,153	1,043	105	618
骨币	覚醒剤	施 用 機 関 (注7) 剤 研 究 者	55	3	0	0	2	0	0
覚取 醒締	覚 醒	剤 原 料 取 扱 者	56 57	32 62	5	2	1	0	7
剤法	覚醒	剤 原 料 研 究 者	58	21	4	0	0	0	2
+	座 加	計 変 孝 (注2)	59	118	9	4	3	0	9
大 け	麻 研 し 栽	究 者 (注3) 培 者 (注4)(注7)	60	16 1	0	0	0	0	0
採	ÍI.	業 (注5)	62	10	0	0	0	0	0
		象 数 計 (*を除く)	63	64,339	2,262	2,075	1,950	243	1,884
施	設	数計(※を除く)	64	49,212	1,892	1,210	1,365	198	1,582

(注1) 地方厚生局長許可施設6施設を含む。 (注2) 地方厚生局長許可施設4施設 (注3)大麻取締法 (注4)あへん法 (注5)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

令和4年3月末現在

(保健社	福祉:	事務所、保修	建福祉事務所	听センター)			保份	建 所 設	置市	令和4年		
足柄					横浜市	川崎市				茅ヶ崎市	小 計	NO
/C 117	0	1	0	1	3	1	0	0	0	(寒川町含む) 0	4	1
	0	1	0	1	7	2	0	1	0	1	11	2
	1	0	0	1	7	9	0	0	1	0	10	2
	1	0	0	1	7	2	2	0	1	0	12	3
	3	10	10	56	100	33	30	10	9	1	183	4
	2	11	2	29	38	11	6	2	1	2	60	5
	3	1	2	9	9	3	4	1	0	0	17	6
	3	10	10	56	100	33	30	10	9	1	183	7
	1	4	2	13	28	6	4	1	3	0	42	8
	6	18	5 6	54 35	32 77	23 12	21 11	1 0	8	1 2	82 110	9
	6	29	7	77	79	38	32	0	9	2	160	11
	1	0	2	4	14	9	2	0	2	0	27	12
	2	<u>4</u> 5	2	12 8	31 23	14	4	0	3	0	52 37	13 14
	8	23	8	57	107	40	25	3	8	1	184	15
	4	27	8	56	148	38	23	2	10	2	223	16
	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	17
	42	0 153	0 64	470	804	274	198	32	70	13	1,391	18
	50	212	132	943	1,662	628	325	192	227	116	3,150	20
	18	99	59	392	596	246	127	59	83	44	1,155	21
	8	83	20	169	224	61	58	17	22	11 0	393	22 23
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	-	=	-	_	-	-	-	-	-	-	0	25
	76 45	394 282	211 138	1,504	2,483 1,948	935 712	510 371	268 175	332 213	171 106	4,699 3,525	26 27
	233	1,581	612	1,011 4,959	9,494	2,768	2,293	1,200	1,204	539	17,498	28
	21	131	52	385	786	282	151	1	0	22	1,242	29
	52	342	129	931	503	150	237	5	3	81	979	30
	0	6 12	1 6	14 45	24 84	7 37	6	12	3 11	1 3	43 156	31
	0	0	1	2	3	1	3	0	0	0	7	33
4	470	2,901	1,214	9,321	16,129	5,166	3,778	1,695	1,836	936	29,540	34
	4	11	8	66 18	44 54	38	9	3 5	6 3	9	109	35 36
	27	164	77	586	899	327	163	75	115	69	1,648	37
	10	23	4	107	22	5	34	3	10	4	78	38
	0	2	4	17 21	23 30	10	6	3 4	2 2	1	37	49
	1	4	6	22	58	54	5	2	5	1	125	41
	0	0	0	3	5	1	0	0	0	0	6	_
	44	213	103	840	1,135	460	227	95	143	89	2,149	_
	33	159	96	730	1,390	536	253	1 156	187	96	2,618	44 45
	1	19	5	49	58	18	7	3	15	4	105	46
	113 17	678 63	341 32	3,624	7,124	3,211	1,549	723 53	756 57	325 23	13,688	47
	48	165	94	269 800	1,398	147 442	79 211	150	199	99	790 2,499	48
	2	2	0	39	48	15	14	2	10	2	91	50
	2	1	0	27	29	6	4	1	7	1	48	
	6	9	2	35	38	1 24	0 14	2	1 16	2	5 96	
	222	1,104	570	5,586	10,528	4,403	2,133	1,091	1,250	552	19,957	54
	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3	55
	2	7	0	25	19 19	5 6	1 5	3	2 3	1	28 37	56 57
	0	1	0	7	5	8	0	0	0	1	14	_
	2	8	1	36	43	21	6	4	5	3	82	59
	0	0	0	0	14	1	0	0	0	1 0	16	60
	0	2	0	2	5	2	0	0	1	0	8	62
(688	4,062	1,794	14,958	26,427	9,606	5,929	2,734		1,481	49,206	63
	606	3,485	1,515	11,853 」は、配置販売	20,251	6,681	4,502	2,107	2,412	1,231	37,184	64

(注6)「行政対象数計」及び「施設数計」は、配置販売業のみ全県一括で表示しているため県合計と地域別内訳の計が一致しない。 (注7)地方厚生局長許可を含む。

2 令和4年度 当初予算

(1)事業体系

会計01:一般会計		要求	県	予
款05:衛生費 項04:医薬費	歳出ID	分 析	性質	算
	1	区	別	額
		分		
事業08:献血事業推進費				
細事業02:献血推進費				
	516140	A4	単C	2,162
事業19:麻薬等薬物乱用防止対策費	310140	A4	+ 0	2,102
細事業01:麻薬対策費				
	516150	A4	法義	2,616
	516168	A4	法義	0
細事業02:薬物乱用防止対策費	0.0.00	, , ,	14.72	
	516151	A4	単C	19,664
	516153	A4	単B	1,620
公会計事業0659:薬事指導費				.,
事業01:薬事指導費				
細事業01:薬事指導運営費				
┃┃┃┃┃┃┃	516001	Α4	法義	37,173
	516002	A4	単A	1,077
細事業12:医薬分業体制整備事業費				
■	516146	D4	法義	4,752
細事業18:医薬品等製造業指導費	•			
細々事業01:医薬品等製造販売·製造管理指導事業費	516105	Α4	法義	2,113
細々事業02:医薬品・医療機器等申請システム運営事業費	516106	A4	単C	1,611
細事業20:医薬品検定事務等調査費	•		•	•
│	516147	D5	国委	16,330
細事業22:薬局機能強化・連携体制構築事業費				
細々事業01:薬局機能強化・連携体制構築事業費 ※計上せず	516157	D5	国委	0
事業02:医薬品等安全対策費				
細事業02:医薬品等安全対策事業費				
┃┃┃┃┃	516067	A4	単C	850
細事業08:医薬品情報等提供事業費補助	_	•	•	
┃┃┃┃┃┃	516148	A4	単B	2,394
	•			
┃┃┃┃┃	516149	A4	法義	1,965
細事業11:衛生研究所検査機器等更新事業費(薬務課)				
┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	516159	B1	単C	0
事業13:災害時医薬品等確保体制整備事業費				
細事業01:災害時医薬品等確保体制整備事業費	1	Г	1	I
┃ ┃ ┃ ┃	516113	A4	単C	3,757
事業21:在宅医療推進費				
細事業02:在宅医療多職種連携推進事業費(医療介護基金)			1	I _
	516169	B1	単C	0
事業23:薬局感染拡大防止対策事業費補助				
細事業01:薬局感染拡大防止対策事業費補助	I		네큐 노스	
┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ 個々事業01:薬局感染拡大防止対策事業費補助 *計上見合せ	516170	D7	奨補	0
事業24:新型コロナウイルス感染症対応薬局薬剤師慰労金交付事				
細事業01:新型コロナウイルス感染症対応薬局薬剤師慰労金3	1		4. 전기	l -
	516171	D7	奨補	0

(2) 総 括

(単位:千円)

			V. L. L. 1111			(単位:十円)
事業名	R 4 年 度 出初予質頻	R 3 年 度 当初予算額		(A)	の財源は	可 訳
学 未 4	(A)	(B)	(% A/B)	国庫支出金	特定財源	一般財源
	\= -/	ν=/	(, = =, =,		1472714171	7,000,100
公会計事業:0658献血・	薬物対策費					
	0.100	1 017	0.45	0	(財産収入)	A 1 000
1 献血事業推進費	2,162	1,217	945 (177.65)	0	3,982	△ 1,820
			(177.00)	(国庫負担金)	(負担金)	
2 麻 薬 等 薬 物	23,900	19,637	4,263	142		△ 18,279
2 麻 薬 等 薬 物 乱用防止対策費			(121.71)		(使手)	
					42,017	
公会計事業:0659薬事排	道費					
コム川 子木・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- T PK			(委託金)	(使手)	
】 3 薬 事 指 導 費	63,056	68,164	△ 5,108		100,992	△ 54,267
0 米 ず 旧 寺 貝			(92.51)		(諸収入)	
					(法壬)	
4 医薬品等安全対策費	5,209	21,254	\triangle 16,045	0	(使手) 9,175	△ 3,966
4 区米加 4 久 土 刈 水 貝	0,203	21,204	(24.51)	l o	3,113	△ 5,500
			(21.01)		(諸収入)	
5 災 害 時 医 薬 品 等 確保体制整備事業費		3,330	427	0	1,627	2,130
唯			(112.82)		(AB → A)	
6 在 宅 医 療 推 進 費	0	500	△ 500	0	(繰入金) 0	0
0 亿 亿 区 凉 雅 座 頁		500	(0.00)	0	U	U
			(0:00)			
	98,084	114,102	\triangle 16,018		157,814	\triangle 76,202
			(85.96)			
				(国庫負担金)	(負担金)	
				142	20	
				(委託金)	(使手)	
合 計				16,330		
					(財産収入)	
					3,982 (繰入金)	
					(深八金)	
					(諸収入)	
					1,628	
A4	72,656	79,893	\triangle 7,237	142	157,814	△ 85,300
B1 D1	16,323	14,286	2,037	0	0	16,323
D1 $D4$	4,752	4,752	0	0	0	4,752
D5	20,371	24,892	\triangle 4,521	16,330	0	4,041

(3) 事業別内訳

	R4年度		源 内	訳				R3年度
事業名	当初		特定			説明		当初
	<u> </u>	支 出 金 千円	<u>則 源</u> 千円	<u>財</u> 源 千円			千円	予算額 千円
┃ 1 献血事業推進費	2,162	0	3,982	↑ 1 820	(1)	献血推進費		1,217
(財源内訳)	2,102	· ·	0,002	<u></u>	(,,	III/IIII JEZE Je	2,162	1,211
• 土地建物等貸付収入(薬務課)			(財産収入)		ア	献血推進事業費	2,102	
3,982千円			3,982			II/III/II/II/II/II/II/II/II/II/II/II/II	2,162	
0,002 1			0,302				2,102	
2 麻薬等薬物乱用防止	23,900	142	42,037	△ 18,279	(1)	麻薬対策費	2,616	19,637
対策費					ア	麻薬対策推進費	2,616	
		(国庫負担金)	(負担金)		イ	麻薬中毒者入院措置費	0	
(財源内訳)		142	20					
• 麻薬中毒者入院措置費			(使手)		(2)	薬物乱用防止対策費	21,284	
自己負担金 20千円			42,017		ア	薬物乱用防止対策推進費	19,664	
薬事業務手数料 42,017千円					イ	薬物乱用防止指導員協議	会事業費	
• 麻薬中毒者入院措置費					1	補助(補助率10/10)	1,620	
国庫負担金 142千円								
3 薬事指導費	63,056	16,330	100,993	△ 54,267	(1)	薬事指導運営費	38,250	68,164
					ア	医薬品販売業許可等事務費	37,173	
(財源内訳)		(委託金)	(使手)		イ	薬事審議会費	1,077	
		16,330	100,992					
• 薬事業務手数料			(諸収入)		(2)	医薬分業体制整備事業費	4,752	
100,992千円			1		ア	薬局情報提供推進事業費	4,752	
• 薬事経済調査費委託金								
2,624千円					(3)	医薬品等製造業指導費	3,724	
• 検定検査事務費等委託金					ア	医薬品等製造販売・製造	管理	
13,706千円					1		2,113	
• 薬事指導費委託金					イ	医薬品•医療機器等申請	システム	
0千円					ì	軍営事業費	1,611	
• 労働保険料立替収入(薬務課)								
1千円					(4)	医薬品検定事務等調査費	16,330	
					ア	検定及び経済調査費		
						(国 10/10)	16,330	
					(5)	薬局機能強化∙連携体制	川構築	
					哥	事業費	0	
					ア	薬局機能強化•連携体制棒	靖築事業費	
						(国 10/10)	0	
						•		

事業名	R 4 年 度 当 初	財園庫	源 特 定	訳 一 般		R3年度 当 初
, 未 有	予 算 額	支出金	財 源	財 源		予算額
4 医薬品等安全対策費	千円 5,209	千円 0	千円 9,175	-	千円 (1) 医薬品等安全対策事業費	
4 医采加奇女主对宋镇	5,209	0	9,175	△ 3,900	850	·
(財源内訳)			(使手)		ア 医薬品等安全対策推進	
・薬事業務手数料			9,175		事業費 850	
9,175千円			0,110			
.,					 (2) 医薬品情報等提供事業費	
					 補助 2,394	
					ア 医薬品情報等提供事業費	
					補助(補助率1/3) 2,394	
					(3) 毒物劇物取締及び取扱	
					指導費 1,965	
					ア 毒物劇物対策費	
					1,965	
					(4) 衛生研究所検査機器等	
					更新事業費 0	
					ア衛生研究所検査機器等	
					更新事業費 0	
5 災害時医薬品等確保体	3,757	0	1,627	2,130	(1) 災害時医薬品等確保体制	3,330
制整備事業費	ŕ		ŕ	ŕ	 整備事業費 3,757	
(財源内訳)			(諸収入)		ア 災害時医薬品等確保体制	
· 事業収入 1,627千円			1,627		整備事業費 3,757	
。大克医病状状患						500
6 在宅医療推進費	0	0	0	0	(1) 在宅医療多職種連携推進	500
(財源内訳)			(繰入金)		事業費(医療介護基金)	
(財源内訳)・地域医療介護総合確保			(裸八金)		0 ア 在宅医療多職種連携推進	
基金繰入金(薬務課)					事業費 0	
金玉株八玉(来彷珠)					ず 未貝	
0113						
合 計	98,084	16,472	157,814	△ 76,202		114,102

(4) 事業の概要

No.	細々事業名	事業内容
1	献血推進事業費 4 年度当初 千円 予 算 額 2,162 3 年度当初 千円 予 第 1,217 比較増減 千円 945	安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、神奈川 県献血推進計画を定め、若年層を中心に広く県民に献血 を呼びかけるなど、献血思想の普及啓発を行う。(※R 3年度は普及啓発の一部は実施見送り)
2	麻薬対策推進費 4 年度当初 千円 予 算 額 2,616 3 年度当初 千円 予 算 額 2,427 比 較 増 減 千円 189	医療用麻薬等の適正使用のため、麻薬取扱者等の免許 事務及び監視指導を行う。 また、麻薬中毒者等の社会復帰を支援するため、麻薬 等薬物相談員による観察指導等を行う。 【 麻薬中毒者入院措置費を事業統合 】
3	麻薬中毒者入院措置費 4 年 度 当 初	麻薬中毒者に対し必要な治療を行うため、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、薬物乱用のおそれが著しい麻薬中毒者を入院させ、その費用を負担する。 【 麻薬対策推進費に事業統合 】
4	薬物乱用防止対策推進費 4 年度当初 千円 予算額 19,664 3 年度当初 千円 予算額 15,380 比較増減 千円 4,284	「薬物にクリーンな神奈川」を実現するため、薬物乱用対策推進本部等による乱用防止体制の充実に取り組むとともに、麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用防止の普及啓発の充実や検査分析を行う。(※R3年度は普及啓発の一部は実施見送り)
5	薬物乱用防止指導員協議会事業費補助 4 年度当初 千円	地域における薬物乱用防止啓発活動を行うため、街頭 イベントや講演会開催等に対して補助する。 (1) 事業主体 神奈川県薬物乱用防止指導員 協議会 (2) 負担割合 県 10/10
6	医薬品販売業許可等事務費 4 年度当初 千円 予算額 37,173 3 年度当初 千円 予算額 37,908 比較増減 千円 △735	医薬品等の販売、取扱いなどにおける安全性と品質を 確保するため、医薬品販売業等の許可事務、薬局等の監 視指導等を行う。 また、登録販売者の試験及び登録事務を行うととも に、薬事関係の許認可情報を一元化するシステムを運用 する。

No.	細々事業名	事業内容
7	薬事審議会費 4 年度当初 千円	知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議 し、答申又は意見建議を得るため、神奈川県薬事審議会 を運営する。
8	薬局情報提供推進事業費 4 年度当初 千円 予算額 4,752 3 年度当初 千円 予算額 4,752 比較増減 千円 0	県民が適切に薬局を選択できるよう支援するため、 ウェブサイト「かながわ医療情報検索サービス」を運用 し、県民に情報提供する。
9	 医薬品等製造販売・製造管理 指導事業費 4 年度当初 千円 予 算 額 2,113 3 年度当初 千円 予 算 額 2,159 比 較 増 減 千円 △ 46 	安全で高品質な医薬品・医療機器等の製造・販売を推進するため、医薬品等の製造管理及び品質管理の基準(GMP)等に基づく指導を行う。
10	医薬品・医療機器等申請システム運営事業費4年度当初 千円 第 額 1,6113年度当初 千円 予 第 1,585比 較 増 減 26	医薬品等の許認可事務を合理化・迅速化するため、国 が導入した医薬品等FD申請システムを運用する。
11	検定及び経済調査費 4 年度当初 千円	医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、 国の委託により、後発医薬品の品質評価を行うととも に、医薬品等の生産・輸入価格等の調査を行う。 (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国 10/10
12	落 薬局機能強化・連携体制 構築事業費 4 年度当初 千円 予 第 額 0 3 年度当初 千円 予 第 額 4,000 比 較 増 減 千円	「患者のための薬局ビジョン」を推進し、薬局機能を強化するため、国が提供するテーマ別モデル事業を実施する。 ※負担割合 国 10/10 【国の事業がなくなったことに伴い終了】

No.	細々事業名	事業内容
13	医薬品等安全対策推進事業費 4 年度当初 千円 予算額 850 3 年度当初 千円 予算額 900 比較増減 千円 △ 50	医薬品の適正使用による保健医療向上のため、医薬品の副作用等の情報提供を行うとともに、医薬類似品の試買検査を行い、違法製品を排除する。 (※一般県民向けの薬物情報電話サービスは休止中。R4年度は漢方薬の普及啓発は実施見送り)
14	医薬品情報等提供事業費補助4 年度当初 予 第 額 2,3943 年度当初 予 第 2,394比較増減千円 0	医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師、医師及び 歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業、県 民向け啓発事業に対して補助する。 (1) 事業主体 (公社)神奈川県薬剤師会 (2) 負担割合 県1/3、県薬剤師会 2/3
15	毒物劇物対策費 4 年 度 当 初	毒物劇物による危害又は事故の発生を未然に防止する ため、毒物劇物製造業者等の登録事務及び監視指導等を 行う。また、毒物劇物取扱者試験を実施する。
16	 衛生研究所検査機器等更新事業費(薬務課) 4 年度当初 千円予 額 0 3 年度当初 千円予 第 15,823 比較増減 千円 △ 15,823 	医薬品等の品質を確保するため、検査機器等を整備する。 【衛生研究所検査機器等更新事業費(総務室)に統合】
17	災害時医薬品等確保体制整備事業費4 年度当初千円予算額3,7573 年度当初千円予算額3,330比較増減千円427	大規模災害時の市町村の活動を支援するため、医薬品供給体制を整備するとともに、薬剤師の医療救護活動体制を整備する。 また、急を要する疾病に対応するワクチン等の速やかな供給体制を整備する。
18	在宅医療多職種連携推進事業費 4 年 度 当 初	地域包括ケアシステムの中で、すべての薬剤師・薬局が多職種とのチーム医療の一員として在宅医療に対応できるようにするため、薬剤師・薬局と多職種との連携体制の構築を推進する。 【計上見合せ】

Ⅲ薬事指導

1 薬事審議会

神奈川県薬事審議会は、医薬品医療機器等法第3条の規定及び附属機関の設置に関する条例に基づき昭和36年10月1日に設置され、知事の諮問に応じ薬事に関する重要事項を調査審議のうえ結果報告又は意見建議を行うものであり、現在、学識経験者11名、薬事関係者6名、消費者代表者3名が委員に委嘱されている。

また、昭和55年度から特別の事項を調査審議させるために規則改正を行い、部会及び専門委員を設置している。

開催日	審議内容
	・特定の機能を有する薬局(地域連携薬局・専門医療機関連携薬 局)の認定について

2 薬剤師の状況

(1) 薬剤師数 (薬剤師法の規定に基づく届出数)

隔年12月末現在

項目	総	数	従	事	内	訳
年	全 国	神奈川県(全国比)	薬 局	医療機関	計	その他
R2年	321,982人	23,872人 (7.4%)	16,036人	3,682人	19,718人	4,154人
H30年	311,289人	22,913人 (7.4%)	15,004人	3,619人	18,623人	4,290人
H28年	301,323人	22,104人 (7.3%)	14,610人	3,430人	18,040人	4,064人
H26年	288,151人	21,541人 (7.5%)	13,846人	3,227人	17,073人	4,468人
H24年	280,052人	20,212人 (7.2%)	12,775人	3,001人	15,776人	4,436人
H22年	276,517人	19,610人 (7.1%)	12,201人	2,926人	15,127人	4,483人
H20年	267,751人	17,650人 (6.6%)	10,729人	2,741人	13,470人	4,180人
H18年	252,533人	16,507人 (6.5%)	9,866人	2,605人	13,470人	4,036人
H16年	241,369人	15,672人 (6.5%)	9,207人	2,517人	12,471人	3,948人
H14年	229,744人	14,930人 (6.5%)	8,446人	2,525人	11,724人	3,959人

⁽注)昭和57年より隔年届出

(2) 薬剤師免許事務処理状況

令和3年度

			申 請				17年6千人
区分	免許申請	免許証書換 交付申請	免許証 再交付申請	名簿訂正 申請	名簿登録 削除申請	計	前年度計
処理件数	802	523	58	16	19	1,418	1,448

3 薬局及び医薬品等販売業等の状況

(1)薬局·医薬品等販売業者数

各年度3月末現在

	* 業種	業種 薬 局 脚はま 専門医	薬局	薬局製造販売医薬品		店舗	卸売	薬種商	i 特 例	配置	医療機	器販売業	医療機器	器貸 与業	再生医療		
年度	THE STATE OF THE S	薬 局	地域連 携薬局	専門医療 機関連携 薬局	製 造販売業	製造業	販売業	販売業	販売業	販売業	販売業		管 理医療機器	高度管理医療機器	管 理医療機器	等製品販売業	
	3年度	4,093	201	9	239	239	1,547	562	1	0	175	4,536	22,457	1,627	1,910	57	37,653
	2年度	4,009			241	241	1,509	580	1	0	183	4,244	22,244	1,503	1,878	47	36,680
	元年度	3,952			231	231	1,486	577	1	0	195	4,123	22,109	1,444	1,884	45	36,278
	30年度	3,888			231	231	1,461	581	1	0	200	4,011	21,803	1,256	1,333	45	35,041
	29年度	3,836			254	254	1,427	583	1	0	215	3,931	21,742	1,209	1,404	44	34,900

(2)薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数

令和3年度

(2/,	ACA EXCIT	寺販冗業寺の計画	1 4 3-3/1/	C-111 3/						宣和3年度			
	業種	薬 局	認定	薬局	薬局製造則	反壳医薬品	医 薬 品 販 売 業	医薬品配置	高 度 管 理 医療機器等	管理医療機 器 販売業貸与	等製品販	登録販売 者 販売従	11
許可等0	の種類		地域連 携薬局	専門医療 機関連携 薬局	製造販売業	製造業	双 九 未	従 事 者	販売業貸与業	業	売業	事 登 録	
	許可・届出	(190)			(8)	(8)	(93)	_	(354)	(513)	(10)	_	(1,176)
		233	204	9	8	8	127	193	452	774	13	935	2,956
許可	更新申請	(403) 525	-	-	(22) 28	(22) 28	(325) 491		(287) 366		(8) 11		(1,067) 1,449
製造販	反売承認申請				(9) 10								(9) 10
製造	造 販 売 届				(6) 6								(6) 6
製造販	反売承認事項				(0)	$\overline{}$							0
-		(22)			0 (0)	(0)	(27)		(27)		(1)		0
	証等書換付 申請	34	1	0	1	1	40	9	(37) 53		3	95	(87) 237
	可証等	(1)	0	0	0 (0)	0 (0)	(1)	_ 0	(4)		(0)	- 27	(6) 33
	品販売先等 許 可 申 請						0 (0)						(0)
	里者 兼 務 可 申 請	(147) 195				0 (0)	(24)		(0)		(0)		(171) 226
		(186)				(1)	(139)	$\overline{}$	(147)	(63)	(4)	\	(540)
変	構造設備	242				1	209		190	97	5		744
	管 理 者	(865)			(9)	(9)	(590)		(846)	(400)	(16)		(2,735)
更	日 生 1	1,126			14	14	779		1,096	875	18		3,922
_	その他	(11,263)			(14)	(14)	(3,370)		(1,056)	(500)	(18)	_	(16,235)
届		14,029	19	2	19	19	4,239	$\overline{}$	1,336	885	33	102	20,683
/Ш	変更届 計	(12,314) 15,397	19	2	(23)	(24)	(4,099) 5,227		(2,049) 2,622	(963) 1,857	(38) 56	- 102	(19,510) 25,349
		(152)	19	2	33 (8)	34 (8)	5,221		(149)	(195)	(3)	102	(591)
廃	止 届	181	0	0	11	11	106	26	187	299	3	4	828
休止	届・再開届	(13) 17			(0)	(0)	(5) 5		(20) 25	(0)	(0)		(38) 51
管理廃	且 者 兼 務 止 届	(115) 143				(0)	(25)		(0)		(0)		(140) 177
		(1,604)				<u> </u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	$\overline{}$		$\overline{}$	\ \		(1,604)
取扱处	処方箋数届	2,019											2,019
	計	(14,961)			(76)	(62)	(4,675)	_	(2,900)	(1,671)	(60)	-	(24,405)
	ĦΙ	18,745	224	11	98	83	6,062	228	3,709	2,932	86	1,163	33,341
		(()	()	() I		T				
前年	手 度 計 参 考)	(13,363)			(479)	(42)	(3,468)	-	(2,265)	(1,389)	(31)	_	(21,037)
(3	》 与)	17,041	-	-	504	57	4,470	213	2,937	2,421	40	791	28,474

⁽注) ()内は保健所設置市内数

4 薬事監視指導

(1) 薬事監視指導実施状況

医薬品等の製造販売・製造業並びに薬局及び医薬品等販売業等に対して立入検査を実施した。

製造販売業に対しては、品質管理の向上及び安全管理の一層の推進を図るため、GQP、GVP、体制QMSに基づく指導を実 施した。

製造業に対しては、GMP等に基づき製造所の構造設備、医薬品等の品質、製造工程の管理に重点を置くとともに、諸外国へ の輸出用医薬品等のGMP証明に係る監視を実施した。

薬局・医薬品等販売業については、医薬品等の取扱い及び管理状況、偽造医薬品の流通防止等に重点をおいて監視を実施 した。

薬事監視指導状況 令和3年度

	学量祝拍等状况			県				保優	建所設置	看市			ŕ	f	<u>+</u> → 13 4.H	
	事項	許施 可設 ・数	監視指	監視率	違反発	違反率	許 可 ·	監視指	監視率	違反発	違反率	許施 可設 ・数	監視指	監視率	違反発	違反率
		登 録	導施設	%	見施設	%	届出施	導施設	%	見施設	%	登 録	導施設	%	見施設	(%)
業	種	届出	数		数		設数	数		数		届出	数		数	
	薬 局	943	434	46.0	4	0.9	3,150	715	22.7	17	2.4	4,093	1,149	28.1	21	1.8
	認 定 地 域 連 携 薬 局 薬 局 専門医療機関連携薬局	201	0	0.0	-	0.0			$\overline{}$		$\overline{}$	201	0	0.0	-	0.0
	… 可固然成因是仍未同	9	0	0.0	-	0.0			//			9 5	0	0.0	-	0.0
	第 一 種 医薬品 ^第 二 章	5	2	40.0	_	0.0						12	2	40.0	_	0.0
医	製 造 (体外診断薬を除く)	12	1	8.3	_	0.0			$\overline{}$	$\overline{}$			1	8.3		0.0
	販売業医薬品	13	4	30.8	-	0.0						13	4	30.8	-	0.0
	薬局	56	14	25.0	-	0.0	183	38	20.8	1	2.6	239	52	21.8	1	1.9
薬	医薬品 体外診断薬に限る 製造業	89	60	67.4	_	0.0			//			89 26	60 8	67.4	_	0.0
1	製造業体外診断薬に限る	26 56	8	30.8 25.0	_	0.0	183	38	20.8	1	2.6	239	52	30.8	1	1.9
	店舗販売業	392	161	41.1	2	1.2	1,155	415	35.9	2	0.5	1,547	576	37.2	4	0.7
п	卸 売 販 売 業	169	70	41.4	_	0.0	393	78	19.8		0.0	562	148	26.3	_	0.0
品	薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	0.0	1	-	0.0	-	0.0	1	-	0.0	-	0.0
	特 例 販 売 業	_	-	_	_	0.0	_	-		-	0.0	-	_		_	0.0
	配 販 売 業	175	3	1.7	-	0.0						175	3	1.7	-	0.0
	置従事者	328	-	_	-	0.0						328	-	_	1	0.0
	業務上取扱う施設		22		1	4.5		1	\backslash	1	100.0		23		2	8.7
医薬	医薬部外品製造販売業	55	9	16.4	-	0.0						55	9	16.4	-	0.0
部	医薬部外品製造業	136	30	22.1	-	0.0			//			136	30	22.1	-	0.0
外	販 売 業 業務上取扱う施設	$\overline{}$	252		1	0.4	\rightarrow	52	$\overline{}$		0.0	\rightarrow	304		1	0.3
品ル	業務上取扱う施設 化粧品製造販売業	1.45		24.0		0.0	\rightarrow		/		0.0	145	36	24.0	_	0.0
16	化粧品製造業	145 237	36 64	24.8 27.0	_	0.0	$\overline{}$	/	/			237	64	24.8 27.0		0.0
粧	販 売 業		252	~	1	0.4	$\overline{}$	51	/	_	0.0	<u> </u>	303	21.0	1	0.3
品	業務上取扱う施設	$\overline{}$	_		_	0.0	$\overline{}$	-	$\overline{}$	_	0.0	$\overline{}$	-		_	0.0
	医療機器 第 一 種	31	13	41.9	-	0.0			/			31	13	41.9	-	0.0
l Free	製造販売第二種	64	11	17.2	-	0.0		//				64	11	17.2	-	0.0
医	業 第 三 種	45	12	26.7	-	0.0						45	12	26.7	1	0.0
	医療機器製造業	241	64	26.6	-	0.0		//	/			241	64	26.6	-	0.0
療	医療機器修理業	279	59	21.1	-	0.0		/				279	59	21.1	-	0.0
	販 高度管理医療機器等	1,011	426	42.1	1	0.2	3,525	667	18.9	2	0.3	4,536	1,093	24.1	3	0.3
機	売 管理医療機器	4,959	681	13.7	1	0.1	17,498	449	2.6	1	0.2	22,457	1,130	5.0	2	0.2
1	貸 高度管理医療機器等	385	141 164	42.6	_	0.0	1,242	195	15.7	1	0.0	1,627	141 359	22.1	1	0.0
pp	与 管 理 医 療 機 器	931	375	40.3	_	0.0	979	49	5.0			1,910	424	22.2	_	0.0
器	業 一般医療機器	<u> </u>	134	10.0	_	0.0	<u> </u>	-		_	0.0		134		-	0.0
1	業務上取扱う施設	$\overline{}$	-		-	0.0		-	$\overline{}$	-	0.0		_		-	0.0
再生	再生医療等製品製造販売業	1	0	0.0	-	0.0						1	0	0.0		0.0
医療	再生医療等製品製造業※2	4	_	_	-	_						4	_	_	-	_
等製	再生医療等製品販売業	14	6	42.9	_	0.0	43	17	39.5	1	5.9	57	23	40.4	1	4.3
品品	業務上取扱う施設		14		-	0.0		-		_	0.0		14		-	0.0
<u> </u>	小計	11,012		32.1	11		28,352	2,765	9.8		1.0	39,364	6,301	16.0	38	0.6
	指定薬物を取り扱う施設	11.010	9.596	20.1	- 11	0.0	00.050	0.705		- 07	0.0	00.00:	C 001	10.0	-	0.0
<u> </u>	総計	11,012		32.1	11		28,352		9.8	27	1.0	39,364	6,301	16.0	38	0.6

^{※1}医薬品製造業(体外診断薬を除く)は、地方厚生局長許可施設6施設を含む。 ※2再生医療等製品製造業は、地方厚生局長許可施設4施設。

薬	薬事監視指導結果違反内訳一覧表 令和3年度																	
		許可	監	違		-		違	反	内	容	※ 1					置 ※	2
\	\	可•	視	反	無許	無	不	不	虚	販	特	係医薬	品	そ		停許止可	報	
		登	指	発	可可	承			偽	売	定	品	質			取		
	事項	録	111	光		認		正		体	販	販	管		÷I.	消	告	∌I.
		•	導	見	無				誇	制	売	る売業	B		計	· 登		計
		届	施	施	登	無	良	表	大	等	に	者	理	の		録		
業和	種	出			録						係	違無	の			取消	書	
		施	設	設	無	認		示	広	の	る	-B				•		
		設	数	数	届	証			告	不	違	理者	不			業		
		数			業	品	品	品	等	備	反	反に	備	他		務	等	
	薬 局	943	434	4	-	ı	-	-	ı	1	-	2	-	3	6	-	6	6
	地域連携薬局	201	0	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	^薬 同 専門医療機関連携薬局	9	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	第 一 種	5	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	0
	医薬品第 二 種	12	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	_	_	0
-	製造(体外診断薬を除く) 版売業 体外診 断 用	13													0			0
医	区 米 四		4			_			_					_	0			
		56	14		_		_	_				_						0
薬	体外診断薬を除く 医薬品 (本外診断薬を除く	89	60		-		_	_	-	-	_	_	_	1	1	-	2	2
来	製造業	26	8	-	_		-	-	-	_	-	-	-	-	0	_	-	0
	薬 局	56	14	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
品	店舗 販売業	392	161	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2
пп	卸 売 販 売 業	169	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	特 例 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	0	-	-	0
	配 販 売 業	175	3	-		ı	-	-	ı	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	置従事者	328	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	0	-	-	7
	業務上取扱う施設		22	1		1	-	_	4	-	-	-	-	-	5	-	4	4
医	医薬部外品製造販売業	55	9	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	2	2
薬	医薬部外品製造業	136	30	-	1		-		-	-	-	_	-	-	1	-	1	1
部外	販 売 業		252	1		-	-	-	1	-	-	-	-	_	1	-	1	1
品	業務上取扱う施設	\backslash	_	_		-	-	-	-	-	-	-	-	_	0	-	-	0
化	化粧品製造販売業	145	36	-	2	-	1	3	-	-	-	-	-	-	6	-	5	5
	化粧品製造業	237	64	_	2		_		_	-	-	-	-	-	2	-	3	3
粧	販 売 業		252	1		_	_	_	1	_	_	_	_	_	1	_	1	1
品	業務上取扱う施設		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	_	_	0
ББ	_{二十世} 第 一 種	31	13	_	_	-	_	1	_	_	_	_	_	_	1	_	_	0
	医療機 里制 生 第 一 新	64	11	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	_	1	1
医	販売業 第 三 種	45	12	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	_	_	0
	医療機器製造業	241	64	_	_		_		_	_	_	_	_	_	0	_	_	0
	医療機器修理業	279	59	_			_		_	_	_	_	_	_	0	_	_	0
療	版 高度管理医療機器等		-	-		_	_	_	_	_	_	_	_	_		_		
1		1,011	426	1	1										1		1	1
機	売 管理医療機器	4,959	681	1	2	-	_	_	-	-	-	_	_	-	2	-	2	2
1/2%	業一般医療機器		141	_	$\vdash \!\!\! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \!$	-	_	-	-	_	-	-	_	-	0	_	-	0
	貸 高度管理医療機器等	385	164	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
器	与管理医療機器	931	375	_	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	0	-	_	0
	業一般医療機器		134	_		-	_	-	-	-	_	_	_	_	0	-	_	0
<u> </u>	業務上取扱う施設		_	_		1	_	-	2	-	-	-	-	-	3	-	1	1
再生	再生医療等製品製造販売業	1	0	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
医療	再生医療等製品製造業	4	-	_	_		-		-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
等製	再生医療等製品販売業	14	6]			-		-	-	-		-	-	0	-	-	0
品品	業務上取扱う施設		14	_		-	-	-	-	-	-	-	-	_	0	-	-	0
	小計	11,012	3,536	11	10	2	3	5	8	1	0	2	0	5	36	0	32	32
指	定薬物を取り扱う施設		-	-										-	0	-	-	0
	総計	11,012	3,536	11	10	2	3	5	8	1	0	2	0	5	36	0	32	32
	△4-9年出口が日1 た)																	

^{※1} 令和3年度中に発見した違反の内容(令和3年度中未措置の違反を含む) ※2 令和3年度中に行った違反措置の件数(令和2年度以前に発見した違反を含む)

(2) 医薬品等の品質検査 医薬品等の品質確保を図るため、令和3年度は3件の収去による品質検査を行った。

収去による品質検査

令和3年度

検査機関	ı		検体数	不適件数	検査項目	不適理由
		香水	1	0	メタノール、防腐剤等	ı
衛生研究所	化粧品	ドライシャンプー	1	0	メタノール、防腐剤等	ı
		シャンプー	1	0	防腐剤等	_
	計		3	0		

(3) 医薬品等の違反発見状況

令和3年度中の医薬品等の違反品は延べ28品目で、違反施設数は20施設であり、その状況は次のとおりである。なお、これらの違反品は回収・廃棄などを行ったほか、関係都道府県に措置依頼の通報を行った。

				医	医	化	医		発身	1 者	原	因	施設
					薬		療		本	他	本	他	
	分	類		薬	部	粧		計					⇒ 1.
					外		機						計
				品品	口品	品	器		県	県	県	県	
無	許	可	밆	8	2	2	7	19	10	1	6	5	11
不	Ė	₹	딤	2	ı	1	ı	3	3	ı	3	ı	3
不	正表	表示	딤	1	_	3	1	5	5	-	5	-	5
広	告遠	量 反	딤	ı	ı	-	ı	0	_	ı	ı	ı	0
そ	Ø,)	他	-	1	_	_	1	1	_	1	_	1
	計量	+		11	3	6	8	28	19	1	15	5	20

5 医薬類似品等の監視指導

健康食品等は、消費者の健康志向に合わせて多種多様の製品が流通しており、その販売方法も 医薬品的効能効果を標ぼうするなど、問題の多いものがあることから、これら医薬類似品等の実態の 把握及び監視指導のため試買検査を実施していたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の 拡大による影響で、試買検査の実施を見送った。なお、試買検査以外の健康食品等については、広 告などの内容の検査を実施した。

(1) 健康食品等の試買検査等状況 対象業者 通信販売業者等 対象品目 健康食品

項目	検体数		ぼう数分析結果			艮	検出された医薬品成分
年度	快冲剱	違反数	違反率	検体数	違反数	違反率	快山で40亿区架中风刀
3年度	0	0	-	0	0	1	
2年度	30	9	30.0%	30	4	13.3%	タダラフィル(4検体)
元年度	30	0	-	30	0	1	
30年度	30	0	1	30	0	1	
29年度	30	0	_	30	0	_	
28年度	30	2	6.7%	30	2	6.7%	5-HTP(1検体)、インヨウカク(1検体)

(2) 健康食品等の違反状況

試買検査以外の健康食品や健康器具等について、医薬品医療機器等法違反に該当しているもの7件(13品目)を発見、措置した。

ア 健康食品の違反状況

令和3年度

項目	発 見	場所	発	見	Ø	端	緒		措	置	
種類	本県	他県	新聞雑誌	チラシ広告	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
果実•果肉加工品	1	_	-	ı	-	-	-	-	-	-	0
緑葉植物加工品		ı	_	1	_	-	_	-	ı	-	0
藻 類 加 工 品	-	ı	1	1	_	-	_	-	ı	_	0
海草類加工品	1	ı	1	1	_	-	_	-	ı	_	0
菌茸類加工品	1	ı	1	1	_	-	_	-	ı	_	0
植物種子加工品	_	1	_	1	_	-	_	-	-	-	0
穀類胚芽加工品	_	Ī	_	Ī	_	-	_	-	-		0
植物性油脂類	_	-	_	_	_	-	_	-	-	-	0
食物繊維等加工品	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	0
生薬類加工品	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物発酵品	_	_	_	_	_	-	_	-	_	-	0
花 粉 加 工 品	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	0
ローヤルゼリー	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	0
は虫類加工品	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	0
動物性油脂類	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	0
骨粉等加工品	_	1	_	1	_	-	_	-	-	-	0
貝類加工品	_	1	_	1	_	-	_	-	-	-	0
イオン水等飲料	1	ı	_	-	-	_	_	-	_	_	0
鉱物等加工品	-	-	_	1	-	-	_	-	1	_	0
その他の健康食品	1	1	1	-	1	-	_	1	-	_	1
計	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1

措置が完了していないものを含むため、発見と措置の件数は合致しない場合がある。

イ 健康器具等の違反状況

令和3年度

項目	発見	場所	3	発見	Ø	端緒	z I		措	置	
種類	本県	他県	新聞雑誌	チラシ等	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
健康器具等に効能 効果を標ぼうしたも の	11	-	1	1	10	ı	1	5	3	1	8

措置が完了していないものを含むため、発見と措置の件数は合致しない場合がある。

6 薬事講習会の開催

薬局・医薬品販売業者、医薬品製造販売・製造業者等を対象として、関係法令等について、十分な理解と認識を深めるため薬事講習会を開催した。

	年度							年月	度	3年	三度	2年度			
対象業					_	_	_	項[実施回数	受講者数	実施回数	受講者数		
薬医薬	薬 厚	3 •	医	薬	品	販	売	業	者	0	0	0	0		
来 品販売業者	関係	系 団	体	主	催	の	講	習	会	9	409	7	298		
業 局者			小			計				9	409	7	298		
医薬	品等集	製造関	関係	寸	体主	巨催	の	講習	会	3	802	1	401		
		合			,	計				12	1,211	8	699		

7 登録販売者試験

年度	3年度	2年度	元年度
実施期日	令和3年9月23日	令和2年12月20日	令和元年度9月8日
申込者数	4,332人	3,548人	4,050人
受験者数	3,311人	2,671人	3,396人
合格者数	1,615人	1,033人	956人
合格率	48.8%	38.7%	28.2%

8 医薬品等価格調査

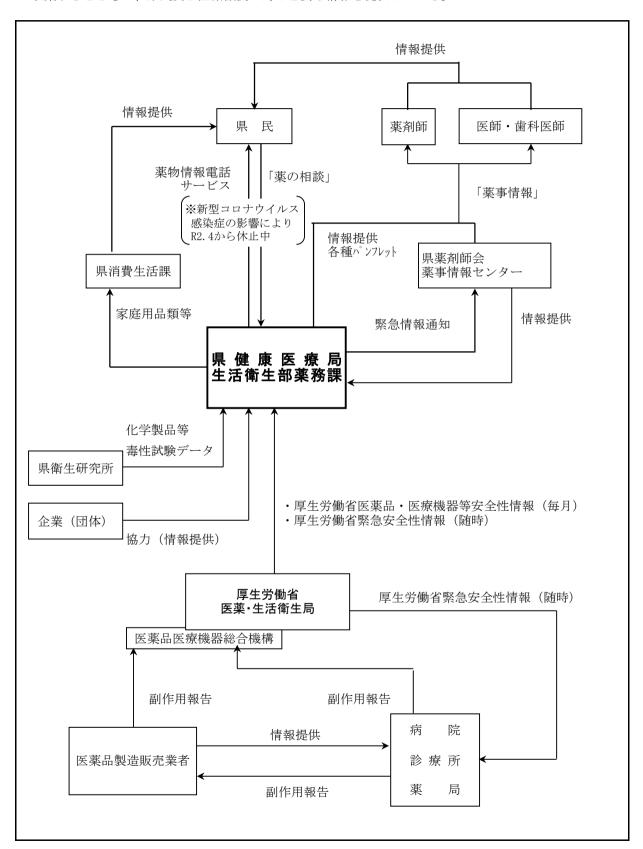
厚生労働大臣の定める薬価基準等の基礎資料を作成することを目的として、国からの委託により行う医薬品等の価格調査は、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和3年度は実施されなかった。

- (1) 医薬品価格調査
 - ・他計調査 実施せず。
 - ・自計調査 実施せず。
- (2) 特定保険医療材料価格調査
 - 他計調査 実施せず。
 - ・自計調査 実施せず。

Ⅲ 医薬品等の安全対策

1 薬事情報の収集・提供

医薬品等の安全性・有効性を確保し、医薬品等による県民の健康被害を防止するため、各種情報を 収集するとともに、県民及び医療機関に対し必要な情報を提供している。



(1) 薬物情報電話サービス

医薬品の副作用や化学製品等の安全性に関する情報を提供するため、昭和51年9月から電話サービスの窓口を設け、薬剤師が県民からの問い合わせに応じている。なお新型コロナウイルスまん延防止を図る業務体制のため、令和2年4月16日より本電話サービスを休止し、令和3年度についても引き続き休止した。

提供する情報の種類

- ・医薬品の効能効果、使用上の注意などに関する情報
- ・ 急性薬物中毒に関する情報

ア 問い合わせ状況

内	容	2年度	元年度	30年度	29年度
医薬品の効能・副	作用に関すること	29(85.3%)	799(88.6%)	1,130(91.1%)	950(88.0%)
内訳	医療用医薬品	26(76.5%)	775(85.9%)	1,107(89.2%)	923(85.5%)
PJ p/C	一般用医薬品	3(8.8%)	24(2.7%)	23(1.9%)	27(2.5%)
誤飲・誤食の処	置に関すること	3(8.8%)	54(6.0%)	72(5.8%)	85(7.9%)
内訳	医 薬 品 等	3(8.8%)	50(5.5%)	68(5.5%)	80(7.4%)
PJ p/C	家 庭 用 品 類	0(0.0%)	4(0.4%)	4(0.3%)	5(0.5%)
化学製品の安全	性に関すること	0(0.0%)	1(0.1%)	6(0.5%)	6(0.6%)
その	他	2(5.9%)	48(5.3%)	33(2.7%)	38(3.5%)
合	計	34(100%)	902(100%)	1,241(100%)	1,079(100%)

イ 問い合わせ件数の推移

年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
件数	34	902	1,241	1,079	1,022	797	834	807

(2) 薬事情報センター事業の助成

県薬剤師会薬事情報センターが実施する薬剤師、医師、歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業に対する助成を行い、その情報機能の強化充実を図っている。

ア 薬事情報センターの概要

- ·事業主体 公益社団法人神奈川県薬剤師会
- •開設時期 昭和46年4月「県補助開始 昭和53年4月〕・職員数 2名

イ 情報提供件数

年 度		3年	三度	
利用者 区分 質問·項目	薬剤師会 会 員	医師会 · 歯 科医師会員	その他	計
医薬品一般	49	0	0	49
メーカー名、成分、 薬効、薬理作用	(5.0%)			(5.0%)
伊 岭, 黄体, 五氢体	663	0	0	663
保険·薬価·再評価	(67.4%)			(67.3%)
副作用·相互作用	1	0	0	1
•毒性•催奇形性	(0.1%)			(0.1%)
誤飲・誤用	0	0	0	0
・リスク	(0.0%)			(0.0%)
その他※	271	1	0	272
	(27.5%)	(100.0%)		(27.6%)
合 計	984	1	0	985
県 補 助 金		2,394	1千円	

※その他:文献・新聞、ドーピング、薬事関係法規等

2 薬事知識の普及啓発

「薬と健康の週間」(毎年10月17日~23日)に県内各地で開催される健康まつりなどの中で、パネル展示・薬の相談等を行った。

項目 年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
開催回数	51回	55回	51回	49回	60回
開催延日数	161日間	155日間	52日間	50日間	60日間
総入場者数	8,942人	2,022人	25,225人	21,043人	19,536人

令和3年度の薬事知識の普及啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により入場者数は例年より少なかったが、パネルなどの掲示期間を長期間にして県民に知識の普及を図った。

3 医薬品適正使用の推進

医薬品の効果や副作用などの薬に関する基礎知識についての出前講座を実施することで、薬の正しい知識 習得を図り、医薬品適正使用を推進している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響 で講座の開催は見送った。

	回数	受講者数
令和2年度	1回	12名
令和元年度	30回	909名
平成30年度	30回	837名
平成29年度	17回	485名

4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

昭和30年代から40年代にかけて発生したサリドマイド事件やスモン事件などを受けて、医薬品による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、昭和54年10月に公布施行された医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法により、医薬品副作用被害救済制度が創設され実施されてきたが、平成16年4月に新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法が施行されたことに伴い、従来の医薬品副作用被害救済制度が引続き実施されることに加え、生物由来製品により発生した感染等による健康被害者に対する救済を図ることを目的として、生物由来製品感染等被害救済制度が創設された。

本県では、ホームページにおいて同制度の内容を掲載して県民に周知し、医薬品の副作用等による健康被害の迅速な救済に努めている。

5 後発医薬品使用促進協議会の開催

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用することができるように、平成19年10月15日に国が策定したアクションプログラムの使用促進に係る環境整備において、都道府県レベルで協議会を発足し使用促進策の策定及び推進事業の実施が位置づけられたことから、平成20年11月27日に協議会を設置した。現在、学識経験者8名、薬事等関係者3名、県民2名を委員に選任し、後発医薬品の使用促進の取組みを進めている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、協議会は開催しなかった。

後発医薬品普及状況

	2年度	元年度	30年度
全国	81.4%	79.1%	75.9%
神奈川県	79.6%	77.2%	74.0%

6 漢方理解促進に関する取組み

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、実施を見送った。

Ⅳ 医薬品等の生産指導

1 医薬品製造販売業等の状況

(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数

各年度3月末現在

業種	医	薬	品	医薬	医部乡	小 品	化	粧	品	医	療	機	器	体 夕 医	1 診 車 薬	新 用 品	再生	医療等	製品		Î	計	
年度	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	修理	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	修理	小計
3年度	17	89	106	55	136	191	145	237	382	140	241	279	660	13	26	39	1	4	5	371	733	279	1,383
2年度	16	89	105	53	132	185	140	222	362	133	234	277	644	11	25	36	1	4	5	354	706	277	1,337
元年度	16	89	105	51	130	181	135	214	349	123	227	276	626	11	23	34	1	3	4	337	686	276	1,299
30年度	17	91	108	49	122	171	134	212	346	122	219	276	617	12	23	35	1	2	3	335	669	276	1,280
29年度	17	97	114	50	118	168	131	204	335	114	214	269	597	13	24	37	1	1	2	326	658	269	1,253

医薬品製造業者数には、地方厚生局長許可施設を含む。再生医療等製品製造業者数は、すべて地方厚生局長許可施設。

(2) 医薬品製造販売業等許可及び承認状況

ア 知事権限に係わる医薬品製造販売業等許可状況

平成7年4月1日、医薬品(ただし、地方厚生局長許可医薬品を除く)、医薬部外品及び化粧品の製造(輸入)業者の許可権限が知事に委任された。

平成9年4月1日、医療機器(ただし、地方厚生局長許可医療機器を除く)の製造(輸入)業者の許可権限について 知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに再生医療等製品製造業及び体外診断用医薬品製造業が規定され、さらに、医療機器製造業及び体外診断用医薬品製造業が登録制となった。医療機器製造業者及び体外診断用医薬品製造業者の登録権限について知事に委任された。

現在、地方厚生局長許可である製造業は、医薬品製造業の一部と再生医療等製品製造業だけで、それ以外は知事に委任されている。

平成17年4月1日、業として製造販売業が規定され、製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに、再生医療等製品製造販売業及び体外診断用医薬品製造販売業が規定され、再生医療等製品製造販売業者及び体外診断用医薬品製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

現在、すべての製造販売業者の許可権限は知事に委任されている。

- * 地方厚生局長が許可する医薬品製造業
 - ① 生物学的製剤

⑤ 細胞培養技術応用医薬品

② 放射性医薬品

- ⑥ 細胞組織医薬品
- ③ 国家検定医薬品
- ⑦ 特定生物由来医薬品
- ④ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- イ 知事権限に係わる医薬品等製造販売承認状況

医薬品等の承認権限は、昭和45年にかぜ薬の一部が知事に委任され、その後順次委任品目が拡大された。 現在、次の医薬品等の製造販売承認の権限が委任されている。

医薬品かぜ薬、

かぜ薬、解熱鎮痛剤、しゃ下薬、鎮咳去痰薬、鎮うん薬、医療用ガス(液体酸素・液体窒素)、点眼薬・洗眼薬、ビタミン主薬製剤、浣腸薬、駆虫薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、胃腸薬、外用痔疾用薬、みずむし・たむし用薬、鎮痒消炎薬、漢方製剤、生薬製剤、外用鎮痛消炎薬

医薬部外品 生理処理用品、清浄綿、染毛剤、パーマネント・ウェーブ用剤、薬用歯みがき類、健胃清涼剤、ビタミン剤、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤、浴用剤

令和3年度 知事承認•一部変更承認件数

品目	承 認 件 数	備考	
医 薬 品	0		
医薬部外品	3	染毛剤、パーマネント・ウェーブ用剤	
計	3		·

	ウ	医	薬		製造販		退造記	午可	等申	請•	届出	取扱	0件数	数									令	和3	年度	
				項	Ш	許			申			請						扂	Ē		出	1				前
						可	新	許	区	製	承	管	許可	適	変	更	届	承	承	承	承	製	化	休		
	1						規	可	分	浩	認				管総	構	そ	認			認		粧	止		
		1					26-		追	坦	事	理	登録	合	理括			事	認	認	事	造	品	•		年
			\			登	許	•	加	販	項		証		者製	造		項			項		製造	廃	計	
			,			録	可	登	変	#		者	再交	性	・造 責販	垣	Ø	軽	承	整	記	販	販	止	ΠI	
				1		施		録	更	売	部		付•		任売	設	0)	微			載		売	•		度
						設	登	更	許	承	変	承	書換	調	技責	议		変	継	理	整	売	変	再		
茶	業態				数	録	新	可可	認	更	認	交付	査	術任 者者	備	他	更	届	届	備届	届	更届	開届		計	
未	165	<	製	144	小診断薬				1	D) C)	又	Þ.C.		.д.		1/用			川	/田	/田	/田	油	/田	00	
		造販		を除く	17	1	2				_	1		1		6	11	_		_	_	_		22	33	
			売業	体夕	ト診断用 ∈薬品	13	2	2	_	-	-	-	-	-	3	-	7	-	-	-	-	-	_	-	14	4
医	薬	品	製	:	大臣	6	2	2	_	_	_	1	_	_	4	2	4	_	_	_	-	_	_	-	15	4
			造	知事	体外診断薬を除く	83	2	14	-	-	-	-	1	78	15	85	54	-	-	-	-	_	_	4	253	239
			業		体外診断用 医薬品	26	3	5	_	_	_	_	_	_	3	_	16	_	_	_	_	_	-	2	29	24
医		薬	製	造則	京 売 業	55	3	6	_	3	_	_	_	_	7	_	11	_	_	_	_	_	-	1	31	38
部	外	品	製	í	当 業	136	14	14	2	_	_	_	_	_	26	45	32	_	_	_	_	_	-	11	144	134
<i>(</i> <i>k</i> <i>k</i>	粧	品	製	造則	元 売 業	145	17	17	_	_	_	_	3	_	11	_	24	_	l	_	-	1,994	1,418	9	3,493	3,448
16	171	пп	製	ř	造 業	237	30	28	3	ı	_		2	-	33	64	57	_	ı	_		_	_	20	237	216
			製	造則	元 売 業	140	12	18		-	_	_	8	_	13	_	47		l			_	_	10	108	80
医	療機	. 器	製	ř	= 業	241	22	32	_	_	-	-	6	-	26	-	75	_	-	_	_	_	_	19	180	158

41 47 97

5

248

433 11 0

16

37

78 183 281

14

4,673

280 17

12

1,994

1,418

94 4,818

2 医薬品等の製造販売・製造状況

修

製

計

再生医療 等製品 理

製造販売業

造

業 279 22 32

業

1,383 132 172 13

県内で製造販売・製造されている医薬品、化粧品及び医療機器の生産金額は次のとおりである。

主な品目 医薬品 抗生物質製剤、ビタミン剤、中枢神経系用剤、消化器官用剤

化粧水、ファンデーション、クリーム、乳液、シャンプー、口紅 化粧品 医療機器 医療用X線装置、医療用X線フィルム、補聴器、歯科材料

0

神奈川県の医薬品等生産金額(令和2年) (単位:百万円)

品目	生産金額
医 薬 品	376,949
化 粧 品	146,671
医療機器	17,472

- (注1) 医薬品、医療機器の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計による。
- (注2) 医薬部外品の生産金額は、厚土分割省医政局経済課業事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。 (注3) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。
- (注4) 化粧品の生産金額は経済産業省生産動態統計(化学工業統計)による。

3 医薬品等国家検定

医薬品等のうちで製造、試験等に高度な技術を要するもの、製造過程において特に品質管理が難しいもの等は医薬品医療機器等法第43条の規定に基づき国立感染症研究所の検定を受け、かつ、合格したものでなければならず、合格した医薬品等には検定に合格した旨を表示させている。

年度	業者数	品目数	申請数	備考
3年度	1	3		5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来) 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)
2年度	1	2	12	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)
元年度	1	1	10	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
30年度	1	1	6	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
29年度	1	1	8	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

V 毒物劇物指導

1 毒物劇物営業者の状況

(1) 毒物劇物営業者等数

各年度3月末現在

												「反り刀」	
業種	製造·輸入業	一 般	販 		小 計	特 定 毒 物 研 究 者		業 務 金 属 熱処理	運送	扱 者 しろあり 防 除	小計	特 定 市 定 用 者	計
年度			品 目	品目			事 業	事 業	事 業	事 業			
3年度	286	2,234	185	54	2,473	74	92	7	48	0	147	9	2,989
2年度	286	2,331	189	60	2,580	76	91	7	48	0	146	9	3,097
元年度	281	2,350	192	61	2,603	78	89	8	45	0	142	8	3,112
30年度	267	2,315	197	64	2,576	83	96	8	44	0	148	9	3,083
29年度	259	2,282	208	66	2,556	81	100	11	43	1	155	9	3,060

(2) 毒物劇物関係事務処理件数

会和3年度

												11 \	143年度
abla	区 分	新	登	登	登	登		取	変	頁 届	廃		前
		規 登 録	録	録	録票等	録票	物劇	扱責	構	そ			年
		申	更	変	書	等		仕 者	造		-1	÷1	'
		請 •	新	更	書換え交	再 交	設	変		Ø	止	計	度
		届 出	申	申	付申	付 申	置	更	設				
業利	1	等	請	請	請	請	届	届	備	他	届		計
製	造業	4	36	16	-	-	4	13	31	7	6	117	201
輸	入 業	4	14	31	3	_	4	11	7	13	3	90	118
п	+: ૠ	(74)	(201)		(11)	(-)	(41)	(181)	(51)	(58)	(155)	(772)	(761)
販	売業	98	287		20	0	58	295	71	95	199	1,123	1,102
胜 4	音毒物研究者	(5)			(1)				(1)	(1)	(7)	(15)	(15)
村儿	生 毋 物 岍 九 伯	8			2	-			3	1	9	23	25
₩. 3	ケ I. B. 杯 耂	(2)					(2)	(4)		(7)	(1)	(16)	(18)
業	务上 取 扱 者	2					2	4		8	1	17	26
rts ==	音毒物使用者	(-)			(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)
付业	二 毋 彻 厌 用 有	_			1	-	-	-	-	_	_	1	0
	計	(81)	(201)	(0)	(13)	(0)	(43)	(185)	(52)	(66)	(163)	(804)	(794)
	īΤ	116	337	47	26	0	68	323	112	124	218	1,371	1,472

(注)()内は保健所設置市内数

2 毒物劇物監視指導

(1) 毒物劇物監視指導実施状況

毒物劇物等による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い・保管管理・廃棄処理の徹底を図った。特に、毒物である無機シアン化合物や劇物であるトルエンなどを取扱う事務所や営業所に対して、重点的に監視指導を行った。また、液体や気体の毒物劇物を貯蔵する屋外・屋内・地下タンクやこれらを運送するタンクローリーについて流出事故防止等の指導を行った。

令和3年度

\setminus	事 :	項				県			保	健	所 設	置	市		合		計	
$ \ $			ı	登	監	監	違	違	登	監	監	違	違	登	監	監	違	違
				録	視		反		録	視		反		録	視		反	
				•	指		発		٠	指		発		٠	指		発	
	\	\		届	導	視	見	反	届	導	視	見	反	届	導	視	見	反
				出施	施		施		出施	施		施		出施	施		施	
	業種	<u> </u>		設	設		設		設	設		設		設	設		設	
			$\backslash \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \!$	数数	数	率	数	率	数	数	率	数	率	数	数	率	数	率
製	造	į	業	175	51	29.1%	1	2.0%	-	_	_	-	_	175	51	29.1%	1	2.0%
輸	入		業	111	27	24.3%	1	3.7%	-	-	-	-	-	111	27	24.3%	1	3.7%
	般 販	克壳	業	586	211	36.0%	4	1.9%	1,648	294	17.8%	2	0.7%	2,234	505	22.6%	6	1.2%
農業	用品目	∃販売	業	107	13	12.1%	ı	0.0%	78	12	15.4%	-	0.0%	185	25	13.5%	_	0.0%
特员	官品目	販売	業	17	2	11.8%	ı	0.0%	37	4	10.8%	I	0.0%	54	6	11.1%	I	0.0%
特気	官毒物	研究	者	21	5	23.8%	-	0.0%	53	4	7.5%	ı	0.0%	74	9	12.2%	-	0.0%
電気	気めっ	き事	業	15	2	13.3%	_	0.0%	77	3	3.9%	-	0.0%	92	5	5.4%	_	0.0%
金属	属熱処	理事	業	3	-	0.0%	_	0.0%	4	-	0.0%	-	0.0%	7	-	0.0%	_	0.0%
運	送	事	業	4	-	0.0%	-	0.0%	44	1	2.3%	-	0.0%	48	1	2.1%	_	0.0%
しろ	あり防	除事	業	ı	Ī	0.0%	_	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%	Ī	-	0.0%	-	0.0%
特気	官毒物	使用	者	3	-	0.0%	_	0.0%	6	_	0.0%	-	0.0%	9	-	0.0%	-	0.0%
そ	<i>(</i>))	他		1		J	0.0%		1		1	100.0%	_	2		1	50.0%
	計			1,042	312	29.9%	6	1.9%	1,947	319	16.4%	3	0.9%	2,989	631	21.1%	9	1.4%

内容	登	監	違	遟	重 万		発	見	件	数	*	1	措	İ	置	% 2
117	録	視	反	無	制	構	取	毒	表	譲	そ		登	業	報	
	•	指	発	登	限	S.d.	扱責が	物劇		渡			4 -1	→	<i>e</i> 1.	
	届出	導	見	録	品目	造	任者	物			の	計	録	務	告	計
	施	施	施	無	の	設	の管	の取		*		Р	取	停	書	н
業種	設	設	設	届	販		理状	扱		交						
	数	数	数	業	売	備	況	い	示	付	他		消	止	等	
製 造 業	175	51	1	1	_	-	_	_	-	-	1	2	-	-	2	2
輸 入 業	111	27	1	_	_	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	1
一 般 販 売 業	586	211	4	3	-	-	-	-	-	1	-	4	-	_	2	2
農業品目販売業	107	13	ı	ı	ı	-	ı	_	-	-	-	-	ı	ı	ı	-
特定品目販売業	17	2	ı	-	ı	-	ı	_	-	-	-	-	ı	ı	ı	-
特定毒物研究者	21	5	1	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	_	-
業電気めっき事業	15	2	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	ı	-	-
務 金属熱処理事業	3	_	-	-	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	-	_
上東送事業	4	_	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
扱しろあり防除事業	_	_	_	-	-	_	-	_	-	-	_	_	-	-	-	-
者 そ の 他		1	-		-	_	-	_	-	-	_	_		-	-	-
特定毒物使用者	3	_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	_	-	-	-	-
計	1,042	312	6	4	0	0	0	0	1	1	1	7	0	0	5	5

- ※1 令和3年度中に発見した違反の内容(令和2年度中未措置の違反を含む)
- ※2 令和3年度中に行った違反措置の件数(令和2年度以前に発見した違反を含む)

(2) 毒物劇物講習会の開催

毒物及び劇物取締法に関する知識を周知させ、毒物劇物の適正な取扱い・保管・譲渡等を図るために、毒物劇物販売業者等を対象者に講習会を開催した。

対 象 者	実 施 回 数	受講者数
関係機関·団体主催研修会	1 回	35 人

3 毒物劇物取扱者試験

年 度		3 4	下 度			2 年	三 度		元 年 度							
実施期日	2	令和3年	三6月13	日	,	令和2年	11月29日			令和元年	元年6月16日					
区分	申込 者数	受験 者数	合格 者数	合格率	申込 者数	受験 者数	合格 者数	合格率	申込 者数	受験 者数	合格 者数	合格率				
一般	426	385	163	42.3%	523	433	281	64.9%	466	425	173	40.7%				
農業用品目	54	44	9	20.5%	73	65	25	38.5%	94	88	18	20.5%				
特定品目	8	8	1	12.5%	8	7	4	57.1%	10	9	5	55.6%				
計	488	437	173	39.6%	604	505	310	61.4%	570	522	196	37.5%				

WI 薬物乱用防止対策

1 概 況

薬物乱用による弊害は、乱用者個人の心身を破滅させるばかりでなく各種犯罪を誘因する恐れがあるなど、社会に与える影響は計り知れない。わが国においては、近年の大型覚醒剤密輸事犯の相次ぐ摘発や、匿名性の高いウェブサイトを利用した密売の巧妙化・潜在化、若年層への大麻の乱用の拡大など、乱用問題は深刻な状況にある。

こうした状況の中、国は平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策をより強力に推進することとした。

本県では、これら薬物乱用防止対策として知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策及び取締対策の2部会を設置しており、特に、啓発・青少年対策部会においては学校での啓発資材の配布や、各種キャンペーンの開催、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣及び専門家による講演会等により、青少年の薬物乱用防止を図った。さらに危険ドラッグ対策として、平成27年3月に「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、取組みを強化している。また麻薬が適正に使用・管理なされるよう、取扱施設の監視指導等を行った。

2 薬物乱用対策推進体制

(1) 薬物乱用対策推進体制

ア 神奈川県薬物乱用対策推進本部

設立 昭和48年7月24日

構成 本部長 知事

副本部長 副知事、県教育長、県警察本部長本部員 29名(国機関8名、県機関4名、市町村8名、民間団体等9名) (令和4年6月1日現在)

目的 ① 神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱の策定

② 関係機関・団体が行う啓発、取締対策及び乱用者等に対する措置 に係る調整

イ 薬物クリーンかながわ推進会議

設立。 平成 4 年10月28日

会長 小川 護 ((公社)神奈川県薬剤師会会長)

構成 顧問 知事・横浜税関長・県警察本部長(参加団体182団体 令和4年4月現在)

(2) 薬物乱用防止対策活動状況

ア 薬物乱用防止推進地域連絡会

令和3年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に沿って、薬物乱用防止推進地域連絡会を開催した。

イ 県ホームページ等を活用した薬物乱用防止用動画のインターネット配信

薬物乱用防止について啓発するため、過去に薬物を使用して立ち直った方の体験談等を県ホームページにより動画配信した。さらに危険ドラッグ乱用防止啓発動画を配信した。

ウ 県薬務課の公式ツイッター

若い世代向けに、危険ドラッグなどの乱用される薬物に関する正しい情報をツイッターで発信した。

県薬務課公式ツイッターアカウント@Kana_yaku

エ 薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用防止講演会、薬物クリーンキャンペーン、広報紙の発行等を行った。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のほか、新国連薬物根絶宣言(2009~2019年)の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)を国連が支援するための国連支援募金に協力した。

活動内容一覧

令和3年度

		実	施主	体			実施日·回数	内 容 等
->.h.	た	Ш	IE	本	物	乱部	令和3年5月18日	神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会
神用	奈対	策	県 推	薬進	本		延べ11回	薬物乱用防止推進地域連絡会の開催 県各保健福祉事務 所(センターを含む)、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市
							令和3年5月17日	運営委員会(書面会議)
							~5月28日	是百安貝云(音囬云峨)
		クわ	・ リ 推				令和3年6月20日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(厚生労働省主唱)
							~ 7月19日	ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等381箇所
							令和3年6月20日	国連支援募金((公財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター主催)
薬な	物 が			一進	· ン 会	か 議	~ 11月30日	募金活動(県内募金総額 1,102,375円)
							令和3年10月1日	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(厚生労働省主唱)
							~ 11月30日 啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リークの配架等28,299部	
							令和4年2月9日	広報委員会(書面会議)
							~2月25日	/A IV A A V 日 四 A MX/
							令和4年3月25日	広報・機関誌「薬物クリーンかながわ」(No.39)の発行
そ			の			他	令和3年10月	有職・無職少年への薬物乱用防止啓発事業の実施協力 有職少年、無職少年向けのウェットティッシュ7,000個配布

作成啓発資材(県作成分含む)

令和3年度

資 材 名	作 成 数	資 材 名	作 成 数
オリジナルふせん	60,000個	オリジナルノック式ボールペン	3,400個
ウェットティッシュ(有職、無職少年含む)	7,000個		

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター支給啓発資材等

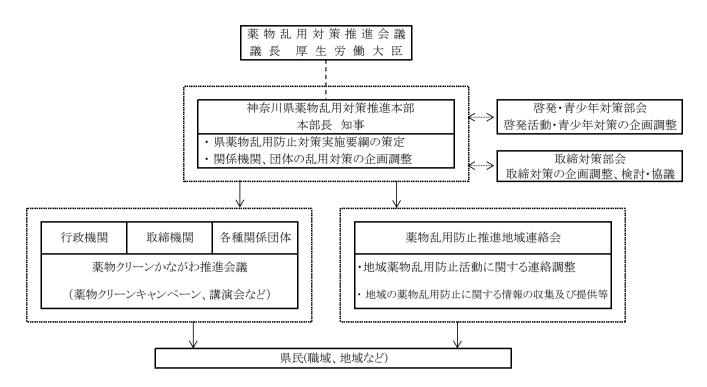
(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金用)

令和3年度

資	材	名	支 給 数	資	材	名	支 給 数
募	金	箱	947個	ポ	スタ	_	2,656枚
IJ -	フレ	ット	61,500部	救 急	急 絆 創	膏	5,900個

(麻薬・覚醒剤乱用防止運動用)

資 材 名	支 給 数	資材	名	支 給 数
パンフレット	16,000部	ポ ス タ	_	3,700枚



(3) 薬物相談窓口

ア 薬物相談窓口の設置

精神保健福祉センター、保健福祉事務所等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を47ヶ所設けている。

設置年月 昭和63年2月

相談件数	令和3年度

	100011 30			13/160 1 /2
県	市	機関	別	件 数
横		浜	市	501
Ш		崎	市	596
相	模	原	市	98
横	須	賀	市	13
藤		沢	市	64
茅	ケ	崎	市	3
小			計	1,275
県(保 せ ン	· 祉事	務 所	191
精	神保健福	晶祉 セン	/ター	118
薬		務	課	53
小			計	362
合			計	1,637

県保健福祉事務所(センター)別内訳

保健福祉事務所	件 数	保健福祉事務所	件 数
平塚	73	小 田 原	37
同秦野センター	4	同足柄上センター	1
鎌倉	17	厚木	17
同三崎センター	14	同大和センター	28
		計	191

イ 家族教室の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者の家族に乱用者への対応に関する知識を習得させるための家族教室を開催した。

設置年月 平成11年9月

実施状況 0回開催 0人参加(令和3年度) ※コロナウイルス感染症の影響により、中止。

ウ 相談業務担当者研修会の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物相談担当者の薬物相談に係る資質の向上を図るため研修会を開催した。

実施状況 0回開催 0人参加(令和3年度) ※コロナウイルス感染症の影響により、中止。

(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況

昭和54年11月、「神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱」が施行され、これに基づき昭和55年2月に「覚せい剤乱用防止推進員405名」が設置された。

平成11年4月、新たに神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱等を制定、名称を薬物乱用防止指導員に変更し、現在では476名の指導員が、各地域の街頭などで地域と密着した啓発活動を行い、大麻、覚醒剤等薬物乱用による弊害とその恐ろしさを訴えている。

ア 薬物乱用防止指導員協議会の概要

(ア) 設立年月日 昭和57年5月19日

(イ) 会長鈴木 圭作(ウ) 指導476名

(工) 支 部 37支部(令和3年4月1日現在)

(オ) 活動費(補助金) 1,620千円(令和3年度)

指導員內訳 令和4年3月末現在

公 職	• 資	格等	人 数(名)	備考
保	護	司	355	うち県麻薬等薬物相談員18名
薬	剤	師	100	うち県麻薬等薬物相談員 3名
そ	の	他	21	
	計		476	

イ 活動状況

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動として、啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等を行い啓発した。

令和3年度

活動項目	回数	備 考
街 頭 啓 発 活 動	52回	ポスター掲示や資材の配架等
ミニ集会・講演会・懇談会	9回	ミニ集会や薬物乱用防止講演会、教室
指導員研修会	0回	コロナウイルス感染症の影響により、中止

ウ 啓発資材による啓発実績

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動においてリーフレット等の配布・配架を実施した。

3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策

(1) 学校薬剤師による薬物乱用防止啓発

青少年による危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物乱用が、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、県下の小・中・高校生を対象に学校薬剤師により、ビデオ、パンフレット等を媒体として、危険ドラッグ、覚醒剤等薬物乱用の弊害と薬物乱用防止思想の啓発・普及を図った。

なお、本事業は、昭和55年度から(公社)神奈川県薬剤師会に委託して実施している。

$\overline{}$	年度	3	年度	24	年度	元	年度	30	年度	29	年度
区分		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高	公立	8	(2,094)	9	(1,994)	12	(3,289)	7	(2,357)	7	(2,052)
	私立	1	(208)	-	(-)	1	(80)	-	(-)	-	(-)
校	計	9	(2,302)	9	(1,994)	13	(3,369)	7	(2,357)	7	(2,052)
中等	公立	2	(15)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
教育	私立	2	(1,046)	-	(-)	2	(796)	-	(-)	-	(-)
学 校	計	4	(1,061)	-	(-)	2	(796)	-	(-)	-	(-)
中	公立	59	(10,317)	47	(6,941)	46	(7,527)	27	(6,006)	25	(3,871)
学	私立	-	(-)	-	(-)	_	(-)	_	(-)	_	(-)
校	計	59	(10,317)	47	(6,941)	46	(7,527)	27	(6,006)	25	(3,871)
小	公立	127	(10,990)	112	(9,677)	137	(11,632)	66	(5,807)	67	(5,721)
学	私立	1	(112)	-	(-)	1	(104)	-	(-)	-	(-)
校	計	128	(11,102)	112	(9,677)	138	(11,736)	66	(5,807)	67	(5,721)
РТ	A 等	-	(-)	2	(136)	1	(34)	-	(-)	1	(33)
i	計	200	(24,782)	170	(18,748)	200	(23,462)	100	(14,170)	100	(11,677)
県 薬 自 主	剤師会開催		(-)		(-)	_	(-)		(-)		(-)
合	計	200	(24,782)	170	(18,748)	200	(23,462)	100	(14,170)	100	(11,677)
委	託 費	60	0千円	510)千円	600	0千円	300)千円	300千円	

(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発

薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締員等を学校等における薬物乱用防止教室に講師として派遣し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど小・中・高校生等に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開した。

$\overline{}$	年度	3	年度	24	年度	元	年度	30	年度	29	年度
区分		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高	公立	1	(593)	1	(282)	44	(12,761)	50	(17,399)	61	(20,286)
	私立	-	(-)	-	(-)	3	(1,227)	7	(4,093)	6	(2,362)
校	計	1	(593)	1	(282)	47	(13,988)	57	(21,492)	67	(22,648)
中等教育	公立	_	(-)	-	(-)	-	(-)	1	(168)	-	(-)
教育	私立	_	(-)	1	(-)	5	(2,980)	3	(1,086)	4	(1,777)
学校	計	_	(-)	-	(-)	5	(2,980)	4	(1,254)	4	(1,777)
中	公立	2	(567)	1	(120)	45	(11,088)	64	(15,944)	52	(12,650)
学	私立	_	(-)	ı	(-)	ı	(-)	_	(-)	-	(-)
校	計	2	(567)	1	(120)	45	(11,088)	64	(15,944)	52	(12,650)
小	公立	3	(346)	2	(258)	51	(4,813)	54	(6,164)	41	(4,509)
学	私立	_	(-)	ı	(-)	1	(124)	-	(-)	1	(126)
校	計	3	(346)	2	(258)	52	(4,937)	54	(6,164)	42	(4,635)
РТ	A 等	1	(300)	1	(300)	17	(3,923)	23	(5,080)	20	(4,368)
Ī	計	7	(1,806)	5	(960)	166	(36,916)	202	(49,934)	185	(46,078)

4 麻薬取扱者等の状況

(1) 麻薬等取扱者数

各年度3月末現在

種類		麻		薬		向精	神薬	特		覚配	星剤		大	け、	
人類	卸	小	施	管	研	卸	試	定卸床	施	研	原	原	麻	研研	
$ \ $	売	売		₹ III		売	験研	薬売	用	***	料	料	研	究	計
年人度	業	業	用	理	究	業	究施	等業	機	究	取扱	研究	究	栽培	
^ \	者	者	者	者	者	者	設	料	関	者	者	者	者	者	
3年度	28	3,348	17,312	1,059	130	7	131	154	3	32	62	21	16	1	22,304
2年度	28	3,187	16,306	1,009	129	7	132	152	3	28	63	21	16	1	21,082
元年度	28	3,130	16,241	998	137	8	136	155	3	29	65	19	16	1	20,966
30年度	28	3,002	16,003	967	144	8	136	156	3	31	66	22	15	1	20,582
29年度	28	2,892	15,296	935	141	7	133	156	3	31	67	23	15	1	19,728

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者) 内訳

令和4年3月末現在

業	施	用	者	管	理	! 7	旨	
種	医 師	歯科医師	獣 医 師	医 師	歯科医師	獣 医 師	薬剤	師
人	16,038	187	1,087	635	1	139	284	
数		17,312			1,0	59		

(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数

令和3年度

1 種类	Į	件	名 /	免申	請•	許届	免 う 交 行	午証 寸申	再請	業廃	止		記変	載事 更	免返	許納	証届	麻廃	棄			削済麻 逐棄届	
卸	売	業	者		1			-			-			30					18			-	49
小	売	業	者		680			1			140			695		437		1	,034	1	1,	524	4,511
施	F	Ħ	者	4	4,309			27		-	1,466		3.0	,640	2	,024	Į.		22			4	11,492
管	玛	1	者		337			1			135			32		157			152		8	43	1,657
研	3	t L	者		40			-			22			16		18			17			-	113
製	造	業	者		-			-			-			-		-			5			-	5
元	卸列	1 業	者		-			-			-			-		-			3			-	3
卸	官麻薬 小	英等原 記 業	F料 者		7			-			6			8		_			-			-	21
家製	庭造	麻業	薬者		-			-			-			-		-			-			-	0
そ	0		他		_			_			-			_		_			_			-	0
	iii	+	·		5,374	·		29			1,769)	4	1,421	4	2,636	3]	1,25	1	2,	371	17,851

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可事務処理件数

令和3年度

件	名	許可件数 (許可業者数)	許可申請	再 交 付 申 請	変更	届	追	加届	返糸	内 届	計	
件	数	170 (705)	38	6		21		21		9		95

(5) 覚醒剤研究者指定等関係事務処理件数

令和3年度

 件名	指 定 等 請	免許証再 交付申請	業 務 廃 止 届	記載事項 変 更 届 ・変 更届	返 納 届	計
覚醒剤施用機関	-	-	-	1		1
覚醒 剤研究者	21	-	3	1	14	39
覚醒剤原料取扱者	20	-	5	24	16	65
覚醒剤原料研究者	5	-	3	3	2	13
大 麻 研 究 者	21	ı	3	1	17	42
けし研究栽培者	I	ı	ı	I	1	1
向精神薬卸売業者	2	ı	ı	3	2	7
向精神薬試験研究施設	5	2	8	29		44
11 H	74	2	22	62	52	212

5 麻薬・覚醒剤等の監視指導

麻薬及び覚醒剤等は、そのすぐれた薬理作用により高い医療価値を有する反面、強い習慣性があり、この乱用は個人の心身に重大な弊害(麻薬中毒等)を生ずるだけでなく、各種犯罪誘発の原因にな るなど社会に及ぼす影響は計り知れないものがあるため、これらを取り扱う施設に対し適正に使用、管 理等がなされるよう監視指導を実施した。

(1) 麻薬·覚醒剤等監視指導実施状況

麻薬・覚醒剤等を取り扱う施設に対し、適正な使用、管理等を期するため立入検査を行い、 監視指導を実施した。

麻薬•覚醒剤等監視指導実施状況

令和3年度

	事 項	対	監	違		違	反	F	勺	容		措	i 置	Ī.
`		象	視	反	廃	管	帳	施	届	そ		業	報	
		事業	指 導	業務		理		用		Ø	計	務	告	計
		所	施 設	所		保		Л		0)	пΙ	停	書	ПI
業	種	数	数	数	棄	管	簿	等	出	他		止	等	
	麻薬卸売業者	28	7	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
麻	麻薬小売業者	3,348 (705) ^{**1}	328 (52)**1	4	3	ı	1	1	ı	1	4	1	4	4
	特定麻薬等原料卸小売業者	152	11	-	-	-	_	-	-	_	_	_	-	-
	麻薬診療施設(病院)	323	38	4	4	1	1	1	1	1	6	1	4	4
	麻薬診療施設(診療所)	2,930	16	4	1	1	-	1	1	4	6	-	4	4
薬	麻 薬 研 究 者	130	11	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	けし研究栽培者	1	0	1	-	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	I	-
	大 麻 研 究 者	17	0	1	-	I	I	I	I	I	-	I	I	-
向	向精神薬卸売業者	7	2	_	-	ı	ı	ı	ı	ı	-	ı	ı	_
精	向精神薬試験研究施設	131	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神	免許みなし薬局	4,093	398	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売	562	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
薬	病 院 · 診 療 所		56	-	-	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	-	Ι	Ι	_
覚	覚醒剤施用機関	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
醒	覚醒 剤研究者	32	0	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剤	覚醒剤原料取扱者	62	10	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	-
同	覚醒剤原料研究者	21	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
原	薬 局		396	1	1	-	_	_	_	_	1	_	1	1
料	病院・診療所		49	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
	計	11,838	1,384	15	10	0	1	1	0	7	19	0	13	13

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長 (参考) **※**2 209,512 全 玉 48,007 1,105 許可数を含む。 ※1麻薬小売業者間譲渡許可業者数(内数)

※2厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」(2022年1月)による

麻薬•覚醒剤等監視指導結果内訳一覧表

	事 項		3	年	度			2	年	度	
\		対	監	監	違	違	対	監	監	違	違
		象	視		反		象	視		反	
		事	指 導	視	業	反	事	指 導	視	業	反
		業	施	196	務	汉	業	施	196	務	X
		所	設		所		所	設		所	
業	種	数	数	率	数	率	数	数	率	数	率
	麻薬卸売業者	28	7	25.0%	-	_	28	5	17.9%	-	_
دل یا	麻薬小売業者	3,348	328	9.8%	4	1.2%	3,187	338	10.6%	6	1.8%
麻	特定麻薬等原料卸小売業者	152	11	7.2%	-	_	152	7	4.6%	Ī	_
	麻薬診療施設(病院)	323	38	11.8%	4	10.5%	325	30	9.2%	1	3.3%
	麻薬診療施設(診療所)	2,930	16	0.5%	4	25.0%	2,897	15	0.5%	10	66.7%
薬	麻 薬 研 究 者	130	11	8.5%	1	9.1%	129	21	16.3%	I	-
//	けし研究栽培者	1	0	0.0%	1	_	1	0	0.0%	_	-
	大 麻 研 究 者	17	0	0.0%	1	_	16	0	0.0%	ı	_
向	向精神薬卸売業者	7	2	28.6%	-	_	7	0	0.0%	_	_
精	向精神薬試験研究施設	131	4	3.1%	1	-	132	5	3.8%	I	-
神	免許みなし薬局	4,093	398	9.7%	1	-	4,009	419	10.5%	I	-
	免許みなし卸売販売	562	55	9.8%	1	-	580	43	7.4%	I	l
薬	病 院・診 療 所		56		-	_		46		_	_
覚	覚醒剤施用機関	1	0	0.0%	-	-	3	0	0.0%	-	_
醒	覚醒剤研究者	32	0	0.0%	1	-	28	0	0.0%	I	l
剤	覚醒剤原料取扱者	62	10	16.1%	1	-	63	8	12.7%	I	-
同	覚醒剤原料研究者	21	3	14.3%	1	_	21	2	9.5%	ı	_
原	薬 局		396		1	0.3%		412		_	_
料	病 院・診 療 所		49		1	2.0%		45		1	2.2%
	計	11,838	1,384	11.7%	15	1.1%	11,578	1,396	12.1%	18	1.3%

(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施

けしの開花期にあたる5月1日から2ヶ月間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、栽培が禁止されている大麻、けしの周知を図り、不正栽培の摘発及び自生大麻・けしの除去を行った。

4	年	度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
	け	l	6,524本 (68ヶ所)	4,187本 (70ヶ所)	7,425本 (63ヶ所)	2,321本 (50ヶ所)	6,607本 (60ヶ所)
	大	麻	_	_	10本 (2ヶ所)	1本 (1ヶ所)	_

(3) 麻薬等講習会の開催

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に関する知識を周知し、かつ業務所における管理の適正を図るため講習会を開催した。

令和3年度

対 象 者	実 施 回 数	受 講 者 数
薬局管理薬剤師等	0回	0人
病院・診療所薬剤師	0回	0人
関係団体主催の研修会	0回	0人

[※]令和3年度はコロナウイルス感染症の影響により、中止した。

(4) 麻薬事故状況

人 項目		年度	3年月	度	2年	度	元年	三度	30年	三度	29 ⁴	 手度
事	滅	失	425 ((111)	442	(129)	459	(143)	483	(182)	454	(181)
故の	盗	難		1		1		1		2		1
種	所 在	不明		14		23		21		30		17
類	そ(の他		36		26		17		16		24
i	計(件	数)		476		491		497	۲. ۲	531	^H- LU	496

*滅失のうち()は破損で内数

(5) 向精神薬事故状況

/ 項目	年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
事	滅失	ı	1	I	1	_
故の	盗 難	3	1	1	1	1
種	所在不明	3	1	_	-	2
類	その他	7	6	12	11	_
İ	計(件数)	13	8	13	12	3

(6) 覚醒剤(原料)事故状況

/ 項目	年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
事	滅 失	4	5	7	5	4
故の	盗 難	1	ı	_	ı	_
種	所在不明	5	4	5	6	2
類	その他	1	1	-	1	_
	計(件数)	10	10	12	12	6

6 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者診断届出状況

人 項	 	\	_		年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
麻	薬 中	毒	者	不正例	も 用者	ı	ı	1	2	3
M	架 丁	#	1	末期	患 者	-	ı	ı	ı	_
措	置		入	院	者	_	_	ı	ı	_

(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況

県下に24名の相談員を置き、麻薬中毒者の観察指導及び相談等の業務を行った。 昭和48年に822名いた麻薬中毒者等は、相談員の積極的な観察指導等により大幅に社会 復帰し、令和3度末では80名である。

なお、麻薬中毒者の異動及び観察指導状況は以下のとおりである。

麻薬中毒者の異動及び観察指導状況

項目		年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
麻		新 規 対 象 者	_	-	1	2	3
	T.H.	(措置入院者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
薬	増	県 内 転 入 者	_	_	_	_	1
中		計	0	0	1	2	4
毒		社 会 復 帰 者	_	_	_	_	1
者		県 外 転 出 者	_	_	1	7	_
	減	死亡・帰国者	_	-	_	6	_
移		そ の 他	-	1	-	-	-
動		計	0	1	1	13	1
状	麻	薬 中 毒 者 数	80	80	81	81	92
	内	観察指導対象者	60	60	62	62	77
況	訳	所在不明者等	20	20	19	19	15
観導	観	察 指 導 回 数	159	216	169	65	40
察状	内	訪 問 回 数	6	8	14	9	3
指況	訳	その他	153	208	155	56	37

麻薬等薬物相談員による薬物の相談状況等

——— 項目	<u> </u>		年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
	覚	醒	剤	140	115	80	47	9
薬物の 相談件数	大		麻	16	128	64	1	2
	その	他の	薬 物	22	32	35	4	11
(件)		計		178	275	179	52	22
広 報	活	動	(回)	78	83	150	176	181

7 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、法律の規制が及ばないよう「ハーブ」「アロマ」「バスソルト」などと称し、人体への摂取目的を隠して販売されていることがあり、これらの使用による健康被害や死亡例も報告されている。また、身体への影響が明らかでない未知の物質が混入されているなど、麻薬や覚醒剤と同等か、それ以上に危険な薬物である可能性がある。

これら危険ドラッグの流通実態を把握するため、監視指導及び試買検査を実施し、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法等の法令違反の疑いがあると判断された場合は、関係部署や管轄自治体へ通報する等の対応を実施した。

(1) 試買検査状況

項目	3年度	2年度	元年度		
試買方法	インター ネット等	インターネット	インターネット		
分析検体数	7	13	39		
検出検体数	0	0	10		
**1(うち違反数)	(0)	(0)	(8)		

^{※1} 検出検体のうち購入時点では未規制の指定薬物のものを除く

(2) 店舗の監視指導状況

項目	3年度	2年度	元年度		
対象施設	*危険ドラッグ取扱店	*危険ドラッグ取扱店	*危険ドラッグ取扱店		
調査件数	0	0	0		
指導件数	0	0	0		

^{**} 危険ドラッグ取扱店(固定店舗)は平成27年5月にゼロとなった

(3) インターネットの監視指導状況

項目 年度	3年度	2年度	元年度
調査サイト数	8	20	34
措置件数	0	0	1

(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況

危険ドラッグへの迅速な対応を可能とするため、平成27年4月1日付けで「神奈川県薬物 濫用防止条例」を施行した(完全施行は6月1日)。このことにより、県独自に知事指定薬物 を指定し、知事指定薬物の所持等を規制することが可能となった。

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫 用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下 「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その 他必要な事項を告示しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

令和3年度

	告示	施行	失効	数	指定物質(通称名)
1	R3. 6. 17	R3. 6. 18	R3. 6. 27	2	① β-Hydroxythiofentanyl ②4F-MDMB-BICA、4F-MDMB-BUTICA
2	R3. 8. 25	R3. 8. 26	R3. 9. 4	3	①5F-EMB-PICA、EMB-2201 ②2-Thiothinone、 β k-MPA ③ α -PCYP
3	R3. 10. 21	R3. 10. 22	R3. 10. 31	4	①Benocyclidine、BTCP ②Metonitazene ③2F-QMPSB ④ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA
4	R4. 1. 19	R4. 1. 20	R4. 1. 29	3	①Brorphine ②CUMYL-CH-MEGACLONE、CUMYL- CHMEGACLONE、CHM-SGT-151 ③5F-MDMB-P7AICA
5	R4. 3. 7	R4. 3. 8	R4. 3. 17	4	①5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201 ②Methoxpropamine、MXPr ③Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene ④α-D2PV、A-D2PV
		計		16	

過去5年間の知事指定薬物指定状況

令和2年度 4回延べ17物質を指定(現在全て失効)

令和元年度 5回延べ15物質を指定(現在全て失効)

平成30年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効)

平成29年度 5回延べ16物質を指定(現在全て失効)

平成28年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効)

Ⅷ医薬分業

1 概 況

医薬分業は、昭和31年に施行された「医師法、歯科医師法、薬剤師法の一部を改正する法律」により法制面の整備がなされ、特に、昭和49年10月に処方せん料が100円から500円に引上げられたことを契機に気運が高まった。

神奈川県における処方せん発行枚数は、徐々に増加の傾向を示しており、昭和49年10月に55,756枚であったものが、令和3年10月には約496万枚となり、約89倍の増加を示し、令和3年度において薬局の処方せん受取率は83.1%であり、患者10人に約8人が院外処方せんを受けていることになる。また、県内の保険薬局も昭和49年10月には1,100施設であったものが、令和4年3月末現在で、3,991施設に増加しており、薬局4,093施設の97.5%を占めるに至った。

上記のように、処方せん受取率は上昇したが、その一方で、受診した医療機関ごとに近くの薬局で調剤を受ける患者は未だ多く、医薬分業における薬局の役割が十分に発揮されておらず、患者も分業の効果やサービス向上など実感することができていない状況を踏まえ、厚生労働省では、患者本意の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするととともに、2025年、更に2035年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋である「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定した。

さらに、厚生労働省厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、これからの薬剤師・薬局の在り方が議論され、平成30年12月に医薬分業に関するレポートがとりまとめられ、とりまとめ内容を踏まえ改正医薬品医療機器等法が令和元年12月に公布された。

2 医薬分業の推進対策

(1) 薬局に対する指導

薬局は、調剤・医薬品の供給等を通じ、国民に対し、良質かつ適切な医療を供給し、地域保健医療に貢献するため、平成5年5月31日に「薬局業務運営ガイドライン」が制定されたことから神奈川県の運用方針を定め、薬局に対する指導指針とした。

(2) 小包装医薬品に対する指導

ア 昭和59年6月2日薬発第414号並びに平成4年3月27日薬発第295号薬務局長通知「小包装医薬品の円滑な供給について」に基づき、医薬品の使用及び管理の適正化、 医薬分業の推進等の観点から小包装医薬品のより適正な供給を図るため、製造業者、 卸売業者等関係者に対し指導を行っている。

イ 平成4年5月1日薬発第418号薬務局長通知「薬事法施行規則及び麻薬及び向精神 薬取締法施行規則の一部改正について」において、医薬分業推進の観点から調剤の用 に 供するための医薬品の分割販売に際して、記載事項の一部の省略ないしは簡素化が図られ たため、薬局等関係者に対し指導を行っている。

(3) 地域基幹薬局の強化拡充

医薬品の備蓄・供給・試験検査及び医薬品情報提供等の機能を有する地域基幹薬局の整備・拡充を図る(社)神奈川県薬剤師会の実施事業に対して助成を行った。 (平成元年度~6年度)

(4) 医薬分業推進支援センターの整備

地域における医薬分業を推進するとともに、県民に対する医薬品の供給体制の充実を図るため、医薬品の情報提供などの機能を備えた(社)神奈川県薬剤師会薬事情報センターに対し助成を行った。

(平成4年度)

(5) かかりつけ薬局推進モデル事業の実施

地域保健医療の一翼を担う「かかりつけ薬局」としての機能を円滑に推進するために厚木、足柄上保健所管内において、かかりつけ薬局推進委員会を設置し、モデル事業を行い、併せて県民、患者への普及啓発を行った。

(6) 在宅医療薬剤供給体制推進事業の実施

薬局・薬剤師が薬剤等の供給を通じて、在宅医療・地域医療への貢献を図るために(社)神奈川県薬剤師会が実施する研修・マニュアル作成等在宅医療薬剤供給体制推進事業に対して助成を行った。

(平成7年度~9年度)

(7) かかりつけ薬局の服薬指導の充実強化

(社)神奈川県薬剤師会が実施する「患者向け薬の説明書」の作成普及事業に助成を行った。 (平成10年度~12年度)

(8) 調剤事故防止対策

(社)神奈川県薬剤師会が実施する調剤事故防止対策事業に助成を行った。 (平成14・15年度)

(9) かかりつけ薬局の定着促進

(社)神奈川県薬剤師会が実施するかかりつけ薬局定着促進事業に助成を行った。 (平成16~20年度)

(10) 薬局在宅医療参加促進事業

(社)神奈川県薬剤師会が実施する薬局の在宅医療への参加促進事業に助成を行った。 (平成21~23年度)

(11) 在宅医療提供拠点薬局整備事業

(社)藤沢市薬剤師会が会営薬局に設置する会員薬局が共同利用する無菌調剤室の整備に助成を行った。

(平成24年度)

(12) 健康情報拠点薬局推進事業

(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、薬と健康の相談窓口の設置、特定健診、がん検診等の受診率向上、塩分計を活用した食生活改善の取組みなど、セルフメディケーションやかかりつけ薬局の推進を図った。

(平成26·27年度)

(13) 薬剤師復職支援事業(地域医療介護総合確保基金)

(公社)神奈川県薬剤師会及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する育児等で離職していたり転職を希望する薬剤師が、円滑に復職・転職できる事業に対し助成を行った。 (平成26~28年度)

(14) 在宅医療(薬剤)推進研修事業費補助(地域医療介護総合確保基金)

(公社)神奈川県薬剤師会が実施する訪問薬剤管理指導研修事業及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する褥瘡対策研修事業に対し助成を行った。 (平成26~30年度)

(15) 患者のための薬局ビジョン推進事業

(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、子育て世代、中高年世代、高年齢世代を対象として、保育園や事業所等へ薬局薬剤師が出張し、薬や健康に関する相談を行い、かかりつけ薬剤師・薬局の普及定着の推進を図った。

(平成29年度)

(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、在宅医療・介護における薬剤師業務実感事業(薬剤師等に対する地域ニーズの把握、薬剤師等と地域の多職種との連携推進)及び子育て世代を対象とした健康相談事業を行い、かかりつけ薬剤師・薬局の普及定着の推進を図った。

(平成30年度)

(16)地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業

(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、薬局の薬剤師が薬剤交付時以外にも、患者に対し必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を行うための「令和元年度かながわ服薬フォローアップ強化プロジェクト事業」を実施した。

(令和元年度)

3 処方箋枚数等

(1) 処方箋枚数、調剤金額、処方箋受取率

項目	処方箋	枚 数	調剤	金額	処方箋受	を取り率
年度	(千枚)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(%)	対前年度比(%)
3 年 度	58,987	106.9%	545,869	104.1%	83.1	98.0%
2 年 度	55,180	88.3%	524,356	97.1%	84.8	100.7%
元 年 度	62,508	100.7%	539,768	103.8%	84.2	100.8%
30 年 度	62,089	101.7%	519,959	98.5%	83.5	101.2%
29 年 度	61,075	100.6%	528,056	101.6%	82.5	100.9%
28 年 度	60,695	101.2%	519,585	97.3%	81.8	101.6%
27 年 度	59,966	101.8%	534,071	108.5%	80.5	101.1%
26 年 度	58,906	101.0%	492,255	101.9%	79.6	100.8%
25 年 度	58,347	100.0%	482,918	105.0%	79.0	100.3%
24 年 度	58,368	101.6%	459,811	101.0%	78.8	100.3%
23 年 度	57,437	101.3%	455,112	107.8%	78.6	101.9%
22 年 度	56,683	104.5%	422,225	104.1%	77.1	103.2%
21 年 度	54,233	100.3%	405,707	106.5%	74.7	101.1%
20 年 度	54,055	101.9%	380,970	106.1%	73.9	102.5%

(出典:(公社)日本薬剤師会資料)

(2) 処方箋発行状況 (令和3年12月全保険(社保+国保+後期)推計)

旧	総	※ 発	行	枚 数	処	方	蹇 受	む取り率
順位	都這	直府県	具名	千 枚	都是	道府県	具名	%
1	東	京	都	7,976	秋	田	県	91.1%
2	神	奈 川	県	5,167	青	森	県	87.9%
3	大	阪	府	4,506	新	潟	県	87.7%
4	愛	知	県	3,702	岩	手	県	87.6%
5	埼	玉	県	3,660	宮	城	県	85.7%
6	福	岡	県	3,077	北		道	84.6%
7	千	葉	県	3,070	神	奈 川	県	84.5%
8	兵	庫	県	3,061	島	根	県	84.0%
9	北	海	道	2,732	佐	賀	県	82.2%
10	静	岡	県	2,010	茨	城	県	81.3%
全国平均		_		1,436				76.6%

(出典:(公社)日本薬剤師会資料)

(3) 健康サポート薬局届出状況(令和4年3月31日)

183件

内訳:平塚市:2件、鎌倉市:8件、逗子市:2件、秦野市:5件、伊勢原市:1件、

厚木市:2件、海老名市:3件、大和市:4件、小田原市:1件、真鶴町:1件、

湯河原町:1件

横浜市:91件、川崎市:34件、相模原市:12件、横須賀市:8件、藤沢市:7件、

茅ヶ崎市:1件

(4) 年次別保険調剤の処方箋枚数等比較表

	社	会 保	険	国 民	健康	保 険	合	計	50年を100と	した時の指数
年 度	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	請求 薬局数	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	請求 薬局数	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	枚 数	金 額
昭和50年度	805	1,236	5,291	295	475	9,695	1,100	1,712	100	100
令和3年度	27,865	161,365	47,404	31,202	327,704	93,964	59,067	489,069	5,370	28,567
令和2年度	25,410	150,249	46,666	29,968	312,016	92,668	55,378	462,265	5,034	27,001
令和元年度	29,558	153,948	46,088	32,501	328,371	91,403	62,059	482,319	5,642	28,173
平成30年度	29,550	145,090	45,324	32,497	320,052	90,155	62,047	465,142	5,641	27,170
平成29年度	28,965	143,947	44,931	31,336	331,781	89,167	60,301	475,728	5,482	27,788
平成28年度	28,040	138,798	44,570	32,767	331,048	88,364	60,807	469,846	5,528	27,444
平成27年度	27,249	138,084	43,674	32,820	346,114	86,864	60,069	484,198	5,461	28,283
平成 26 年度	26,420	125,982	42,952	32,592	319,471	85,506	59,012	445,453	5,365	26,019
平成25年度	25,987	122,848	42,163	32,470	314,144	84,017	58,457	436,992	5,314	25,525
平成24年度	26,247	118,420	40,905	32,240	297,209	81,296	58,487	415,629	5,317	24,277
平成23年度	25,909	117,439	39,653	31,681	293,657	79,039	57,590	411,096	5,235	24,013
平成22年度	25,981	111,221	38,833	30,874	269,633	77,419	56,855	380,854	5,169	22,246
平成21年度	24,755	106,953	37,960	29,643	258,797	75,718	54,398	365,750	4,945	21,364
平成20年度	25,016	102,583	37,450	29,102	239,189	86,088	54,118	341,772	ŕ	19,963

(薬務課調べ)

(5) 保険調剤の処方箋枚数等比較表

	5+ D M W (M)		A 47 (77 77)	昭和49年10月を1	00としたときの指数
年 月	請求件数(件)	発行枚数(件)	金額(百万円)	発行枚数	金額
昭和49年10月	32,954	55,756	89	100	100
令和3年10月	2,136,671	4,960,235	40,531	8,896	45,540
令和2年10月	4,087,617	4,901,251	39,472	8,791	44,351
令和元年10月	4,220,002	5,084,760	39,066	9,120	43,894
平成30年10月	4,200,735	5,107,279	36,840	9,160	41,393
平成29年10月	4,062,100	4,972,894	38,645	8,919	43,421
平成28年10月	3,941,901	4,849,856	37,604	8,698	42,252
平成27年10月	3,851,242	4,754,212	38,871	8,527	43,675
平成26年10月	3,849,080	4,825,005	36,239	8,654	40,718
平成25年10月	3,624,110	4,511,449	34,016	8,091	38,220
平成24年10月	3,520,287	4,406,241	31,602	7,903	35,508
平成23年10月	3,511,294	4,490,708	32,630	8,054	36,663
平成22年10月	3,538,867	4,328,555	29,805	7,763	33,489
平成21年10月	3,357,123	4,368,816	29,871	7,836	33,563
平成20年10月	3,205,758	4,247,321	27,327	7,618	30,704
平成19年10月	3,404,957	4,791,797	32,000	8,594	35,955

(楽務課調べ)

(6) 薬局及び保険薬局の地域別店舗数一覧

令和4年3月末現在

区分	地 域 名	薬 局 数	保険薬局数
	横浜市	1,662	1,619
	川崎市	628	617
	相 模 原 市	325	312
保健所設置市	横 須 背	192	190
	藤 沢 市	227	222
	茅 ヶ 崎 市 (寒 川 町 含 む)	116	114
	小計	3,150	3,074
	平塚保健福祉事務所	161	156
	平塚保健福祉事務所 秦野センター	112	107
	鎌倉保健福祉事務所	134	134
県保健福祉	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	21	21
	小田原保健福祉事務所	121	114
事務所管内	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	50	46
	厚木保健福祉事務所	212	209
	厚木保健福祉事務所 大和センター	132	130
	小計	943	917
合	計	4,093	3,991

(薬務課調べ)

Ⅷ 献血事業の推進

1 概 況

神奈川県の献血事業は、昭和39年の「献血の推進について」に関する閣議決定以来順調に進展しており、現在県内の医療機関で必要とされる輸血用血液については献血により確保されている。

しかし、近年の医学・薬学の進歩、高齢社会の到来等により使用量が急増している血漿分画製剤については、その多くを外国からの輸入に依存していたため、その安全性、倫理性、安定供給の面から自給対策が大きな課題となってきた。

このため国では、国内で必要とする血液製剤を献血で確保する体制の確立と血液製剤の安全性の 向上を図るため、昭和61年度から従来の200mL献血に加え、成分献血・400mL献血を導入するととも に血液製剤の使用適正化の推進を図ることとした。

さらに、新血液事業検討推進委員会の第一次報告及び第二次報告が提出され、これに基づきすべての血液製剤を国内自給するための諸施策が実施されてきた。

この結果、特に緊急の課題であった血液凝固因子製剤の国内自給については、平成5年度から一部の特殊な製剤を除きすべて国内自給されており、他の血漿分画製剤についても今後段階的に自給率を高めていくこととしている。

このような現状のもと、平成15年7月に血液事業全般に係る法的枠組として安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律が施行され、献血の推進が地方公共団体の責務に位置付けられたことから、本県では成分献血・400mL献血を中心とした献血の推進を図ることとし、広く県民に献血思想の普及を図るとともに献血の受入が円滑に実施されるよう努めている。

※令和3年度献血者数 本県 325,295人 全国 5,086,003 人

2 献血の推進

(1) 献血推進協議会等の開催

献血推進協議会は献血思想の普及及び献血制度の適正な運営の確保を目的に、昭和40年1 月に設置され、献血推進計画及び献血事業の諸問題等について協議を行っている。令和3年度の 開催状況は次のとおりである。

年 月 日	開催方法	参加委員	協	議	事	項
令和4年2月14日	書面開催	19人	・ 令和4年度・ 令和3年度	で で 献血推進 の 献血事業		

(2) 献血の普及及び広報

医療に必要なすべての血液製剤を献血により確保する体制の確立を目指し、全国一斉に実施する7月の「愛の血液助け合い運動」及び冬期の「はたちの献血キャンペーン」に加え、広く県民に献血思想の普及と成分献血・400mL献血への理解と協力を求めるため、令和3年度は春に「かながわ献血キャンペーン」を実施している。このほか、Twitterを利用した献血協力への呼びかけや、年間を通じて報道機関、ポスター、チラシ等により広報を行うとともに献血功労者の表彰を実施した。

また、献血の若年層に対する普及啓発活動として、献血啓発動画「あなたの献血で誰か命を救えます」をホームページ等で配信したほか、県内高等学校生徒、約62,000人への啓発チラシの配布を行った。併せて県内各市区町村へ、啓発物品とリーフレットを配布し、献血協力への呼びかけ依頼を行った。

ア 献血キャンペーン実施状況

① 全国的なキャンペーン

媒体	愛の血液助け合い運動 (令和3年7月1日〜31日)	はたちの献血キャンペーン (令和4年1月1日~2月28日)
ポスター	1,640枚	1,600枚
広報媒体	・県ホームページ掲載、「県のたより」掲載 ・県薬剤師会雑誌「薬壷」掲載 ・薬務課Twitter	・県ホームページ、「県のたより」掲載 ・県薬剤師会雑誌「薬壷」掲載 ・薬務課Twitter ・読売新聞「県からのお知らせ」掲載 ・tvkデータ放送

② かながわ献血キャンペーン

媒体	春のかながわ献血キャンペーン (令和3年4月1日~5月31日)	秋のかながわ献血キャンペーン
ポスター	3,000枚	-
広報媒体	・県ホームページ掲載・薬務課Twitter	_
その他	・毎日新聞特集記事「ささえあって」掲載	-

イ 令和3年度の表彰状況

_											
区	分	知 事 表 彰	保健福祉事務所長表彰	厚生労働大臣表彰							
実	施日	令和3年11月1日(月)	※HWCにより異なる	令和3年9月9日(木)							
場	所	(新型コロナウィ	(新型コロナウイルス感染拡大防止のため表彰式・伝達式は中止)								
大	会 名	1	_	-							
被表	長彰者数	16団体	13団体	13団体(表彰状3、感謝状10)							

ウ 献血セミナー実施状況

	実施校数	献血者数	参加者数		
中学校	1校	-	138人		
高等学校	5校	116人	995人		

3 神奈川県赤十字血液センターの状況

(1)血液センター・献血ルームの概要

令和4年4月1日現在

区分	採血施設名	設 置 場 所	開設時期		管 轄 区 域
<u>́ш</u> .	神奈川県 赤十字血液センター	横浜市港北区大豆戸町680-7	(開所)	移動採血車による採血	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉
液	が十十皿板ピングー	TEL045 (834) 4611	平成29年7月		本名中、
セ					
ン					
タ					
]	*h****				
-te	神奈川県 赤十字血液センター	厚木市愛甲1837	(開所)	移動採血車による採血	相模原市、平塚市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木
事	湘南事業所	TEL046 (228) 9818	平成29年7月		市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾
業					瀬市、藤沢市、寒川町、大磯
					町、二宮町、中井町、大井 町、松田町、山北町、開成
所					町、箱根町、真鶴町、湯河原 町、愛川町、清川村
					·····································
	神奈川県 赤十字血液センター	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2	(開所)	毎日	
	横浜駅西口出張所	TSプラザビル1階	昭和53年6月	(年末年始、5月の第4	
		TEL045 (314) 7082	(移転)	日曜日を除く)	
	神奈川県		平成12年3月		
	赤十字血液センター	横浜市西区高島2-13-2	(開所)	毎日	
	横浜駅東口出張所	横浜駅前共同ビル7階	平成20年3月	(年末年始を除く)	
		TEL045(444)1088			
	神奈川県	横浜市旭区中尾1-1-2	(開所)	日曜日~金曜日	
出	赤十字血液センター 二俣川出張所	TEL045(361)0330	昭和42年4月	(土曜日、年末年始・祝日を除く)	
	一跃川田城川	122010(001)0000	(移転)		
			昭和63年1月		
			平成30年5月		
	神奈川県	横浜市西区北幸1-6-1	(開所)	毎日	
	赤十字血液センター 横浜駅西口	横浜ファーストビル14階	平成27年1月	(年末年始を除く)	
	第二出張所(Leaf)	TEL045(534)7173		(千木午畑を除く)	
張	神奈川県 赤十字血液センター	川崎市川崎区日進町1-11	(開所)	毎日	
	川崎駅東口 出張所	川崎ルフロン9階	昭和61年10月	(年末年始を除く)	
	H JK//I	TEL044(245)1857	(移転)		
	神奈川県	旧成于宣海民港中,	平成23年8月	5 D	
	赤十字血液センター	川崎市高津区溝口1-3-1 ノクティプラザ1 10階	(開所)	毎日 (年末年始を除く)	
	溝の口出張所	フクテイノフザ1 10階 TEL044(813)0311	平成9年9月	C T ZIF T ZH C IZV V	
		116D044(019)U311			
	<u> </u>				
所	神奈川県 赤十字血液センター	藤沢市南藤沢21-8	(開所)	毎日	
ולת	藤沢出張所	大安興業ビル2階	平成3年1月	(年末年始を除く)	
		TEL0466 (25) 8877	(移転)		
			平成5年4月		
			平成21年9月		
	神奈川県	厚木市中町2-8-13	令和4年2月 (開所)	毎日	
	赤十字血液センター	厚木川中町2-6-13 TPR厚木ビル1階	平成3年9月	ザロ (年末年始を除く)	
	本厚木出張所	TEL046(225)7001	(移転)		
		122010(220)1001	平成14年6月		
<u> </u>	<u> </u>		1 /2/211 0/1	<u> </u>	

(2)血液センター及び事業所の現況

施設名 区 分	神 奈 川 県 赤十字血液センター	神 奈 川 県 赤十字血液センター 湘南事業所
建設年度	平成29年度(新築)	昭和63年度(既存棟) 平成19年度(増築棟)
建築延べ面積	4,457.81 m ²	6,260.81 m ²
敷 地 面 積	5,521.56 m²	10,482.02 m²
土地所有者	日本赤十字社	日本赤十字社(一部借地)

[※]湘南事業所の建物延べ面積および敷地面積については、関東甲信越ブロック血液センター神奈川製造所を含む。

4 献血及び供給状況 (※資料提供:神奈川県赤十字血液センター)

(1) 献 血 年度別献血目標

	2////							
年度		区	分		献血目標	献血実績	対前年度比(%)	目標達成率(%)
3年度	献	血	者	数	322,426(人)	325,295(人)	99.4	100.9
3千茂	献	Í	L	量	142,618(0)	140,937(0)	95.8	98.8
2年度	献	血	者	数	317,473(人)	327,139(人)	103.2	103.0
2十段	献	Į	IL.	量	139,984(0)	147,093(0)	104.6	105.1
元年度	献	血	者	数	313,672(人)	316,940(人)	104.7	101.0
九千茂	献	Ų	IL.	量	136,795(0)	140,652(0)	113.4	102.8
30年度	献	血	者	数	307,757(人)	302,620(人)	101.5	98.3
30平及	献	Ų	П	量	126,959(0)	124,060(0)	101.4	97.7
29年度	献	<u>Ĺ</u> .	者	数	309,186(人)	298,216(人)	99.1	96.5
29年度	献	Ц	II.	量	126,298(0)	122,394(0)	98.2	96.9
28年度	献	Ш.	者	数	305,483(人)	301,032(人)	101.1	98.5
20年度	献	Ц	11.	量	122,901(1)	124,660(ℓ)	103.3	101.4

※医療機関の需要に応じた献血の受け入れを行っているため、目標達成率は100%以下となる場合がある。

年度別献血者数及び献血量

年度	17	\wedge	献血者数(人)				献血量	
十度	区	分		200mL献血	400mL献血	成分献血	(0)	
3年度	人	数	325,295	9,791	202,619	112,885	140,937	
3十段	対前年度	E比(%)	99.4	109.3	100.8	96.3	95.8	
2年度	人	数	327,139	8,956	200,988	117,195	147,093	
2 牛皮	対前年度	E比(%)	103.2	89.8	99.8	111.1	104.6	
元年度	人	数	316,940	9,976	201,485	105,479	140,652	
九平及	対前年度	ξ比(%)	104.7	92.6	100.2	116.3	113.4	
30年度	人	数	302,620	10,769	201,154	90,697	124,060	
30平及	対前年度	E比(%)	101.5	105.7	99.3	106.1	101.4	
29年度	人	数	298,216	10,193	,	85,444	122,394	
23 + 12	対前年度		99.1	107.5	101.4	93.2	98.2	
28年度	人	数	301,032	9,483	199,836	91,713	124,660	
20千尺	対前年度	ほ比(%)	101.1	75.2	101.8	103.0	103.3	

男女別•年齡別献血者状況

令和3年度(単位:人)

为关が 下間が加速音が位									
年齢別 区分	性別	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	=	
200mL献血	男	868	140	29	27	43	14	1,121	
200IIIL開入IIII.	女	3,305	2,519	802	891	945	208	8,670	
400mL献血	男	4,620	19,599	22,613	38,472	47,295	17,326	149,925	
40011111111111111111111111111111111111	女	2,235	11,002	8,326	11,959	14,558	4,584	52,664	
成分献血	男	556	5,292	9,800	20,349	28,937	11,699	76,633	
及分別所以此	女	711	6,221	6,411	9,161	10,560	3,188	36,252	
小計	男	6,044	25,031	32,442	58,848	76,275	29,039	227,679	
小計	女	6,251	19,742	15,539	22,011	26,063	7,980	97,586	
合	計	12,295	44,773	47,981	80,859	102,338	37,019	325,265	
構成比(%)		3.8	13.8	14.8	24.9	31.5	11.4	100.0	

年度別•年齢別献血状況

十	一十四リカリー	THE VICTOR						
年齢別 年度	区分	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	計
3年度	人数(人)	12,295	44,785	47,997	80,889	102,382	36,947	325,295
3千度	%	3.8	13.8	14.8	24.9	31.5	11.4	100.0
2年度	人数(人)	12,645	44,345	50,558	86,761	98,721	34,109	327,139
2十段	%	3.9	13.6	15.5	26.5	30.2	10.4	100.0
元年度	人数(人)	14,571	42,753	49,628	88,167	91,719	30,102	316,940
九千茂	%	4.6	13.5	15.7	27.8	28.9	9.5	100.0
30年度	人数(人)	15,379	42,250	48,314	87,326	82,119	27,232	302,620
30 千茂	%	5.1	14.0	16.0	28.9	27.1	9.0	100.0
29年度	人数(人)	14,879	42,620	49,710	88,863	76,364	25,780	298,216
29千度	%	5.0	14.3	16.7	29.8	25.6	8.6	100.0
28年度	人数(人)	14,834	43,955	53,000	92,432	71,552	25,259	301,032
20千及	%	4.9	14.6	17.6	30.7	23.8	8.4	100.0

年度別・職業別 献血状況

職業	区八	公務員	会社員	学	生	その他	計	
年度	区分	公伤貝	云牡貝	高校生	その他	てり他	PΙ	
3年度	人数(人)	33,789	208,550	6,163	15,900	60,893	325,295	
3千茂	%	10.4	64.1	1.9	4.9	18.7	100.0	
2年度	人数(人)	36,047	208,240	6,076	14,084	62,692	327,139	
2十段	%	11.0	63.7	1.9	4.3	19.2	100.0	
元年度	人数(人)	32,633	202,599	6,413	16,522	58,773	316,940	
几十茂	%	10.3	63.9	2.0	5.2	18.5	100.0	
30年度	人数(人)	31,196	192,483	6,628	16,695	55,618	302,620	
30平皮	%	10.3	63.6	2.2	5.5	18.4	100.0	
29年度	人数(人)	30,247	189,446	6,280	17,086	55,157	298,216	
	% 人数(人)	10.1 30,549	63.5 189,789	2.1 6,055	5.7 17,424	18.5 57,215	100.0 301,032	
28年度	<u> </u>	10.1	63.0	2.0	5.8	19.0	100.0	

^{※「}構成比」は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

カ 受入施設別献血状況

_	_	文人	· // E //	年月		令和3年度			(令	和3年度内	訳)	令和2年度		
受	入施	設		_	/	人数	構成比	前年比	200mL	400mL	成分	人数	構成比	前年比
県		内	슫	ì	計	人 368,543	% 100.0	% 112.7	人 9,791	人 202,619	人 112,885	人 327,139	% 100.0	% 108.1
出	横		浜]	Leaf	44,893	12.2	101.4	798	20,253	23,842	44,273	13.5	109.4
	横	浜	駅	西	П	18,683	5.1	103.0	317	9,722	8,644	18,143	5.5	100.3
	横	浜	駅	東	口	43,034	11.7	99.2	574	18,752	23,708	43,375	13.3	120.1
	_		俣		Ш	20,185	5.5	104.1	921	19,264	0	19,383	5.9	108.5
張	か	t)	さ	き	42,862	11.6	98.5	512	19,904	22,446	43,520	13.3	119.7
	み	ぞ	の	<	ち	22,315	6.1	98.7	347	10,119	11,849	22,608	6.9	130.0
	藤				沢	21,586	5.9	98.5	321	10,347	10,918	21,910	6.7	124.5
	本		厚		木	22,233	6.0	99.9	380	10,375	11,478	22,262	6.8	115.9
所		小		計		235,791	64.0	100.1	4,170	118,736	112,885	235,474	72.0	115.9
血液	移	動	採	<u>́ш</u> .	車	89,831	24.4	188.8	2,827	43,756	0	47,568	14.5	96.5
セン	オ	<u> </u>	プン	採	血.	1,539	0.4	135.2	104	1,435	0	1,138	0.3	29.3
ター		小		計		91,370	24.8	187.6	2,931	45,191	0	48,706	14.9	91.6
事	移	動	採	Ш.	車	40,629	11.0	96.3	2,605	38,024	0	42,192	12.9	93.1
業所	オ	<u> </u>	プン	採	<u>́</u>	753	0.2	98.2	85	668	0	767	0.2	75.2
ולל		小		計		41,382	11.2	96.3	2,690	38,692	0	42,959	13.1	92.7

キ 献血不採血者数内訳

令和2年度

(10/110 5/11								
項目	受付者数	不採血者数	前年比	不採血率	不採血者数内訳			
男女別	(人)	(人)	(%)	(%)	血色素不足者数(人)	その他(人)		
男	241,607	13,915	88.8	5.8	4,731	9,184		
女	122,279	24,676	106.8	20.2	15,907	8,769		
計	363,886	38,591	99.5	10.6	20,638	17,953		

(2) 供給

ア年度別・製剤別供給状況

(単位:200mL由来換算)

年度	全 血		赤血球		血漿		血小板		合 計	
平 及	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供 給 数	構成比(%)
3年度	0	0.0	415,350	37.6	143,665.0	13.0	545,990	49.4	1,105,005.0	100.0
2年度	0	0.0	398,225	37.2	138,306.0	12.9	533,865	49.9	1,070,396.0	100.0
元年度	0	0.0	402,093	37.1	149,457.0	13.8	533,270	49.2	1,084,820.0	100.0
30年度	0	0.0	398,022	36.4	145,779.0	13.3	550,732	50.3	1,094,533.0	100.0
29年度	0	0.0	403,133	36.3	155,924.0	14.0	550,966	49.6	1,110,023.0	100.0
28年度	0	0.0	404,070	34.2	225,586.5	19.1	550,665	46.7	1,180,321.5	100.0

^{※「}構成比」は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

イ 製品別供給状況

(単位:200mL由来換算)

種	類	3年度	2年度	元年度
全血製剤	人全血液-LR「日赤」 (旧人全血液CPD)	0	0	0
土 皿 衣 刖	小計	0	0	0
	赤血球濃厚-LR「日赤」 (旧 赤 血 球 M・A・P)	391,666	397,829	401,414
	洗浄赤血球液-LR「日赤」 (旧 洗 浄 赤 血 球)	564	378	666
	解凍赤血球液-LR「日赤」 (旧解凍赤血球濃厚液)	0	0	2
血液成分製剤	合成血液-LR「日赤」 (旧 合 成 血)	0	18	11
■ 1枚	新鮮凍結血漿-LR「日赤」 (旧 新 鮮 凍 結 血 漿)	143,665.0	138,306.0	149,457.0
	濃厚血小板「日赤」 (旧濃厚血小板)	525,725	523,890	524,340
	濃厚血小板HLA「日赤」 (旧濃厚血小板HLA)	11,105	9,975	8,930
	小計	1,072,725.0	1,070,396.0	1,084,820.0
合	計	1,072,725.0	1,070,396.0	1,084,820.0

[※]新鮮凍結血漿-LR「日赤」の単位数換算が平成29年度より変更。

IX 災害時医薬品等の確保対策

1 災害時医薬品等の調達

地震等の医療救護に必要な医薬品及び医療機材等の緊急調達を迅速に実施できるよう神奈川県医薬品 卸業協会(平成6年5月27日締結)等との間に「医薬品等の供給に関する協定」を締結しており、必要がある ときは業者の保有する医薬品等を災害発生時直前の適正な価格で調達できるようになっている。

2 災害用血液製剤の確保

地震等の災害発生時における血液の緊急需要に備えるため、日本赤十字社神奈川県支部と「災害用血液製剤の確保に関する協定」(平成26年9月17日)を締結し、負傷者の治療に迅速に対応できる体制をとっている。

3 国有ワクチンの供給

患者の治療に迅速に対応できるようにするため、「国有ワクチン等事務取扱マニュアル」を定め、要請を受けた医療機関に、速やかに国有ワクチンを供給できる体制をとっている。

供給状況

年度	乾燥ガスえそ ウマ抗毒素	乾燥ジフテリア ウマ抗毒素	乾燥組織培養 不活化狂犬病 ワクチン	乾燥ボツリヌス ウマ抗毒素 (ABEF型)	乾燥ボツリヌス ウマ抗毒素 (E型)
3年度		_		_	_
2年度	_	_	_	1	_
元年度		_		_	_
30年度	_	_	1	1	_
29年度	_	_	_	1	_

[※] 県であらかじめ購入するのではなく、国と連携を図り供給する方式に変更

4 解毒剤の備蓄

毒物劇物による中毒のうち、特に毒性が強く迅速に対処する必要があるシアン化合物、ヒ素及び有機リン剤による中毒に対して、医療機関からの緊急要請に対応するため、危機管理対策の一環として備蓄している。

	中毒の種類	品名	備蓄総量	保	管 数	量
	中毋り惟規	四 泊	畑 宙 松 里	横浜地区	県央地区	県西地区
シ	アン化合物	デトキソール注	500管	250管	150管	100管
上	素	バル注	300管	150管	100管	50管
有	機リン剤	パム注	300管	150管	100管	50管

参考資料 • 統計

神奈川県薬事審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号に基づき設置された神奈川県薬事審議会 (以下「審議会」という。)の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。
 - (1) 薬事関係者の資質の向上に関すること。
 - (2) 薬事衛生の指導及び普及に関すること。
 - (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)の取扱いの適正化に関すること。
 - (4) 医薬品等の生産の振興及び円滑な流通に関すること。
 - (5) 医薬品等の安全性の確保に関すること。
 - (6) 薬用植物に関する知識の普及等に関すること。
 - (7) その他薬事に関する重要な事項。

(委員)

- 第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 薬事関係業者を代表する者
 - (3) 消費者を代表する者
 - (4) 神奈川県職員
- 2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部 会)

- 第6条 神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定による指定に関する事項を分掌 させるため、審議会に、薬物評価検討部会を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。
- 3 薬物評価検討部会及び前項の部会(以下「薬物評価検討部会等」という。)に属する委員は、会長が指名する。
- 4 薬物評価検討部会等に部会長を置き、薬物評価検討部会等に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、薬物評価検討部会等の会務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、薬物評価検討部会等に属する委員のうちから部会長があらかじめ 指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 7 部会長は、薬物評価検討部会等で議決した事項について、審議会に報告し、次条の規定により部会の議決をもつて審議会の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。
- 8 前条の規定は、薬物評価検討部会等について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「薬物評価検 討部会等」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「薬物評価検討部会等の委員」と読み替えるものとする。

(審議会と薬物評価検討部会との関係)

第7条 審議会は、前条第1項に掲げる薬物評価検討部会が分掌する事項について、当該部会の議決をもつて審議会の議 決とすることができる。

(専門委員)

- 第8条 審議会は、専門の事項を調査検討させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、知事が委嘱する。

(幹事)

- 第9条 審議会に幹事若干人を置き、神奈川県職員のうちから知事が任命する。
- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶 務)

第10条 審議会の庶務は、健康医療局生活衛生部薬務課で処理する。

(委任規定)

第11条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって 定める。

附 則

この規則は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則 (昭和38年10月4日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年7月13日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年2月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月21日規則第19号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月13日規則第89号)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日規則第93号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第16号抄)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月21日規則第103号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則 (平成27年6月9日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県薬事審議会委員名簿(令和4年6月1日現在)

区 分	氏	名	役	職
	池上	秀 明	神奈川県医	師 会 副 会 長
	石 井	貴 士	神奈川県	医 師 会 理 事
	大 島	憲 子	神奈川県立保健福祉大	学保健福祉学部准教授
	小川	護	神奈川県薬	剤 師 会 会 長
	栗 原	正 明	湘南医療大学	学薬学部教授
学識経験のある者	小 林	桜 児	神奈川県立精神「	医療センター医師
	篠塚	達雄	横浜薬科大学	学薬学部教授
	新 堀	史 明	県 議 会 厚 生 常 信	任委員会委員長
	鈴木	勉	湘南医療大	学 薬 学 部 長
	長 野	広 敬	神奈川県看	護協会会長
	野 﨑	惠	神奈川県病院	薬剤師会理事
	北 井	誠司	神奈川県医薬品登	绿販売者協会会長
	双 城	剛	神奈川県医薬品	卸業協会理事長
薬事関係業者を	中 川	勝之	神奈川県製	薬 協 会 会 長
代表する者	中 村	富美雄	神奈川県医薬品	配置協会副会長
	似内	靖	神奈川県医療株	幾器工業会会長
	松田	英 隆	神奈川県化粧品	品工業協会会長
5512 +H1 -H2 -5	今 井	澄江	特定非営利活動法人神奈川	県消費者の会連絡会理事
消費者を代表する者	平 本	正 子	神奈川県地域婦人団	体連絡協議会副会長
10 20 7 30 11	福山	浩一郎	日 本 放 送 協 会	横浜放送局長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程

(設置、目的)

第1条 神奈川県における薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため、神奈川県薬物乱用対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次の業務を所掌する。
 - (1) 薬物乱用防止についての啓発、宣伝、指導等に関すること。
 - (2) 薬物事犯の取締の強化に関すること。
 - (3) 薬物中毒者の医療、更生保護等に関すること。
 - (4) その他の薬物乱用対策について必要な事項。

(組 織)

- 第3条 本部は、次の者をもって組織する。
 - (1) 本部長 1 人
 - (2) 副本部長 3 人
 - (3) 本部員 若干人

(役 員)

- 第4条 本部長は、知事をもってあて、本部の業務を統括し、本部を代表する。
- 2 副本部長は、健康医療局を担当する副知事、教育長及び警察本部長をもってあて、本部長を補佐し、本 部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

なお、副本部長職の統括については、健康医療局を担当する副知事があたるものとする。

- 3 本部長及び副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代理する。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 福祉子どもみらい局長
 - (2) 健康医療局長
 - (3) 教育局指導部長
 - (4) 警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
 - (5) 保健所設置市の衛生担当部局長
 - (6) 国の地方行政機関の職員のうちから本部長が選任した者
 - (7) 関係団体の役職員及び学識経験のある者のうちから本部長が選任した者
- 5 本部員の選任期間は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の本部員の選任期間は、前任者の残任期間とする。
- 6 本部員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第5条 本部会は、必要に応じて本部長が招集する。

(対策部会の設置)

第6条 本部の下に、取締対策部会及び啓発・青少年対策部会を置く。

2 取締対策部会及び啓発・青少年対策部会の設置・運営については、別に要領をもって定める。

(事務局の組織)

第7条 本部の事務を処理するため、事務局を健康医療局に置き、次の職員をもって組織する。

- (1) 事務局長 1 人
- (2) 書記 若干人

(事務局職員)

第8条 事務局長は、健康医療局生活衛生部長をもってあてる。

2 書記は、健康医療局の職員をもってあてる。

(委任規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和48年7月24日から施行する。
- 2 神奈川県麻薬等薬物対策本部規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月23日から施行する。

附則

この規程は、昭和63年5月2日から施行する。

附則

この規程は、平成4年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附目

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附目

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部員名簿

令和4年6月1日現在

構成	氏名	令和4年6月1日現在 役職
本部長	黒岩 祐治	知事
副本部長	首藤 健治	副知事
11	花田 忠雄	教育長
11	林 学	警察本部長
本部員	池田 信之	神奈川県医師会理事
"	佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会理事
"	小川 護	神奈川県薬剤師会会長
,,	71771	薬物クリーンかながわ推進会議会長
11	石井 康弘	神奈川県民生委員児童委員協議会常任理事
11	栁川 義信	神奈川県保護司会連合会会長
"	鈴木 圭作	薬物クリーンかながわ推進会議副会長
11	渡邊 明美	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長
"	鈴木 勉	湘南医療大学薬学部長
11	市丸 克己	かながわ青少年社会環境健全化推進会議会長
11	下平 豪	横浜地方検察庁刑事部長
11	久保 勉	横浜少年鑑別所長
11	勝田 聡	横浜保護観察所長
11	福原 申子	東京出入国在留管理局横浜支局長
11	野中 建司	横浜税関調査部長
11	押木 幸次	関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室長
11	相馬 淳	横浜海上保安部長
11	津崎 僚二	神奈川労働局総務部長
11	太田 良勝	神奈川県町村会常任理事兼事務局長
11	髙橋 健一	神奈川県都市衛生行政協議会代表
11	佐藤 広毅	横浜市健康福祉局長
"	宮脇 護	川崎市健康福祉局長
"	河崎 利之	相模原市健康福祉局長
"	夏目 久也	横須賀市健康部長
11	齋藤 直昭	藤沢市健康医療部長
11	中沢明紀	茅ヶ崎市保健所長
"	濱田 啓太郎	教育委員会教育局指導部長
11	大野 晶尚	警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
11	橋本 和也	福祉子どもみらい局長
"	山田 健司	健康医療局長

神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用対策推進本部に取締対策部会(以下「取締部会」という。)を置く。

第2 所掌事務

取締部会は、薬事事犯の取締の強化に関することを所掌する。

第3 組 織

取締部会の構成員は15名以内とし、次に掲げる者をもってあてる。

警察本部刑事部組織犯罪対策本部長(部会長)

健康医療局長(副部会長)

横浜地方検察庁麻薬係検事

警察本部生活安全部少年捜査課長

警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長

東京出入国在留管理局横浜支局企画管理‧調査部門首席入国警備官

横浜税関調査部特別審理官(第4担当)

横浜海上保安部警備救難課長

関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室情報官

健康医療局生活衛生部薬務課長

- 2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推 進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則

- この要領は、平成9年5月21日から施行する。
- この要領は、平成12年7月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成16年9月14日から施行する。 附 則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和元年6月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発·青少年対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用防止対策の徹底を図るため、神 奈川県薬物乱用対策推進本部に啓発・青少年対策部会(以下「啓発部会)という)を置く

第2 所掌事務

啓発部会は、薬物乱用防止、特に青少年による乱用防止についての啓発等に関することを所掌する。

第3 組 織

啓発部会の構成員は27名以内とし、次に掲げる者をあてる。

健康医療局長(部会長)

健康医療局生活衛生部長(副部会長)

- 2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 發

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推 進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 貝

- この要領は、平成9年5月21日から施行する。 附 則
- この要領は、平成11年6月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成12年7月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成16年9月14日から施行する。 附 則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成18年10月1日から施行する。
- この安領は、千成18年10月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 所 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 即
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附具

- この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 即
- この要領は、令和元年6月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年3月18日から施行する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱

第1 設 置

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の18の規定に基づく麻薬中毒者の相談及び他 の麻薬周辺薬物乱用者の相談に応じるための職員として、神奈川県に麻薬等薬物相談員(以下「相談員」 という。)を置く。

第2 定 数

相談員の定数は24名以内とし、地区ごとに必要な人員を定めるものとする。

第3 任 命

相談員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が任命する。

- (1) 人格及び行動については社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。
- (5) 担当区域の実情に精通していること。
- (6) 76歳未満であること。

第4 身 分

相談員は、非常勤職員(第1号会計年度任用職員)とする。

相談員の任期は、任命の目からその日の属する会計年度の末日までとする。

報酬 笙6

相談員には、報酬を支給するものとする。

第7職務

(1) 観察指導

相談員は、麻薬中毒者であった者のうち観察指導を行うことが必要とされている者の家庭等を訪問 して、観察指導を行うものとする。

(2) 相 談

相談員は、麻薬中毒者及び麻薬周辺薬物乱用者の社会復帰に関し、本人又はその家族等からの相談 に応じ、必要な指導、助言を行うものとする。

(3) 思想の普及

相談員は、麻薬及び麻薬周辺薬物の乱用防止を図るため、関係機関と緊密な連携を保ち、担当区域 内の薬物乱用防止思想の普及を図るものとする。

第8 服 務

- (1) 相談員は、職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、 同様とする。
- (2) 相談員は、地方公務員法その他神奈川県条例等により定められた服務を遵守する。 (3) 相談員は、その職務を行うに当たっては、相談員であることを証明する証票を携行するものとする。

相談員は、当月の勤務内容及び翌月の勤務予定について、翌月5日までに知事に報告するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

- この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。
- 第3(6)の規定は、昭和53年3月31日現在において麻薬中毒相談員であった者を引続き任命する場合 には、昭和54年3月31日まで適用しない。
- 神奈川県麻薬中毒者相談員設置要綱(昭和48年4月1日施行)を廃止する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月1日から実施する。

則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

則

この要綱は、昭和61年11月13日から実施する。

この要綱は、平成7年7月1日から実施する。

則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領

第1 目 的

この要領は、麻薬等薬物相談員(以下「相談員」という。)に関し神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 地区ごとの相談員定数

相談員の担当地区ごとの定数は、次のとおりとする。

地 区	定数	
横 浜	9	横浜市
川崎	4	川崎市
横須賀三浦	2	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町
その他	9	上記以外の市町村
計	24	

第3 報酬額

- (1) 相談員の報酬は、非常勤協議基本報酬額によるものとする。
- (2) 相談員の報酬は、職員の給与及び費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)に 基づいて支給する。

第4 身分証明書

相談員が職務を行うに当たり、携行する証票は第1号様式によるものとする。

第5 報告書

相談員が知事に当月の勤務内容及び翌月の予定を報告する報告書は、第2号様式によるものとし、その内容が観察指導である場合には第3号様式による報告書を別に添付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 第5の規定は、当分の間なお従前の例によることでができるものとする。

附則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員名簿

令和4年4月現在

						令和4年4月現在
地	区	_	氏	名	公	職
		彐	﨑	健	薬剤師	
		ß	Ę	正 紀	保護司、薬物乱用防止指導員	
		市	木	弘之	保護司、薬物乱用防止指導員	
		加	Ш	次 郎	保護司、薬物乱用防止指導員	
横	浜	青	木	須摩子	保護司、薬物乱用防止指導員	
		冏	部	学	保護司、薬物乱用防止指導員	
		寺	木	博	保護司、薬物乱用防止指導員	
		金	子	善政	保護司、薬物乱用防止指導員	
		髙	森	勝彦	保護司、薬物乱用防止指導員	
		池	田	正	保護司、薬物乱用防止指導員	
JII	崎	小	林	房 雄	保護司、薬物乱用防止指導員	
7'1	мнJ	林		悦 子	保護司	
		石	渡	宏 衛	薬剤師、薬物乱用防止指導員	
横多	頁賀	戸	澤	和 夫	保護司、薬物乱用防止指導員	
Ξ.	浦	冏	部	吉 勝	保護司、薬物乱用防止指導員	
		狃	井	得 雄	薬剤師	
		水	嶋	富士雄	保護司、薬物乱用防止指導員	
		小	泉	和美	保護司、薬物乱用防止指導員	
		王	木	茂	保護司、薬物乱用防止指導員	
その) 他	諏訁	方部	俊 明	保護司、薬物乱用防止指導員	
		大	谷	美津子	保護司、薬物乱用防止指導員	
		旦	下	耕司	薬剤師、薬物乱用防止指導員	
		篠	崎	安 子	保護司、薬物乱用防止指導員	
		夏	目	芳 夫	薬剤師、薬物乱用防止指導員	

神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱

1 設置

神奈川県において薬物乱用防止啓発活動を行う者として、神奈川県薬物乱用防止指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 定数

指導員の定数は500人以内とする。

3 選 任

指導員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が選任する。

- (1) 保護司、薬剤師、麻薬等薬物相談員等社会的に指導的立場にある者であること。
- (2) 薬物乱用防止活動に熱意と理解を示す者で時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活力を有すること。
- (4) 76歳未満であること。

4 選任期間

指導員の選任期間は、選任の日から2年とする。 ただし、欠員が生じた場合における新たな指導員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

5 業務の内容

(1) 啓発活動

指導員は、関係機関との連携を密にし、また、各種団体やボランティアの協力を得て、日常活動を 通じた地域啓発活動を展開する。

(2) 指導活動

指導員は、薬物乱用に関する専門分野、経験、資格等に応じて、講演等での指導、相談を行うものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱(昭和54年11月5日施行)は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱

1 設置

神奈川県において薬物乱用防止指導員(以下「指導員」という。)の組織的な啓発活動のために神奈川県薬物乱用防止指導員協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 構 成

協議会は、指導員をむって構成する。

3 事業実施

協議会は、毎年度、組織的に行われることにより啓発効果が期待できる事業実施計画書を作成し、県薬務課に報告する。

4 支 部

- (1) 協議会に支部を置き、指導員はいずれかの支部に属するものとする。
- (2) 保健所を設置する市は、保健所の所管区域ごとに、その他の地域については、県保健福祉事務所の所管区域ごとに支部を置く。
- (3) 各支部の構成員は、10名以上とし、その内訳は別表「神奈川県薬物乱用防止指導 員地区別定数」による。
- (4) 支部は、毎年度協議会の事業計画書に基づく地区の特性に応じた事業実施計画書を 策定し、指導員による組織的啓発活動を行うほか、保健所、精神保健福祉センター等 の関係機関との連携を図る。
- (5) 支部は、毎年度事業実績報告書を作成し、協議会に報告する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員地区別定数

支 部 名	定数	支 部 名	定数
鶴見	15	幸	10
神 奈 川	16	中原	12
西	10	高津	10
中	12	宮前	10
南	12	多 摩	10
港南	12	麻 生	10
保土ケ谷	11	相模原	33
旭	11	横 須 賀	22
磯 子	10	藤 沢	17
金沢	11	茅ケ崎	11
港北	12	平 塚	15
緑	10	鎌倉	14
青 葉	10	小 田 原	13
都筑	12	三崎	10
戸塚	14	秦野伊勢原	13
栄	10	厚木	22
泉	10	大 和 綾 瀬	15
瀬 谷	10	足 柄 上	10
川 崎	11	計	476

平成31年4月1日施行

神奈川県麻薬中毒審査会

麻薬及び向精神薬取締法第58条の13に基づき、麻薬中毒者の入院措置の継続について適否の審査を行う神奈川県 麻薬中毒審査会を昭和38年8月8日に設置した。

令和4年4月現在

J	£	ź	名	職業又は役職
清	田	周	祐	横浜地方検察庁麻薬係検事
野	П	杏	子	弁護士
池	田	信	之	神奈川県医師会理事
Щ	П	由	衣	公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科環境免疫病態皮膚 科学准教授
豊	福	深	奈	横浜市医師会常任理事

麻薬及び向精神薬取締法(抜粋)

(麻薬中毒審査会)

第58条の13 第58条の8第4項(第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行うため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で第58条の8第3項の規定により当該都道府県知事が措置 院中につき入院を継続する必要があると認められるときに麻薬中毒審査会を置くものとすることができる。こ の場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。
- 3 麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

薬物クリーンかながわ推進会議規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、薬物クリーンかながわ推進会議の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 本会議は、薬物クリーンかながわ推進会議(以下「推進会議」という。)と称する。

(事 務 所)

第3条 推進会議の事務所を事務局の所在地に置く。

(目的)

第4条 県内の各種機関、団体が相互に連絡・調整を図りながら、県民と一体となった薬物乱用防止啓発運動(以下啓発運動」という。)を展開し、もって、不正薬物の存在しない、不正薬物の侵入を許さない「薬物クリーンかながわ」の実現に寄与することを目的とする。

(組 織)

第5条 推進会議は、前条の目的に賛同する団体等を会員として組織する。

(事業)

- 第6条 推進会議は、第4条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。
- (1) 啓発運動の推進
- (2) 構成団体相互間の連絡調整
- (3) 啓発運動の推進のための関係団体が行う活動に対する協力、援助
- (4) 啓発運動の推進のための広報活動その他目的達成のために必要な事業

(役 員)

第7条 推進会議に、次の役員を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 若干名
- (3) 運営委員 20人程度
- (4) 監事 2人
- 2 会長は、公益社団法人神奈川県薬剤師会会長をもってあてる。
- 3 副会長及び運営委員は、会長が委嘱する。
- 4 監事は、運営委員以外の者から運営委員会が選出する。
- 5 会長を除く役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、新たな役員が就任するまでの間は原則としてその職務を執行するものとする。なお、補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、推進会議の運営に関する事項を審議し、又は実施する。
- 4 監事は、会計の監査を行う。

(顧 問)

- 第9条 推進会議に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(会 議)

第10条 推進会議の会議は、総会及び運営委員会等とする。

(入 会)

- 第11条 会員になろうとする者は、別紙入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 会員たる団体、機関の代表者、事務所の所在地、名称の変更を行った時も同様とする。

(退 会)

- 第12条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届けなければならない。
- 2 会員が死亡し、解散した時は、退会したものとみなす。

(総 会)

- 第13条 総会は、会員をもって構成し、会長が召集して開催する。
- 2 総会は、本会議の運営に関し、特に重要な事項を審議する。
- 3 総会は、運営委員会をもって代えることができる。

(運営委員会)

- 第14条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。
- 2 運営委員会は、原則として年1回以上、会長が召集して開催する。
- 3 運営委員会は、事業報告、事業計画、決算、予算及びその他本会議の執行に関する重要な事項を審議

(専門委員会)

- 第15条 会長は、第4条の目的達成のために必要があると認める場合には、運営委員会の議事を経て、会員その他の者のうちから、会長が委嘱した者をもって専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会には、委員の互選により正・副委員長を置く。
- 3 専門委員会は、委員長が召集し、必要に応じて開催することができる。
- 4 専門委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業年度)

第16条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 推進会議の事業計画及び収支予算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第18条 推進会議の事業報告及び収支決算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(資産)

- 第19条 推進会議の資産は、次に掲げるものをもって構成し、推進会議の事業経費に充てる。
- (1) 「ダメ。ゼッタイ」国連支援募金の還付金
- (2) 寄付金品
- (3) その他の金品
- 2 前項の資産については、会長がこれを管理する。

(事終局)

- 第20条 推進会議の活動・運営を円滑にするために事務局を置く。
- 2 事務局は、神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課に置く。
- 3 事務局は、職員若干名をもって組織する。
- 4 事務局長は、薬務課副課長をもってあてる。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成4年10月28日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成8年6月11日から施行する。

イ 則

(施行の期日)

この規約は、平成10年8月6日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成15年4月22日から施行する。

附則

(施行の期日)

この規約は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (施行の期日) この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(施行の期日) この規約は、平成30年4月1日から施行する。

薬物クリーンかながわ推進会議会員名簿(182団体)

令和4年4月現在

【衛生関係団体】

(48団体)

神奈川県医師会 神奈川県薬剤師会 神奈川県精神科病院協会 神奈川県公衆衛生協会 日本赤十字社神奈川県支部 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会 神奈川県化粧品工業協会

神奈川県医薬品登録販売者協会神奈川県医療機器販売業協会

神奈川県医療機器工業会

神奈川県鮨商生活衛生同業組合

神奈川県中華料理業生活衛生同業組合 神奈川県料理業生活衛生同業組合

神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合神奈川県食肉生活衛生同業組合

神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

神奈川県理容生活衛生同業組合神奈川県興行生活衛生同業組合

神奈川県クリーニング生活衛生同業組合

横浜市食品衛生協会

横浜市特殊浴場協会

横浜市旅館組合連合会

神奈川県ビルメンテナンス協会

神奈川県臨床衛生検査技師会

【商工関係団体】

(10団体)

神奈川県中小企業団体中央会神奈川県商工会連合会

神奈川県観光協会

JATA関東支部神奈川県地区会

神奈川県石油商業組合

【建設·不動産関係団体】(3団体)

神奈川県建設業協会

全日本不動産協会神奈川県本部

【塗装関係団体】

(5団体)

日本塗料商業組合神奈川県支部

神奈川県塗装工業協同組合

シンナー・トルエン等乱用防止神奈川連絡会

【金融関係団体】

(3団体)

横浜銀行協会

日本貸金業協会神奈川県支部

【農政関係団体】

(6団体)

神奈川県農業協同組合中央会神奈川県漁業協同組合連合会

神奈川県獣医師会

【交通関係団体】

(10団体)

神奈川県バス協会 神奈川県トラック協会

神奈川県個人タクシー協会

神奈川県指定自動車教習所協会

神奈川県自動車販売店協会

神奈川県歯科医師会神奈川県看護協会

神奈川県病院協会

かながわ健康財団

神奈川県麻薬等薬物相談員会

神奈川県製薬協会

神奈川県医薬品卸業協会

神奈川県麻薬卸売協会

神奈川県医薬品配置協会

神奈川県生活衛生営業指導センター

神奈川県麺類生活衛生同業組合

神奈川県社交飲食業生活衛生同業組合

神奈川県飲食業生活衛生同業組合

神奈川県食鳥肉販売業生活衛生同業組合神奈川県氷雪販売業生活衛生同業組合

神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合

神奈川県美容業生活衛生同業組合

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

神奈川県食品衛生協会

川崎市食品衛生協会

川崎市特殊浴場協会

神奈川県ペストコントロール協会

神奈川県理学療法士会

日本産業医療ガス協会 神奈川県支部

神奈川県商工会議所連合会 神奈川県高圧ガス防災協議会 神奈川県旅行業協会

神奈川県遊技場協同組合神奈川県カラオケボックス協会

神奈川県宅地建物取引業協会

神奈川県塗装協会 神奈川県建設防水事業協同組合

神奈川県信用金庫協会

神奈川県種苗協同組合 神奈川県栽培漁業協会 神奈川県森林組合連合会

神奈川県交通安全協会 神奈川県自動車整備振興会 神奈川県タクシー協会 日本自動車連盟神奈川支部 神奈川県道路公社 【PTA関係団体】 (5団体) 神奈川県立高等学校PTA連合会

川崎市PTA連絡協議会 横浜市PTA連絡協議会

【学校関係団体】 (6団体)

神奈川県私学団体連合会

神奈川県専修学校各種学校協会

神奈川県市町村教育長会連合会 【青少年関係団体】 (2団体)

神奈川県青少年指導員連絡協議会

【福祉関係団体】 (12団体)

神奈川県民生委員児童委員協議会

川崎市民生委員児童委員協議会

神奈川県社会福祉協議会

川崎市社会福祉協議会

神奈川県社会福祉事業団

神奈川県総合リハビリテーション事業団

【スポーツ関係団体】 (10団体)

神奈川県スポーツ協会

神奈川県スケート連盟

神奈川県武術太極拳連盟

神奈川県馬術協会

神奈川県カヌー協会

【報道関係】 (4団体)

神奈川新聞社

神奈川県ケーブルテレビ協議会

【その他】 (14団体)

神奈川県保護司会連合会

神奈川県地域婦人団体連絡協議会

横浜市防犯協会連合会

神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進協議会

国際ロータリー 第2590地区 ライオンズクラブ国際協会330-B地区

かながわ女性会議

【 国 機 関 】 (8団体)

横浜税関

横浜保護観察所

東京出入国在留管理局横浜支局

横浜少年鑑別所

【 県 機 関 】 (3団体)

神奈川県

神奈川県警察本部

【 市 町 村 】 (33団体)

横浜市 川崎市 横須賀市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 厚木市 大和市 伊勢原市

 綾瀬市
 葉山町
 寒川町

 大井町
 松田町
 山北町

湯河原町 愛川町 清川村

神奈川県 P T A 協議会 神奈川県私学保護者会連合会

神奈川県私立中学高等学校協会 神奈川県私立短期大学協会 神奈川県私立大学連絡協議会

神奈川県少年補導員連絡協議会

横浜市民生委員児童委員協議会 相模原市民生委員児童委員協議会 横浜市社会福祉協議会 相模原市社会福祉協議会 恩賜財団神奈川県済生会 神奈川県医療福祉施設協同組合

神奈川県ライフル射撃協会 神奈川県剣道連盟 神奈川県卓球協会 神奈川県ウエイトリフティング協会 神奈川県野球連盟

アールエフラジオ日本 ジェイコム湘南

神奈川県更生保護女性連盟 神奈川県防犯協会連合会 神奈川県銃砲安全協会連合会 神奈川県暴力追放推進センター 国際ロータリー 第2780地区 横浜弁護士会 国際ソロプチミスト横浜西

神奈川労働局 南関東防衛局 関東運輸局神奈川運輸支局 関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室

神奈川県教育局

 平塚市
 鎌倉市
 藤沢市

 相模原市
 三浦市
 秦野市

 海老名市
 座間市
 南足柄市

 大磯町
 二宮町
 中井町

 開成町
 箱根町
 真鶴町

神奈川県献血推進協議会要綱

(設置)

第1条 献血思想の普及並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、健康 医療局に神奈川県献血推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

- 第2条 協議会は委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。
 - (1) 関係団体の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他適当と認められる者

(役員)

第3条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長には知事を、副会長には健康医療局長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長とも事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の選任期間は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の選任期間は前任の残任期間とする。 2 委員は再任されることができる。

(所堂事務)

- 第5条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
 - (2) 献血思想の普及に関すること。
 - (3) 献血推進計画の検討に関すること。
 - (4) その他献血の推進に関する必要な事項。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集する。

2 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第7条 協議会は、必要に応じ、特別な事項を協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会は協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が協議会にはかって指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によって定める。
- 4 部会の会議は部会長が招集する。
- 5 部会長は部会の会議を主宰し、会議を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を 代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため健康医療局生活衛生部薬務課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1人、幹事及び書記若干人を置く。
- 3 事務局長には生活衛生部長をもってあてる。
- 4 事務局長は会長の命を受け局務を掌理する。
- 5 幹事及び書記は県職員及び関係機関の職員のうちから知事が選任する。
- 6 幹事及び書記は事務局長の命を受け局務に従事する。

(委任規定)

第9条 この要綱で規定するもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附則

この要綱は、昭和40年1月28日から実施する。

附即

この要綱は、昭和54年4月1日から実施す

附 則

この要綱は、平成14年1月4日から実施す

附 則

- この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 第2条の適用については、委員の次期改選期から適用するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

		令和4年6月1日現在
構成	氏名	<u>後職</u>
会長	黒岩 祐治	神奈川県知事
副会長	山田 健司	神奈川県健康医療局長
委員	大久保 理恵	神奈川県赤十字血液センター所長
"	太田 史一	公益社団法人神奈川県病院協会常任理事
"	小田 眞一	大井町長 (神奈川県町村会)
11	上谷 公志郎	一般社団法人神奈川県経営者協会事務局長
"	唐澤 淳子	公益社団法人神奈川県薬剤師会理事
"	川崎修平	神奈川県議会議員
"	小林 大介	神奈川県議会議員
"	近藤 和之	株式会社テレビ神奈川 総務部長
"	笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会理事
"	佐藤 弥斗	座間市長 (神奈川県市長会)
"	鈴木 亮子	公募委員
"	中嶋 義臣	神奈川県赤十字協議会理事長
"	畠山 卓也	株式会社神奈川新聞社 総務局人事労務部長
"	濵川 美奈子	神奈川県立生田東高等学校長
"	藤澤 浩子	特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川代表理事
"	前田 隆芳	一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会理事
"	真崎 教邦	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副会長
"	山本 直正	ライオンズクラブ国際協会330-B地区 元・地区ガバナー

(委員は五十音順)

神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県内において、患者及び医師等の医療関係者が安心して後発医薬品(ジェネリック医薬品、以下「GE」という。)を使用できる環境を整備し、その使用を促進することにより、患者負担の軽減及び医療費の削減を図ることを目的に、有識者及び関係団体等による神奈川県後発医薬品使用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの普及状況の把握と情報共有に関すること
- (2) GEの使用促進策に関すること
- (3) GEの普及啓発に関すること
- (4) その他GEに関すること

(委 員)

第3条 協議会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者について、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体において推薦された者
- (3) 県民
- (4) その他
- 2 委員の選任期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の選任期間の途中で選任された委員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が決定していない場合は、健康医療局生活衛生部薬務課長が招集する。

- 2 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、健康医療局生活衛生部薬務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

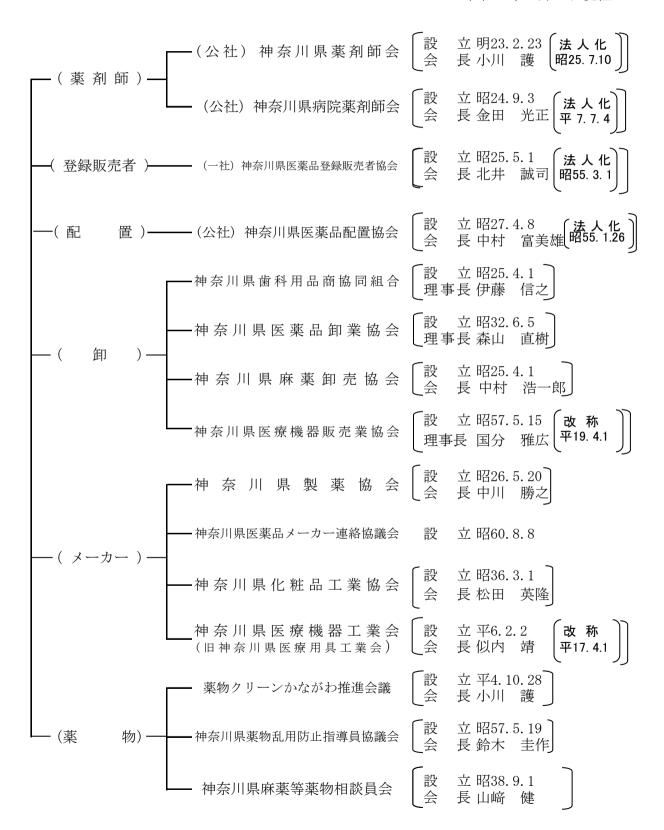
神奈川県後発医薬品使用促進協議会委員名簿(令和4年6月1日現在)

区 分	氏			名				役				職	Ì			
	四	部	正	隆	神	奈	Ш	県	薬	3	钊	師	会	Į	里	事
	石	井	貴	士	神	奈	Ш	j	県	医	卸	ĵ	슾	珥	Į.	事
	遠	藤	則	子	神	奈 丿	県	歯	科	医	師	숲	常	務	理	事
学識経験者	Щ	邉	相	ŧ	神	奈 川	県病	院	薬剤	刹 師	i 会	経:	理音	羽 副	部	長
	小	池	博	文	日	本ジェ	ネリッ:	ク医	薬品	・バィ	イオミ	ノミラ	·— È	学会	評議	員
	小	松	幹 -	一郎	神	奈	Ш	県	病	院	協	会	呈	ij :	숲	長
	佐	藤	烫	<u> </u>	横	浜	募	K	科	7	t	学		教		授
	中	村	浩 -	一郎	神	奈 川	県	医導	品	卸	業	劦 仝	自	理	事	長
関係団体	古	Ш	裕	昭	日	本ジェ	ネリッ	ック!	製薬	協会	再	評値	西委	員:	会委	員
	吉	原	利	夫	全	国領	康	保	険が	96 会	神	奈	Ш	支	部	長
	石	Ш	壽々	子	神	奈 川	県 地	域が	帚 人	団(体 連	絡	協言	議 会	; 会	長
県民その他	佐	藤	智	子	公			募				委				員
	山	本	玲	子	神	奈 川	県 介	護	支 援	専	門員	協	会員	副理	事	長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬務関係団体組織図

令和4年6月1日現在



処方箋発行枚数、受取薬局・分業率の推移

年	度		処方箋(社保	国保)	指	数	薬局数	保 薬局数	請求	請求	分業率 (処方箋 受取率)
		枚数(万枚)	金 額	金額(百万円)	枚数	金額		(A)	(B)	(B/A) %	叉取爭)
2021	(R3)	5,907	489,069,105,730	4890億69百万円	5,370	28,567	4,093	3,991	3,973	99.5%	83.1
2020	(R2)	5,538	462,264,854,080	4622億64百万円	5,035	27,001	4,009	3,894	3,918	100.6%	84.8
2019	(R1)	6,206	482,318,459,060	4823億18百万円	5,642	28,173	3,952	3,857	3,883	100.7%	84.2
2018	(H30)	6,205	465,142,091,950	4651億42百万円	5,641	27,170	3,888	3,797	3,812	100.4%	83.5
2017	(H29)	6,030	475,727,849,809	4757億27百万円	5,482	27,788	3,836	3,774	3,757	99.5%	82.5
2016	(H28)	6,081	469,846,021,532	4698億46百万円	5,528	27,444	3,825	3,767	3,776	100.2%	81.8
2015	(H27)	6,007	484,198,031,567	4841億98百万円	5,461	28,283	3,769	3,688	3,678	99.7%	80.5
2014	(H26)	5,901	445,453,791,270	4454億53百万円	5,365	26,019	3,724	3,663	3,603	98.4%	79.6
2013	(H25)	5,846	436,991,273,523	4369億91百万円	5,315	25,525	3,680	3,618	3,559	98.4%	79.0
2012	(H24)	5,849	415,629,576,082	4156億29百万円	5,317	24,277	3,610	3,547	3,451	97.3%	78.8
2011	(H23)	5,759	411,096,367,338	4110億96百万円	5,235	24,013	3,506	3,457	3,343	96.7%	78.6
2010	(H22)	5,686	380,853,649,625	3808億53百万円	5,169	22,246	3,444	3,403	3,260	95.8%	77.1
2009	(H21)	5,440	365,750,340,303	3657億50百万円	4,945	21,364	3,392	3,372	3,158	93.7%	74.7
2008	(H20)	5,411	341,772,000,000	3417億72百万円	4,919	19,963	3,370	3,304	3,164	95.8%	73.9
2007	(H19)	5,206	312,699,000,000	3126億99百万円	4,733	18,265	3,310	3,239	3,096	95.6%	72.1
2006	(H18)	5,171	296,904,000,000	2969億4百万円	4,701	17,343	3,305	3,209	3,035	94.6%	71.2
2005	(H17)	5,096	290,508,000,000	2905億8百万円	4,633	16,969	3,219	3,143	2,981	94.8%	70.3
2004	(H16)	4,872	262,409,000,000	2624億9百万円	4,429	15,328	3,232	3,092	2,925	94.6%	70.7
2003	(H15)	4,705	244,238,000,000	2442億38百万円	4,277	14,266	3,188	3,026	2,841	93.9%	68.6
2002	(H14)	4,605	222,633,000,000	2226億33百万円	4,186	13,004	3,143	2,979	2,743	92.1%	65.9
2001	(H13)	4,484	207,441,000,000	2074億41百万円	4,076	12,117	3,091	2,928	2,687	91.8%	61.7
2000	(H12)	4,095	179,215,000,000	1792億15百万円	3,723	10,468	3,039	2,886	2,609	90.4%	56.2
1999	(H11)	3,668	150,527,000,000	1505億27百万円	3,335	8,792	2,887	2,735	2,426	88.7%	50.1
1998	(H10)	3,345	127,663,000,000	1276億63百万円	3,041	7,457	2,809	2,706	2,282	84.3%	45.4
1997	(H9)	2,937	116,295,000,000	1162億95百万円	2,670	6,793	2,743	2,666	2,153	80.8%	41.2
1996	(H8)	2,681	104,507,000,000	1045億7百万円	2,437	6,104	2,642	2,558	2,033	79.5%	37.5
1995	(H7)	2,468	97,508,000,000	975億8百万円	2,244	5,696	2,540	2,436	1,818	74.6%	35.0
1994	(H6)	2,261	84,235,000,000	842億35百万円	2,055	4,920	2,472	2,426	1,707	70.4%	32.7
1993	(H5)	2,019	72,923,000,000	729億23百万円	1,835	4,260	2,421	2,344	1,588	67.7%	30.1
1992	(H4)	1,876	62,681,000,000	626億81百万円	1,705	3,661	2,369	2,305	1,503	65.2%	28.2
1991	(H3)	1,683	55,074,000,000	550億74百万円	1,530	3,217	2,343	2,275	1,430	62.9%	26.0
1990	(H2)	1,537	47,888,000,000	478億88百万円	1,397	2,797	2,332	2,264	1,367	60.4%	24.5
1989	(H1)	1,406	43,254,000,000	432億54百万円	1,278	2,527	2,325	2,163	1,280	59.2%	22.9
1985	(S60)	1,008	25,218,000,000	252億18百万円	916	1,473	2,157	1,915	1,104	57.7%	_
1980	(S55)	493	14,742,000,000	147億42百万円	448	861	1,904	1,697	705	41.5%	_
1975	(S50)	110	1,712,000,000	17億12百万円	100	100	1,612	1,303	441	33.8%	_

薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移

				薬 局	· 医	薬品販	売 業	者数	
年	度	薬剤師数	薬局	楽 局 一般(*1)	卸 (*2)	薬品販薬種商	特例	者 数 配 置	合 計
2021	(R3)	_	薬 局 4,093	1,547	」 (*2) 562	架性問	44 1911	175	6,378
2021	(R2)	23,872	4,009	1,509	580	1	0	183	6,282
2019	(R1)	-	3,952	1,486	577	1	0	195	6,211
2018	(H30)	22,913	3,888	1,461	581	1	0	200	6,131
2017	(H29)	-	3,836	1,427	583	1	0	215	6,062
2016	(H28)	22,104	3,825	1,403	576	1	1	232	6,038
2015	(H27)	=	3,770	1,365	583	1	1	232	5,952
2014	(H26)	21,541	3,724	1,353	579	3	2	243	5,904
2013	(H25)	-	3,680	1,307	577	3	2	243	5,812
2012	(H24)	20,212	3,610	1,251	581	3	4	254	5,703
2011	(H23)	=	3,506	1,179	557	4	46	265	5,557
2010	(H22)	19,610	3,444	1,179	506	3	86	288	5,506
2009	(H21)	-	3,392	1,092	454	52	137	290	5,417
2008	(H20)	17,650	3,370	913	413	171	169	301	5,337
2007	(H19)	ı	3,310	930	417	191	168	301	5,317
2006	(H18)	16,507	3,305	923	420	204	168	303	5,323
2005	(H17)	=	3,218	943	412	213	172	315	5,273
2004	(H16)	15,672	3,232	948	426	228	185	383	5,402
2003	(H15)	-	3,188	1,006	425	254	198	378	5,449
2002	(H14)	14,930	3,143	1,004	437	263	200	395	5,442
2001	(H13)	-	3,091	1,034	437	276	186	390	5,414
2000	(H12)	14,147	3,039	1,052	437	288	179	396	5,391
1999	(H11)	-	2,887	1,100	436	302	178	404	5,307
1998	(H10)	13,033	2,809	1,095	450	326	178	418	5,276
1997	(H9)	-	2,743	1,127	446	337	178	430	5,261
1996	(H8)	12,213	2,642	1,139	452	351	183	451	5,218
1995	(H7)	-	2,540	1,093	448	377	180	450	5,088
1994	(H6)	11,003	2,472	1,060	453	400	181	459	5,025
1993	(H5)	-	2,421	1,022	440	405	179	471	4,938
1992	(H4)	9,868	2,369	983	451	419	182	487	4,891
1991	(H3)	- 0.040	2,343	949	441	433	183	503	4,852
1990	(H2)	9,042	2,332	890	428	443	184	530	4,807
1989	(H1)	0.000	2,325	873	411	467	190	569	4,835
1988	(S63)	8,330	2,269	820	403	474	190	572	4,728
1987	(S62)	7,912	2,232	764	385	472	190	570	4,613
1986 1985	(S61) (S60)	7,912	2,201 2,157	698 672	366 366	480 487	191 199	559 560	4,495 4,441
1984	(S59)	7 240		646	359	487	199	553	
1983	(S58)	7,340	2,103 2,050	653	324	481	204	552	4,345 4,264
1982	(S57)	7,082	2,034	658	302	485	198	542	4,219
1981	(S56)	6,879	1,969	693	244	457	180	595	4,138
1980	(S55)	6,664	1,904	736	206	459	174	591	4,070
1979	(S54)	6,373	1,821	733	200	448	165	576	3,944
1978	(S54)	6,513	1,760	715	180	431	171	614	3,871
1977	(S53)	6,385	1,710	686	162	411	268	640	3,877
1976	(S52)	6,466	1,658	661	172	395	263	640	3,789
1975	(S51)	6,323	1,612	634	170	368	281	620	3,685
1974	(S49)	6,027	1,535	688	177	334	375	645	3,754
1973	(S48)	5,689	1,487	699	454	289	365	640	3,934
1972	(S47)	5,324	1,460	689	136	290	361	615	3,551
1971	(S46)	5,024	1,426	724	109	245	359	640	3,503
1970	(S45)	4,490	1,373	685	93	247	403	608	3,409
1969	(S44)	4,123	1,314	611	73	216	406	583	3,203
1968	(S43)	3,927	1,273	496	63	199	448	596	3,075
1967	(S42)	3,664	1,287	428	53	178	438	560	2,944
1966	(S41)	3,686	1,148	414	41	182	478	567	2,830
1965	(S40)	3,350	1,082	385		182	447	568	2,664
1964	(S39)	3,234	1,037	335		188	477	594	2,631
(注1) 数	字は、各年	皮末現在。							

⁽注1) 数字は、各年度末現在。 (注2) 薬剤師届出は、S57年から各年実施。年末現在数。 (注3) 参考文献:衛生統計年報(S30~)、衛生行政の概要(S40~)、薬務行政の概要(S50~) (注4) H21年度より、(*1):店舗販売業、(*2):卸売販売業として計上

医薬品等製造販売・製造業者数・生産(輸入)金額の推移

年 度			/	3K YE	業者数	汉()	四 製 1	き 販	売 業 者	内数	医 楽 品	等生	産・金8	頁(単	位:億円)
	医薬品	医薬部外品	化	粧 品	医療	機器	再生医	療等品	合	計	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	合 計
2021 (R3)	145 (30)	191 (55	382	(145)	# 660	(140)	5	(1)	# 1,383	(371)	Δ	-	Δ	Δ	Δ
2020 (R2)	141 (27)	185 (53		(140)		(133)	5	(1)	# 1,337	(354)	3,769	-	1,467	175	5,411
2019 (R1)	139 (27)	181 (51		(135)		(123)	4	(1)	# 1,299	(337)	0 4,023	-	1,948	0 170	6,141
2018 (H30) 2017 (H29)	143 (29) 151 (30)	171 (49 168 (50	_		# 617 # 597	(122)	3 2	(1)	# 1,280 # 1,253	(335)	3,288 3,452	_	2,048 2,004	2,503 2,430	7,839 7,886
2016 (H28)	148 (31)	165 (50			# 581	(113)	1	(0)	# 1,211	(315)	3,637	-	1,676	2,097	7,411
2015 (H27)	144 (30)	160 (49	_		# 540	(103)	1	(0)	# 1,160	(305)	3,128	-	1,647	1,887	6,661
2014 (H26)	151 (30)	163 (51	309	(121)	# 525	(100)	-		# 1,148	(302)	3,172	-	1,495	1,443	6,110
2013 (H25)	158 (32)	173 (54	324	(125)	# 498	(96)	-		# 1,153	(307)	3,970	-	1,616	1,384	6,970
2012 (H24)	159 (33)	175 (55	_		# 479	(91)	-		# 1,136	(303)	3,403	-	1,880	1,427	6,710
2011 (H23)	157 (33)	176 (57	_	(128)	_	(93)	-		# 1,155	(311)	4,352	_	2,702	1,305	8,359
2010 (H22)	156 (32)	168 (57	_		# 472	(95)	-		# 1,119	(310)	3,292	-	2,907	1,552	7,751
2009 (H21)	155 (34)	161 (55			# 470	(95)	_		# 1,101	(308)	3,752	1.100	2,899	3,932	10,583
2008 (H20) 2007 (H19)	152 (34) 155 (35)	166 (58 172 (57		(130)	# 489 # 469	(104)	_		# 1,138	(326)	4,088 4,142	1,163 1,258	3,662 3,815	2,125 1,811	11,038 11,026
2007 (H19)	163 (35)	176 (58			# 502	(113)	_		# 1,134 # 1,184	(331)	4,364	934	3,679	1,005	9,982
2005 (H17)	182 (41)	169 (55	_		# 493	(113)	_		# 1,186	(330)	4,384	821	3,885	1,310	10,400
2004 (H16)	109 (19)	94 (16		(94)		(60)	-		# 743	(189)	3,752	1,037	3,613	630	9,032
2003 (H15)	112 (19)	86 (16	_		# 313	(60)	-		# 713	(179)	4,462	1,308	3,817	700	10,287
2002 (H14)	111 (20)	84 (16	_		# 300	(53)	-		# 696	(171)	4,351	975	4,025	665	10,016
2001 (H13)	112 (19)	82 (16		(84)		(43)	-		# 685	(162)	4,673	880	4,040	557	10,150
2000 (H12)	115 (20)	78 (15			# 301	(44)	-		# 681	(150)	4,447	807	3,966	580	9,800
1999 (H11)	120 (20)	78 (14	177	(65)	# 300	(43)	-		# 675	(142)	4,498	924	3,805	592	9,819
1998 (H10)	126 (23)	74 (14	175	(65)	# 309	(46)	-		# 684	(148)	4,143	923	3,868	525	9,459
1997 (H9)	124 (21)	71 (13	172	(62)	# 297	(42)	-		# 664	(138)	5,114	1,095	3,983	595	10,787
1996 (H8)	129 (22)	67 (13	170	(61)	# 266	(42)	-		# 632	(138)	4,355	980	3,949	530	9,814
1995 (H7)	133 (22)	69 (13	150	(47)	191	(42)	-		543	(124)	5,268	1,187	3,700	689	10,844
1994 (H6)	131 (22)	69 (13	139	(36)	184	(35)	-		523	(106)	4,889	1,154	3,601	658	10,302
1993 (H5)	129 (22)	69 (13	141	(33)	181	(33)	-		520	(101)	4,845	1,098	3,373	701	10,017
1992 (H4)	127 (22)	64 (13	142	(33)	185	(33)	-		518	(101)	3,254	1,108	3,454	650	8,466
1991 (H3)	129 (20)	63 (11	_	(31)	187	(35)	-		514	(97)	3,520	1,052	3,304	697	8,573
1990 (H2)	126 (19)	63 (11	_	(30)	189	(35)	-		511	(95)	3,389	1,075	3,162	665	8,291
1989 (H1)	123 (18)	60 (11		(24)	182	(29)	_		485	(82)	3,228	1,070	2,858	574	7,730
1988 (S63)	127 (18)	61 (11	_	(24)	179	(26)	-		480	(79)	3,354	942	2,740	571	7,607
1987 (S62)	130 (19)	62 (11	_	(23)	168	(22)	-		471	(75)	2,888	860	2,786	554	7,088
1986 (S61)	130 (17)	61 (11		(19)	158	(18)	_		456	(65)	2,598	843	2,779	516	6,736
1985 (S60)	125 (15)	55 (8	_	(15)	148	(14)			426	(52)	2,378	802	2,791	425	6,396
1984 (S59) 1983 (S58)	125 (16) 128 (15)	54 (7 55 (7		(16)	144	(13)	_		420 414	(52)	2,428 2,594	766 735	2,618 2,731	399 360	6,211 6,420
1983 (S58)	125 (13)	54 (7		(14)	146	(18)	_		408	(52)	2,706	712	2,663	272	6,353
1982 (S57) 1981 (S56)	123 (13)	52 (6	_	(13)	132	(17)	_		387	(48)	2,700	523	2,250	243	5,629
1980 (S55)	129 (13)	52 (5	_	(13)	132	(15)	-		395	(46)	* 2,438	* 508	1,970	* 246	* 5,162
1979 (S54)	125 (13)	51 (5		(11)	125	(12)	_		383	(41)	1,880	467	2,140	323	4,810
1978 (S53)	129 (13)	54 (5		(11)	127	(12)	-		385	(41)	1,806	473		475	4,299
1977 (S52)	132 (11)	53 (3	_	(8)	106	(11)	-		357		1,447	492	2,039	259	4,237
1976 (S51)	134 (10)	59 (5	_	(9)	97	(9)	-		354	(33)	1,362	479	1,722	222	3,785
1975 (S50)	134 (10)	54 (5		(10)	93	(9)	-		349	(34)	1,145	428	1,870	189	3,632
1974 (S49)	139 (0)	55 (0	61	(0)	84	(0)	-		339	(0)	1,139	406	+1,283	189	3,017
1973 (S48)	146 (10)	55 (4) 66	(9)	83	(5)			350	(28)	859	369	-	156	1,384
1972 (S47)	146 (9)	57 (4	68	(8)	85	(5)	_		356	(26)	645	279	_	172	1,096
1971 (S46)	150 (12)	54 (4	62	(7)	74		-		340	(23)	604	240	-	243	1,087
1970 (S45)	146 (10)	58 (3	54	(6)	74	(4)	_		332	(23)	680	192	-	238	1,110
1969 (S44)	152 (12)	61 (3	54	(6)	62	(3)	-		329	(24)	625	139	-	180	944
1968 (S43)	151 (12)	58 (3	_	(7)	60	(3)	-		323	(25)	515	94	-	156	765
1967 (S42)	137 (9)	51 (3	_	(10)	35	(2)	_		275	(24)	387	50		146	583
1966 (S41)	132 (8)	51 (3		(9)	35	(2)	_		270	(22)	301	19	-	125	445
1965 (S40)	138 (7)	48 (2		(11)	34	(2)	-		272	(22)	274	17	-	149	440
1964 (S39)	132 (7)	48 (1	_	(11)	28	(0)	-		267	(19)	220	8		74	302
1963 (S38)	131 (6)	39 (1) 53	(10)	24	(0)	-		247	(17)	127	4		61	192
1962 (S37)	108	1	0.0	(0)	10	(0)	-		100	(*0)	71	0.5	-		71.5
1955 (S30)	121 (9)		29	(8) (媚むる	13	(2)	から生命	郷の	163 み。#修3	(19) 理業な	 今ま。	_	_	-	_

 ⁽注1) +化粧品は生産額。*この年から輸入額を含む。○この年から生産額のみ。#修理薬を含む。2004(H16)以前の()内数は輸入業者内数
 (注2) 参考文献:衛生統計年報(S30~)、衛生行政の概要(S40~)、薬務行政の概要(S50~)、薬事工業生産動態統計(医薬品生産・輸入金額 S30~、医療用具(機器)生産・輸入金額 S58~、都道府県別医薬品・医療機器生産金額 R1~) △は、結果が未公表。
 (注3) 2009(H21)以降の医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。
 (注4) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。

献血者数と献血量の推移

<i>F</i>	- 献		<u>ú</u> .	者 数	(人)	+b / B (a)
年	度		200mL献血	400mL献血	成分献血	献血量(0)
2021 (F	325	,295	9,791	202,619	112,885	140,937
2020 (F	22) 327	,139	8,956	200,988	117,195	147,093
2019 (R	316	,940	9,976	201,485	105,479	140,652
2018 (H	130) 302	,620	10,769	201,154	90,697	124,060
2017 (H	H29) 298	,216	10,193	202,579	85,444	122,394
2016 (H	H28) 301	,032	9,483	199,836	91,713	124,660
2015 (H	H27) 297	,871	12,612	196,258	89,001	120,669
2014 (H	H26) 296	,828	13,157	195,058	88,613	108,047
2013 (H	H25) 301	,114	14,905	194,965	91,244	121,419
2012 (H	124) 306	,426	10,500	195,457	100,469	126,028
2011 (H	123) 302	,104	6,842	196,770	98,492	123,729
2010 (H	H22) 307	,166	6,369	195,971	104,826	127,724
2009 (H	H21) 316	,864	4,377	189,622	122,865	135,763
2008 (H	120) 310	,533	5,301	184,989	120,243	126,199
2007 (F	H19) 291	,750	9,920	183,814	98,016	116,816
2006 (H	H18) 273	,290	17,369	174,395		107,153
2005 (H	H17) 279	,706	14,438	174,088		110,968
2004 (F	H16) 294	,459	11,716	173,852	108,891	118,655
2003 (F	H15) 305	,193	11,799	178,007	115,387	124,172
2002 (H	H14) 312	,385	18,366	176,102	117,917	127,351
2001 (H	H13) 315	,937	33,576	167,417	114,944	116,472
2000 (H	H12) 306	,168	44,204	159,774	102,190	109,055
1999 (H	H11) 316	,497	49,510	165,780	101,207	112,843
1998 (H	110) 318	,674	64,151	152,589	101,934	109,341
1997 (H	H9) 316	,180	79,434	149,716	87,030	104,263
1996 (H	18) 308	,849	93,857	145,043	69,949	96,893
1995 (H	H7) 320	,649	103,693	145,291	71,665	98,966
1994 (H	H6) 371	,005	145,493	139,051	86,461	114,811
1993 (H	H5) 389	,583	212,612	106,487	70,484	112,578
1992 (H	14) 395	,513	247,573	94,176	53,764	108,138
1991 (H	13) 406	,723	274,394	95,089	37,240	107,740
1990 (H	H2) 389	,074	303,801	69,000	16,273	94,869
1989 (F	11) 385	,759	324,038	57,856	3,865	89,496
1988 (S	63) 405	,411	354,631	50,097	683	91,238
1987 (S	62) 424	,809	384,634	39,853	322	92,997
1986 (S	61) 454	,187	429,244	24,837	10%	95,826
1985 (S	660) 467	,096	467,096			93,419
		,444	464,444			92,889
		,109	444,109			88,822
		,966	433,966			86,793
		,378	412,378			82,476
		,749	352,749			70,550
		,672	297,672			59,534
		,276	280,276		/	56,055
		,792	257,792	/		51,558
		,304	232,304			46,461
		,729	208,729			41,746
		,742	199,742	/		39,948
		,347	186,347			37,269
		,115	166,115			33,223
		,849	153,849			30,770
		,065	151,065			30,213
		,921	136,921			27,384
		,163	121,163	/		24,233
1967 (S	42) 103	,106	103,106	\ a \(\begin{array}{c} \begin{array}{c}		20,621 アンター会和2年度資料

※神奈川県赤十字血液センター令和2年度資料

令和3年度都道府県別献血状況(速報値)

1 献血方法別献血者数

令和3年4月~令和4年3月累計

	「駅皿力法別駅皿者数													H 1-0/15	1501		
ブ		項		白奴		1	200mL		400mL	献血老				成分 血漿成分		血小板成	分献而去
		目					200111L	四八十二日	TOOTTIL	- 四八皿・日	4 献 0			- 一水ルノ	, ^ш у.ш. 18	کار کراہ ر · بست	27 州八皿1日
ッ ク 名	都道府県			前年比	合計	前年比	男性	女性	男性	女性	血 0 率 m L	合計	前年比	男性	女性	男性	女性
北	北	海道	人 259,402	% 100.3	人 202,718	% 99.8	人 1,483	人 8,175	人 139,505	人 53,555	% 95.2	人 56,684	% 102.1	人 11,506	人 9,668	人 28,016	人 7,494
海道	/]\	計	259,402	100.3	202,718	99.8	1,483	8,175	139,505	53,555	95.2	56,684	102.1	11,506	9,668	28,016	7,494
東北	青岩宮秋山福	森手城田形島	47,662 44,481 93,547 40,140 42,007 76,257	97.3 99.9 100.4 95.5 101.4 100.0	33,235 31,070 61,393 25,691 28,605 52,454	96.8 98.8 101.8 96.5 100.2 100.9	191 194 605 154 116 513	1,191 1,190 1,699 662 842 1,157	22,300 21,846 43,759 17,939 19,929 38,164	9,553 7,840 15,330 6,936 7,718 12,620	95.8 95.5 96.2 96.8 96.7 96.8	14,449 13,402	98.5 102.7 97.8 93.8 103.8 98.1	7,491 6,152 12,217 6,343 5,381 11,059	4,025 3,056 8,514 3,433 3,567 3,601	2,373 3,795 9,433 3,756 3,796 8,171	538 408 1,990 917 658 972
	小	計	344,094	99.3	232,448	99.7	1,773	6,741	163,937	59,997	96.3	111,646	98.6	48,643	26,196	31,324	5,483
関東甲信越	茨栃群埼千東神新山長		105,603 96,975 93,199 240,942 230,492 568,258 325,295 93,880 38,364 78,212	100.1 100.8 101.0 100.2 101.7 104.2 99.4 104.0 99.4 98.6	73,711 65,817 60,615 171,820 156,556 362,619 212,410 56,839 24,695 49,053	101.6 102.5 103.5 100.9 100.0 105.4 101.2 103.1 102.5 100.7	623 1,548 541 1,492 787 1,585 1,121 253 118 221	4,906 14,625		43,778 41,852 106,718 52,681 14,016 6,320		32,584 69,122 73,936 205,639 112,885 37,041	96.8 97.5 96.6 98.4 105.4 102.2 96.3 105.5 94.3 95.3	15,297 14,092 11,694 26,765 25,436 66,611 45,434 18,801 8,911 14,190	25,250 66,522	5,938 7,889 10,811 23,846 20,013 62,020 31,199 6,517 4,820	880 330 2,057 2,324 3,237 10,486 4,531 1,061
	/]\	計	1,871,220	101.6	1,234,135	102.5	8,289	53,199	845,458	327,189	95.0	637,085	99.9	247,231	191,028	173,053	25,773
東海北陸	富石福岐静愛三	山川井阜岡知重	37,400 44,561 29,353 69,058 134,550 292,732 65,141	99.8 98.6 100.8 100.5 102.5 99.1 101.8	25,776 28,035 20,670 47,716 90,877 175,224 37,141	104.2 99.9 102.3 103.7 103.9 99.2 102.9	168 166 94 409 653 1,236 145	1,062 1,178 674 1,863 3,402 4,956 564	18,883 20,627 14,572 34,046 67,390 129,205 29,248	5,663 6,064 5,330 11,398 19,432 39,827 7,184	95.2 95.2 96.3 95.2 95.5 96.5 98.1	11,624 16,526 8,683 21,342 43,673 117,508 28,000	91.3 96.5 97.5 93.8 99.7 99.1 100.3	5,408 7,047 6,515 7,612 23,225 43,949 11,630		3,366 4,863 7,390 8,466 32,303 8,861	93 677 718 570 5,224 701
	小	計	672,795	100.3	425,439	101.5	2,871	13,699	313,971	94,898	96.1	247,356	98.2	105,386	68,738	65,249	7,983
近畿	滋京大兵奈和		51,368 113,213 397,018 216,567 48,972 43,511	96.6 98.0 100.0 99.8 98.5 96.6	39,867 76,194 263,745 150,466 33,667 32,741	96.4 99.5 102.0 100.2 100.4 99.2	231 111 906 506 193 300		29,874 54,850 174,489 105,334 23,550 22,032	8,660 20,303 79,893 39,614 8,807 9,205	96.7 98.6 96.4 96.3 96.1 95.4	133,273 66,101 15,305	97.1 94.9 96.3 98.7 94.5 89.4	3,803 13,452 38,588 23,503 4,692 2,516	2,768 9,974 44,209 19,594 4,386 3,710	4,332 11,503 41,134 19,901 5,476 4,418	598 2,090 9,342 3,103 751 126
	/]\	計	870,649	99.2	596,680	100.6	2,247	17,822	410,129	166,482	96.6	273,969	96.3	86,554	84,641	86,764	16,010
中四国	鳥島岡広山徳香愛高	山	21,899 22,284 79,528 121,585 51,845 28,565 37,798 52,791 28,624	93.2 98.6 99.6 98.0 100.1 101.0 97.7 97.3	55,005 76,372 41,916 19,871 27,270 36,275	98.7 101.2 102.5 99.4 98.0 99.2 101.3 97.7 99.3	5 12 128 218 109 23 30 29 21	50 70 749 1,253 414 72 69 133 400	54,494 32,959 14,988 20,222 27,276	14,021			83.8 94.6 93.7 97.2 97.9 102.3 100.4 97.8 93.2	3,445 4,238 10,712 20,623 4,078 4,725 5,972 5,949 4,039	944 1,679 5,809 6,321 2,020 1,810 1,883 5,454 2,650	2,637 2,281 7,506 15,288 3,489 2,055 2,653 4,495 2,160	224 34 496 2,981 342 104 20 618 199
	小	計	444,919	98.5	304,986	99.7	575	3,210	224,914	76,287	98.8	139,933	96.0	63,781	28,570	42,564	5,018
九州	福佐長熊大宮鹿沖	岡賀崎本分崎島縄	214,181 35,027 54,697 75,062 48,449 43,335 64,587 54,781	100.6 99.7 99.5 97.4 97.6 103.9 99.3 99.8	148,560 19,610 38,370 53,268 35,800 29,828 46,565 37,964	100.0 101.1 99.9 97.9 97.6 100.9 99.8 99.8	25 85 115 106 37 26 31 43	206 630 898 1,156 263 96 148 298	22,091 35,039	43,749 4,734 8,526 13,425 8,081 7,615 11,347 7,859	99.8 96.4 97.4 97.6 99.2 99.6 99.6	65,621 15,417 16,327 21,794 12,649 13,507 18,022 16,817	102.1 97.9 98.6 96.2 97.5 111.3 98.1 100.0	26,745 6,568 7,237 11,858 5,493 6,196 8,640 8,299	16,194 4,618 2,994 3,648 2,927 3,278 3,536 3,142	19,624 3,675 5,376 5,660 3,736 3,574 5,653 4,922	3,058 556 720 628 493 459 193 454
	/]\	計	590,119	99.8	409,965	99.6	468	3,695	300,466	105,336	99.0	180,154	100.4	81,036	40,337	52,220	6,561
全国	合計	t	5,053,198	100.3	3,406,371	101.1	17,706	106,541	2,398,380	883,744	96.4	1,646,827	98.7	644,137	449,178	479,190	74,322